

第十一章 佐竹氏の領国統一

この章では、豊臣政権の下で領国を統一した佐竹義宣が、水戸城を中心に、どのような支配を展開したかを明らかにする。その年代は天正十四年（一五八六）義宣の嗣立から、同十八年義宣の水戸城進出を経て、慶長七年（一六〇二）秋田移封までの期間をふくみ、とくに水戸在城の一三年間に重点をおく。

日本の歴史上、この期間は、戦国百年の争乱をおさめて、全国制覇をなしとげた豊臣秀吉の時代にあたる。この秀吉の事業を天下統一と呼ぶように、当時諸大名の支配圏が「国」であり、したがって、日本全国が「天下」と考えられたのである。諸国の大名たちは秀吉の権力に服して、その領国の支配権を保証された。

この豊臣時代はきわめて短かく、諸制度は整うにいたらなかったけれども、秀吉の事業は、ただ戦争の終結、軍事上の統一だけにあったのではない。秀吉は服属する諸大名の地位を、まずそのまま認めて、統一政権の基礎を固めると、引き続き多大の軍役に賦課したり総検地を行なったりして、かれらに強力な統制を加えた。すなわち、秀吉が諸大名に課する軍役は、天正十八年小田原の陣以来、同十九年の奥州出兵から、文禄元年、慶長二年の朝鮮出兵、文禄三年の伏見城の普請にいたるまで、まったく断え間なく続き、そのほかに妻子・一族の人質提供、上洛参勤などが要求されたのである。とくに、朝鮮出兵（唐入（からいり）・高麗陣・筑紫陣・名護屋陣などと呼ばれた）では、空前の動員規模を示し、その上諸国の検地や「六十六ヵ国人ばらい」といわれた全国の戸口調査、侍・百姓・町人の身分の決定という重要な政策をあわせて行なった。この時に豊臣政権の支配力はまさに頂点に達した観がある。

一方、諸大名もまた豊臣氏の勢威を背景に、自分の権力を確立しよ

うとし、豊臣政権の統制をただちに領国支配の強化に利用したため、統一政権の秩序は急速に大名領国の末端にまで滲透しはじめるようになった。

佐竹義宣は、豊臣秀吉に服属して、その地位の保証をうると同時に、江戸重通を追って太田城から水戸城に移り、領国の統一を達成して水戸を新しい領国支配の本拠と定めた。ここに郷土水戸は一地方豪族の居城から、いちはやく常陸の中心をなす第一の城下町として発展することになったのである。

水戸に入城した義宣が、天正十九年六月から文禄三年までの四年間に秀吉から賦課された軍役は、奥州陣・朝鮮役・伏見築城の手伝いだけに限っても、実に三万三千人に達する過大なものであった。ところが佐竹氏の領国体制は、まさしくこの期間に飛躍的な発展をとげたのであり、とくに城下町や知行地農村の統制、金山開発などの進展ぶりが著るしい。そして、同三年十月から年末におよんだ石田三成の佐竹領検地、その成果をもとに、翌四年六月以来全領にわたって行なわれた、秀吉の知行割と義宣の知行割の結果、秀吉と義宣の統制服属関係が確定し、同時に、義宣自身の知行制度と家臣統制もまた整備され、領国体制の確立をみたのである。

このように、豊臣政権のもとで佐竹氏の領国支配が樹立され、郷土水戸が発展していく姿を、以下五節にわけて述べることとする。

第一節 佐竹氏の水戸進出

義宣嗣立と天下統一の形勢

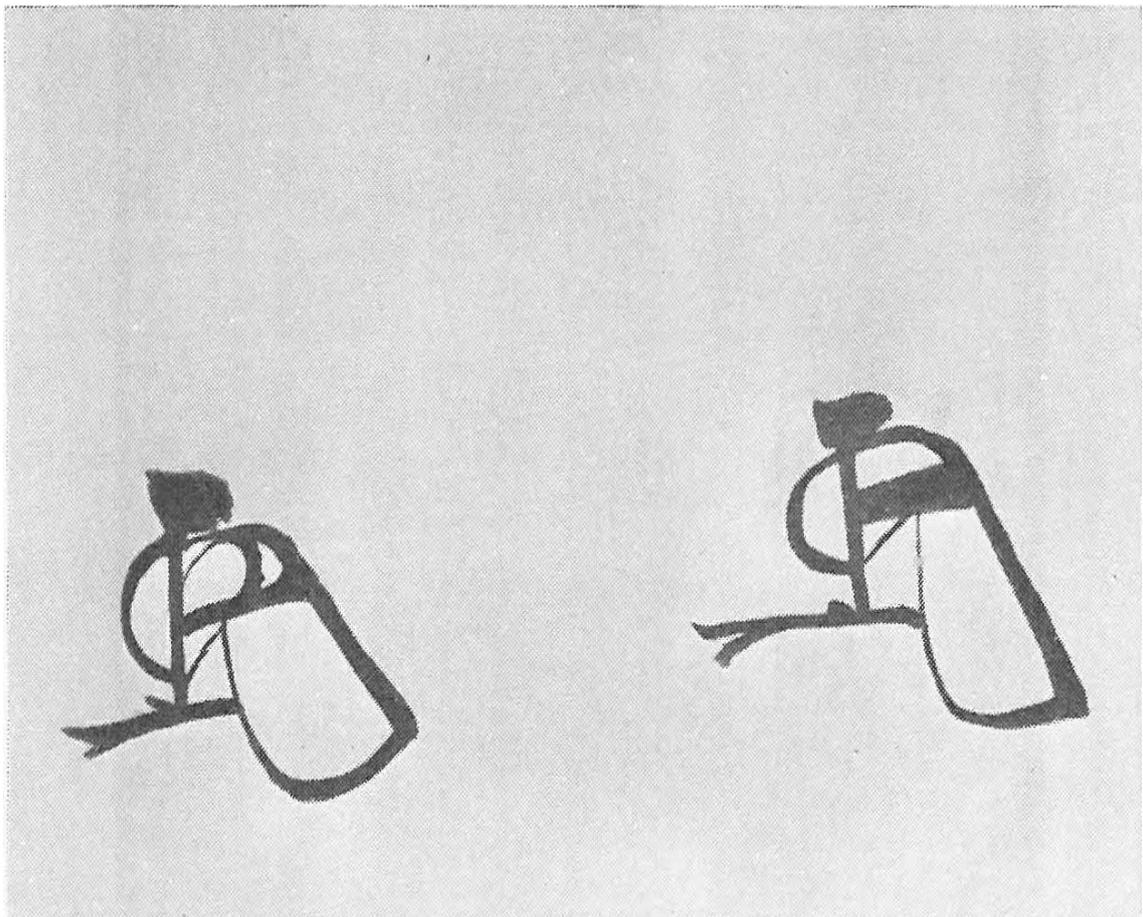
天正十四年の春、佐竹家では当主義重が引退し、長子義宣が嗣をついだ。義宣（徳寿丸・次郎）は元亀元年太田城中に生まれ、この時すでに一七才に達している（1）。ところが、義重もまだ三九才の壮年であり、（慶長十七年没、六六才）むしろ円熟期を迎える年頃で、隠居の身となる年令ではない。この代替わりに何か不自然さが感ぜられるが、その事情は不明である。



第1図 佐竹義重の書状 反町文書(慶応大学付属図書館所蔵)

この年四月、義宣は嗣立後はじめて軍勢を率いて、北条氏政方の軍と下野壬生・鹿沼・羽生田の間に戦った。四月二十九日、宇都宮国綱が平塚氏に宛てた書状（2）の中で「義宣始而出陣」と述べているのは、この事を指したものである。

義宣の家督相続の後も、しばらくの間は義重が義宣を後見して国政を行なった。十四年七月八日、一族大山氏と親交を誓約した起請文を、父子連名で発したのを初見として、義重・義宣連署による書状の形式は、翌十五年の末頃までつづく(3)。そして、十六年以降には義宣が単独に発行する文書が多くなり、ようやく独自の権力で領国経営に乗り出していることがわかる。ただ十七年に佐竹氏にもたらされた二通の豊臣秀吉朱印状が(4)、いずれも佐竹(北)義斯と同(東)義久に宛てられている例を見ると、佐竹家の若い当主義宣の背後に、この佐竹一門が重要な地位にあったことは明らかである。



第2図 義重・義宣父子の連署花押

秋田藩採集文書(東京大学史料編纂所所蔵)

この頃、佐竹氏は相模小田原から北関東を制圧しようとして北上する北条氏政の軍と対抗するために、常・総・野の間に不断の出兵を余儀なくされていた。その上、陸奥の強豪伊達政宗が北条氏と謀って佐竹氏の挾撃を企て、南奥各地で、南下する伊達軍と同地方への勢力拡大をはかる佐竹軍との戦いがくりひろげられていた。さらに中央からは、全国制覇の事業を進める豊臣秀吉が、東国平定の意図をはっきり打ち出して来た。このように天正中期、義宣嗣立当時の佐竹氏は、背腹両面で関東・奥羽の強敵と対立し、その上新たに中央統一権力の動向にも対処を必要とする、まことに困難な局面を迎えていたのである。

ところで、義宣の当面する敵の北条と伊達の両雄は、秀吉にとっても、東方を制して天下統一を達成する際の最大の強敵となる勢力であった。したがって、秀吉はこの佐竹氏の立場を利用して両強豪を索制しようとし、佐竹氏自身もまた、これらの強敵と対抗して勢力を拡大し、領国支配を強化して行くため、秀吉との結びつきを求めるにいたった。

佐竹氏と秀吉の連絡は、これよりさき天正十一年、秀吉が柴田勝家・滝川一益らを討って制覇への道を固めた頃にはじまる。まず秀吉が義重に書状を送って連絡を求めたのに対して、同年六月二十日、義重はこれに答えて北条氏との対戦を報じ、好みを通じた。その後もしばしば音信が交わされ、十三年六月十五日、秀吉は近く関東に出兵して義重らを援けようと伝えている（第八章第三節参照）。

十五年二月、佐竹氏の北方進出策をになって会津の名族芦名家の名跡（みょうぜき）を嗣いだ佐竹義広（芦名盛重、義宣の弟）が、十七年六月、伊達政宗に黒川城（会津若松）を追われて常陸に逃げ帰った。これを聞いた秀吉はただちに増田長盛・石田三成の両奉行に命じて、佐竹義宣・上杉景勝に政宗討伐を指令し、さらに寺内織部正を使節とし

て太田城の佐竹氏のもとに派遣した。

すでに天下の形勢は急速に統一の方向に動き、そのなかで、佐竹義宣はますます中央の豊臣政権との結びつきを深めていった。

秀吉は十三年七月、関白となり、翌年暮、太政大臣に任ぜられて、豊臣姓を賜わり、十五年には九州征伐をはたして聚楽第に移った。そして十六年七月には、いわゆる刀狩令を発して諸国百姓の武器所持を禁じ、諸大名に命じてこれを没収させた。この頃までに、すでに箱根以西は群雄割拠の旧態を脱し、まったく秀吉の勢威に服するにいたっている。

これに対して、奥羽では依然として伊達政宗を中心とする諸豪間の対立がくり返され、関東では北条氏直が旧来の広大な地盤により、また姻戚の徳川家康（氏直は家康の女婿）に頼って、秀吉への従属を肯んじなかった。十七年九月、秀吉は関八州につき「面々分領堺目」を画定する計画を、石田三成から佐竹義宣に伝えさせ、詳細は上洛の際に申し聞かせようといって上洛要求をほのめかした。そして十一月二十八日、北条氏宛の宣戦布告状の写しを添えて小田原出陣の命令を佐竹氏にも通達し

「氏直不屈きの次第、書き顕わされ、北条に対して御朱印を成され候。

その写、覚悟のため遣わされ候。」

と述べ、東国平定の強い態度を示したのである（5）。

小田原参陣

天正十八年正月、小田原討伐の軍がついに動きはじめた。豊臣秀吉は東征の軍法を定めて諸将に達し、東海の雄徳川家康を東海道の先鋒に命じた。これをうけた家康は二十一日、駿府城に出師の軍議を催し、毛利輝元は二十八日、水軍進発の軍備を整えた。二月に入ると、前田利

家は北陸の兵を率いて関東に向かおうとし、十日には家康が駿府城を発して東海道をくだり、二十一日、織田信雄の軍も駿府を経て小田原城に向かった。その他の豊臣氏旗下の諸将もいっせいに行動を起こした。二十七日には脇坂・九鬼・加藤・長宗我部ら諸氏に率いられた水軍がすでに駿河の清水港にぞくぞくと到着している。

このころ、佐竹義宣と伊達政宗の抗争は、義宣の弟芦名義広が政宗に会津を追われて以来、さらに激しさを加え、佐竹の軍は白河・浅川方面に転戦していた。その義宣に対して、従兄弟にあたる宇都宮国綱（母が義重の妹）と宇都宮の重臣芳賀高継は、正月二十三日には早くも「殿下御進発必然」とか「小田原取乱不成太形」という急迫した情勢を伝えて、一刻も早く奥州境目の戦闘を中止して小田原攻めに加わるよう、と勧めてきた(6)。しかし、他方の政宗の許へは、北条氏政が甲冑を贈りとどけて佐竹との抗戦を励まし、当の政宗はまた京都へ使者を送って、会津攻略の件を秀吉に言いわけするという複雑な政略がからみあって、義宣も政宗も戦陣を解くことは容易ではなかった。

三月一日、豊臣秀吉は華麗な陣容を整えて京都を進発した。そして、三月末には、小田原本城を包囲する態勢を整え、同時に他の豊臣方諸将も、関東各地の北条氏の支城に一斉攻撃を開始した。

佐竹義宣はいぜんとして伊達政宗の軍と対戦したまま、奥州白河に在陣していた。しかしこのような情勢の推移を知ると、友邦の宇都宮氏に使者を派遣して、小田原参陣のことを相談し、三月二十五日には同氏の同意をえた(7)。いっぽう伊達政宗もようやくこのころ小田原の秀吉に謁しようと準備に着手した。このように義宣と政宗は共に牽制しあいながらも、その戦いをやめて秀吉の許へ参礼する機をうかがいはじめている。そして四月下旬、小田原の石田三成から佐竹氏へ使者が到着し、佐野・新田・館林・松井田等の北条方の城が相ついで陥落

し、その他の小城の自滅も続いている、小田原の落城も間もないことであろうという豊臣方の圧勝ぶりを伝えた(8)。ここに及んで、ついに義宣も「上・武之儀者勿論、奥口までも此度一変二無疑」と判断をくだし(9)、宇都宮国綱と合して小田原参陣の軍を進めた。政宗もまた前田利家や徳川家康らの勧めを受けてようやく態度を決し、五月九日には会津を発して小田原に向かったのである。

第1表 豊臣秀吉へ参礼した佐竹・宇都宮氏と麾下の諸将

家臣団	献上品				備考
	太刀	馬	金		
佐竹義宣	1	3	80	内	石田光成へ馬1・金20 増田長盛へ金10
東義久	1	3	7	内	石田へ馬1・金2 増田へ馬1
北義憲	1	1	2		
南義種	1	1	2		
穴戸四郎	1	1	1		
太田景資			1		
額田從通			1		
嶋崎	1	1			
長倉義興	1	1			
真壁氏幹	1	1	2		
茂木治良	1	1	1		
小場義成	1	1	1		
千本			1		
宇都宮国綱		2	30		
結城			1		
益子		1			
笠間		1			
多功		1			
西方		1			
上三川		1			
塩谷		1			
芳賀		1			
祖母井		1			

やがて五月二十五日、義宣・国綱らは秀吉の腹心石田三成・増田長盛らに迎えられて小田原入りし（10）、二十七日はじめて秀吉に謁した。この時義宣に従った佐竹氏麾下の将には、東・北・南家をはじめ、宍戸・太田・額田・嶋崎・長倉・真壁・茂木・小場・千本ら一二人の有力な一族・客将・国衆らが名を連ねている（11）。この時義宣は秀吉方に太刀・馬・金などを献じ、麾下の諸将もこれになった（第一表参照）。

この参礼によって、豊臣政権のもとにおける佐竹氏の地位は、ひとまず保証されることになった。しかもこの時、義宣とその一族佐竹（東）義久が、特別に石田・増田の両氏にも多額の黄金を贈っているが、この後一貫して、佐竹氏は豊臣政権の奉行のうちでも、とくに石田三成と深い結びつきを保つのである。

ところで、小田原に参陣した佐竹氏麾下の常陸諸将のなかに、水戸城の江戸重通や府中城の大掾清幹らをはじめ、姿を見せない有力豪族が少なくない。かれらはこの大事件に際して、いったいどのような態度を示したのであろうか。

江戸重通については、この間の動静を知る直接の史料はきわめて乏しいが、諸種の江戸氏系図類の所伝を調べてみると、ほぼ次のような事情がうかがわれる。秀吉の小田原包囲に先立ち、北条氏政は重臣松田康秀を常陸に派遣して、江戸・大掾・小田をはじめ常陸南郡の諸将を北条方に勧誘して盟約を結んだ。そのためこれら諸氏はついに秀吉の動員令に応じなかった。その後江戸重通は佐竹氏が小田原陣に赴くのを知ると、いそぎ家臣の武熊氏に手兵を授けて、義宣のもとに従わせたが、自らは動かなかったという。宮本茶村はこのことを、当時江戸氏の家政がみだれて、小田原動員令に対する家中の意志統一ができなかったからである、とも述べている（12）。これは天正十六年末から十七年に及んだ神生（かのう）の乱の内訌を指しているのであろう。氏政の

臣松田康秀という人物の常陸下向のことは、まったく傍証を得ない。しかし、たとえば十八年三月六日、会津黒川城の伊達政宗のもとへ、北条氏政の使者が訪れて協力をもとめ、これを迎えた政宗がその夜城中で軍議を催しているのを見ると(13)、同じころ常陸の反佐竹勢力に対しても北条氏の積極的な働きかけがあったことは充分考えられる。

同年四月十六日、常陸下妻城主の多賀谷重経が水戸城の江戸重通に音信を通じて、水戸地方の政情を問い、さらに、小田原普請が進行しているとか、また一説では陣触れが中止されたとか、いずれも敵国遠境のことなので実情は不明である、などと報じている(14)。四月中旬といえ、豊臣・北条両軍の間で、関東一円にわたる激しい攻防戦がくりひろげられている最中である。そして、すでに常陸へもその形勢はただちに波及し、豊臣方の動員令も発せられている。したがってこの多賀谷情報はまことに不審という外はないが、江戸氏がこの頃いまだに小田原陣に対する態度を決しかねていることは明らかである。

いずれにせよ、江戸氏や大掾氏らがついに小田原の秀吉のもとへ参礼しなかったことは確かである。たとえ北条方へ積極的に与同しなかったにせよ、中央の統一権力の要求に服しなかったことは、かれらの将来を決定的に不利なものとした。

佐竹領の安堵

小田原参礼の後、佐竹義宣は秀吉の命にしたがって武蔵国内を鉢形城・忍城などの攻撃に転戦した。七月に入ると戦局は急速に進み、北条氏の壊滅を眼前にした秀吉は、同二日はやくも奥州仕置の準備に家臣を派遣して、道路や橋の修築にあたらせている。そして、同五日、ついに小田原が落城すると、翌日には秀吉の奥州征伐、会津進発のことが発表され、佐竹・宇都宮衆に対しては秀吉の宿所設営、会津先達の命令

が下った(15)。七日には下野の小山秀綱が小田原に参陣しなかったかどで、所領を秀吉に没収されてしまった。このような統一権力の威力と近隣の大名の悲劇を眼のあたりにして、佐竹義宣は懸命に豊臣軍の進路整備にとりかかったと思われる。

この奥州仕置に際し、秀吉から義宣に軍費が賦課された。その額は明らかではないが、義宣は課役の半分を俵子(兵糧米)、半分は金で上納しようと考えていたところ、急に石田・増田の両奉行から、全額現物納の要求が伝えられた。七月という端境期の兵糧米調達の命令に、義宣は困惑を示しながらも、二、三日中には秀吉が宇都宮に到着すると伝えられ、切迫した期限におどろいて、十六日、黒印状により、次のような緊急命令を領内に発した。二十日までに割当てられたとおり俵子を調達すること、家臣各自の所領つまり知行高を届け出ることの二カ条である(16)。知行高届出の指令は、義宣が豊臣氏からの軍役賦課を契機として、軍役を果たす基礎となる家臣団の知行地を確実に掌握しようとする意図を示すものである。

一方、二十日に江戸を発して陸奥に向かった秀吉は、途上で岩城常隆の死没を聞くと、自分に忠実な佐竹氏に命じて、義宣の弟(義重の三男能化丸貞隆)をもって岩城氏を嗣がせた(17)。その上秀吉は朱印状をもって、軍勢甲乙人(雑人ら)の地下人百姓に対する濫妨を戒しめる三カ条の禁制を、陸奥の内滑津・赤館・南郷の各地に下して、この地域を「奥州内佐竹知行」と公認した。このように、この地域に対する佐竹氏の地位はここに秀吉の力によって確定されたのである(18)。

やがて二十六日、秀吉は宇都宮に着陣と同時に、米沢の伊達政宗、山形の最上義光に急使を派遣して宇都宮参集を命じ、五、六騎ばかりの軽装で夜を日についで馳参せよ、妻子は人質として上洛させよと指令を発した(19)。その際秀吉はおだやかに「奥州之儀は貴所御差図をも」

聞きたいなどと申送ってはいるが、じつは秀吉の奥羽の仕置を前に、奥羽の強豪大名伊達・最上らがすでに秀吉の意のままに駆使される情勢となっていた。そしてこれと同じ頃、佐竹義宣に対しても、人質を京都へ差し出せという命令が下っている。二十九日、義宣は一族の東義久に「此度、殿下御催促につき、家中上洛」と報じ（20）、八月一日には、秀吉から信濃の松平康寛や尾張犬山城の土方雄久（織田信雄の老臣）らに対して、佐竹義重と、その妻子を上洛させるから、領中をたしかに送付せよと指示している（21）。妻子だけでなく義宣の父までも、人質として上洛を求められたのである。秀吉の宇都宮着陣とともに、北関東・奥羽の諸大名に対する統制が急速に強化されている事情が如実にうかがわれる。

さて、秀吉は義宣から父子を人質に徴発すると同時に、義宣に対して、次のような朱印状をもって、その地位に確実な保証を与えた（22）。これは佐竹氏が豊臣政権下の一大名として、領国支配を行なうための公的な基礎となる重要な文書である。

常陸国并下野国之内所々、当知行分式拾壹万六千七百五拾八貫文之事、相添目録別紙令扶助之訖。然上者、義重・義信（宣）任覚悟、全可令領知者也、

天正十八年庚寅八月朔日（朱印） ○（秀吉）

佐竹常陸助殿

すなわち、佐竹氏が常陸・下野両国内において、現実に支配している二一万六七五八貫文の土地を、秀吉があらためて佐竹氏の支配地として公認したものである。目録別紙とは、この朱印状に詳細な所領の内訳を記した目録が添えられたことを示す。その間の事情について、数

年後（年未詳）義宣が直臣の山方対馬守に

「うつのみや（宇都宮）にて下され候御朱印ならびに目録有るべく候。急度（きつと）さしこすべく候。目録は洞中（うつろちゆう）のさしいだし帳をかきたて、其のおくに御朱印のおさり候帳」

と説明しているから（23）、宇都宮在陣中の秀吉から朱印状と目録とが下付されたのである。その目録とは、洞中つまり佐竹領の指出帳をまとめた帳簿の末尾に、秀吉の朱印が捺されたものである、というのである。なお指出帳とは、義宣が領内の直轄地と家臣知行地に対して、各地の貫高をそれぞれに届出させた帳簿のことで、これより先七月十六日義宣が領内に黒印状を發して「手前之知行分、以書立急度可承事」と命じているのがそれにあたる。このようにして、義宣は自分の領国の明細目録をあらかじめ家中に命じて作製し、これを宇都宮に着いた秀吉のもとへ提出した。いっぽう、佐竹氏の領国支配を公認する方針を定めていた秀吉は、これに認証の朱印を捺し、前掲の本朱印状に付けて、あらためて義宣に下したものであった。

ところで、この目録は伝存しておらず、「洞中のさしいだし帳」の内容も、二一万六七五八貫文におよぶ佐竹領の明細も、現在では知る由もない。しかし、ここで公認された佐竹領がどの範囲を含んでいるかは、江戸氏らの地位がどうなったのかという問題と関連する重要な点である。そこで、以下若干の史料を調査してみると、「当知行」といいながら、実はその中に鹿島・行方などいわゆる常南諸郡や江戸氏の所領など、まだ佐竹氏に完全に服属していない諸豪の支配地もすでに含まれていたと推測される。

たとえば、右の朱印状が正式に下付される直前の七月二十九日、義

宣は東義久に対して、鹿島一郡を新たに与え、義久の本領である檜沢・武部の支配を認めるかわり、南郷・保内の地は義宣のもとへ返させている。したがって、義宣が「洞中のさしだし帳」に鹿島郡を含めて届出ていることは、まず疑いない。そして、義久は翌十九年閏正月十三日、まだ実際に鹿島郡を手中に収めない先に、自分の家中に対して、「鹿島郡配当の砌（みぎり）」は五貫文の知行地を与えよう、などと約束している（24）。また、十八年十一月十日、義宣は上洛に先立ち江戸氏領と行方郡の仕置を定めているので（25）、当時すでに秀吉からこれら地域の支配権も認められていると推察される。したがって佐竹氏は本来の勢力圏である、いわゆる奥七郡（常陸北部）や下野の一部のみならず、常陸の南部諸所をも含めて二万余貫文の地を認められ、豊臣政権のもとではじめて北関東随一の大大名としての地位を固めたといえることができる。

そして、この朱印状を与えられた年の冬、義宣は秀吉の命令により、その地位を保証された礼に上洛しなければならなかった。十一月二日、上洛費用を調えるため、家臣に対しても、

「分国中へ、就上洛二十分一ヲ懸候、其方事、地行分之積を以、十分一之金子可被相済」

という命令を下し（26）、同十日、真崎重宗（兵庫助）・和田昭為（安房守）の両重臣に江戸・行方の仕置を委ね、おそらく同月末には上洛の途についたと思われる。やがて、十二月二十三日、義宣は秀吉の推挙によって従四位下・侍従の位官を授けられ、あくる十九年一月二日、このことを謝するために参内して黄金三〇枚を献じた。さらに羽柴の姓を秀吉から与えられて、羽柴常陸侍従と呼ばれ、まったく名実ともに豊臣

政権下の大名となって、閏一月二十五日、ふたたび常陸太田に帰城したのである(27)。

水戸城攻略

佐竹義宣は新しい領国経営の拠点として、江戸重通の本拠である水戸城を望んだ。これは、佐竹氏が旧来の分立割拠する戦国大名の殻を脱して、豊臣統一政権下の大名として、支配体制を新しく編制・整備していく基礎となる、きわめて画期的な施策であった。

前に述べたように、義宣は上洛に先立つ十八年十一月十日、「江戸」の仕置を真崎・和田らもつとも有能な重臣に委ねているが、水戸城進出の意図を明らかにしはじめたのは、実は秀吉から領国支配を公認された八月頃からであったという。しかし、江戸重通がこの要求を強く拒んだため、佐竹氏はついに武力進攻を決意することとなった。とはいえ、すでに天下統一は成り、豊臣政権の支配秩序が成立しているこの時期で、秀吉の権力を背景とする佐竹氏に対し、江戸氏はいまやその公認をえない地方の一勢力にすぎない。つまり、義宣は水戸進出すなわち江戸氏討伐をまったく自分の領国内部の整理のため、十八年以前の戦争とは質的にちがった、いわば内政の問題として処理しえたわけである。

佐竹氏の水戸城攻略に関する確かな直接史料はほとんど伝存しないが、諸系図類を中心に調べてみると、ほぼ次のような所伝が知られる。

まず佐竹軍の進攻開始は十二月十九日に行なわれ、全軍は二手に分かれて水戸城に向かった。義重の率いる一軍は、太田→村松→市毛原→勝倉→枝川と進んで水戸城の天王曲輪に突入し、義宣の本隊は太田→久慈川→後台→青柳→神生平を経て水戸城内に殺到したという。この日、勝倉台で江戸氏の家臣笹嶋小四郎重道が戦死した、と記してい

る袴塚村本行寺過去帳が、この戦いに関するほとんど唯一の史料かと思われる（28）。

あくる二十日、はやくも江戸氏一族の根城一三館八カ所が焼亡し、水戸城はあえなく落城して、義宣は城中に入ったと伝えられる。

以上の佐竹軍の進路や一三館八カ所という数字などに、確かな支証があるわけではなく、まして、この時義宣が上洛中であってみれば、この水戸城進撃を義宣が陣頭指揮し、ただちに水戸城に入城した、とする所伝はあきらかに誤りといわなければならない。しかしながら、水戸城の郭内にあった和光院の記録（29）に「天正十八、水戸没落、和光院ヲ田島へ引」と見えるように、江戸氏の本城とその領国は、この時の佐竹氏の攻撃に屈して、十八年十二月中には、完全に崩壊し去ったことは疑いないのである。

なお、常陸誌料や江戸旧記は、水戸落城当時の江戸氏の支城砦や討死をとげた家臣名をかなり詳細に列挙している。右の笹嶋小四郎の名もそこにあげられている。しかし多くはまったく傍証をえず、またここに全部がつくされているとも思われぬが、後考のために掲げて参考とする（第二・三表参照）。

第2表 水戸落城時討死江戸氏家臣（常陸誌料による）

谷田部治部少輔通真	館	民部少輔	平戸	五郎右衛門
同 志摩守通明	同	主殿助	同	左馬允
同 大学介重元	広沢	大学助	小沢	半右衛門
同 兵部少輔弘胤	檜村	孫左衛門	塙	介左衛門
春秋 上野八郎	山本	帯刀	同	甚五郎
打越 左京亮	飯島	縫殿	笹嶋	小四郎
出沢 大隈守	小島	勘解由左衛門	枝川	弥五郎
小田部 式部	和田	三郎四郎	猿田	新四郎
大高山 城守	玉内	宮内少輔	益田	四郎左衛門
薨 四郎左衛門	海老沢	四郎右衛門	篠原	蔵人

第三表 天正末期の江戸氏支城砦（江戸旧記・常陸誌料による）

城 砦	部 将	家 中	典 拠
池野辺	小貫大内蔵允	館伊豆守・井上若狭守・綿引淡路守	(旧)
	外岡美濃守	小林土佐守・高安石見守・川松和泉守	(旧)
谷 津	谷津周防守		(旧)
田 島	加倉井豊後守		(旧)
	寺門木工助		(旧)
有 賀	木村美濃守	綿引勘解由・根本弥衛門	(旧)
牛 伏	浅野玄蕃		(旧)
中 原	国井善之介		(旧)
杉 崎	神原勘解由	武藤太郎左衛門・外岡与右衛門・藤咲 藤右衛門・久保田嘉右衛門	(旧)
三 湯	塙 主水		(旧)
大 塚	鯉淵左京・民部		(旧)
鯉 淵	鯉淵参河守（通賢）		(旧・誌・系図)
加倉井	加倉井善之介（対馬守）		(旧・誌・和光院)
成 沢	外岡丹後守		(旧)
開 江	外岡若狭守		(旧)
飯 島	七字勘解由		(旧)
金 谷	小松崎若狭守		(旧)
小 原	里見四郎	桧山伊豆守・岡部嘉右衛門・神原伊賀 守・同若狭守・吹野和泉守	(旧)
枝 川	枝川播磨守（重氏）		(旧)
台 渡	春秋駿河守		(誌)
河和田	春秋上野介		(誌・古老説)
大 足	外岡伯耆守		(誌・稻荷棟札)
海老沢	海老沢弾正		(誌・光明寺旧記)
小 幡	小幡中務丞		(誌)
鳥羽田	鳥羽田越中守		(誌・文書)

南郡三十三館の滅亡

江戸重通の領国を制圧した佐竹氏は、さらに同二十二日、軍を転じて府中城に攻撃を加え、わずか数日の内に、これも粉碎してしまった。城主大掾清幹は自殺をとげ、ここに大掾氏は族滅を喫したという。

さらに、義宣が上洛に先立ち、水戸城攻略とあわせて重臣に命じた「行方郡之仕置」は、十九年閏正月二十五日、義宣の帰国を期して急速に推し進められることになった。



第3図 「和光院過去帳」

右端に天正十九年の記事が見える。(内原町 和光院所蔵)

かつて常陸南部には平姓大掾氏の一族がひろく蟠踞し、俗に南方十三館と呼ばれた。ただし、この数字は形容であり、三三の勢力があったわけではない。かれらの多くはいずれも秀吉の小田原参陣の命をきかず、豊臣政権下にその地位を公認されることができなかった。ここにおいて、南部諸将もまた江戸氏らと同様な立場に追いこまれたわけである。佐竹氏の南郡対策について、たとえば小宮山楓軒は、佐竹氏が東義久の奔走によって石田三成から南郡成敗を許可された、とその下知状を掲げ、中山信名は、佐竹氏が秀吉の猛威を背景として南郡三十三氏を太田城に招致し、一挙にこれを滅したと説いている(30)。石田三成下知状のごときはもとより信ずるに足りないが、以上の所説は、佐竹氏の常陸統一が豊臣政権を背景として推進められた、という時勢の大局をとらえた見解である。佐竹氏の南郡討伐に関しては、過去帳類以外に拠るべき史料は見当たらない。「和光院過去帳」によれば、「天正十九季辛卯二月九日、於佐竹太田ニ生害ノ衆」として、次の諸氏を掲げている。(第三回参照)

「鹿嶋殿父子カミ・嶋崎殿父子・玉造殿父子・中居殿・釜田殿兄弟・アウカ殿・小高殿父子・手賀殿兄弟・武田殿、已上十六人

また六地藏寺過去帳には、わずかに嶋崎氏のみであるが、

「桂林杲白禅定門(シマザキ)天正十九年辛卯於上ノ小河横死
春光禅定門(シマザキ)号一徳丸於上ノ小川生害」

という記載が見られる。

ここに挙げられる諸氏のうち、鹿島・中居・畑田三氏は鹿島郡の旧族であり、嶋崎・玉造・相賀・小鷹・手賀・武田六氏はすべて行方郡の将

である。これら数多の諸豪が十九年二月九日、太田城下において一挙に誅伐された、と以上の過去帳は伝えているのである。

南方三十三館由緒書や諸氏系図等の所伝によれば、義宣はこれら諸氏を会盟にことよせて太田城下に誘殺し、従わない者には軍をさし向け、一朝にして葬り去ったという。義宣はその上さらに、額田城の小野崎照通が先に小田原参陣には従軍しながら、ふたたび反抗の構えを示すのを見て、南郡仕置が終わると、二月二十三日、強力な軍をもって額田城を包囲し、ついにこれを破った。かねて伊達政宗と通じていた照通は城を逃れて陸奥に落ち、政宗を頼った。

ここに佐竹氏は豊臣政権のもとで、はじめて宿望の領国統一をなしとげることができた。

江戸重通の末流

天正十八年十二月二十日、水戸城の落城によって、応永末年以来一六〇余年・七代にわたった水戸城における江戸氏の歴史は終わりを告げた。

江戸重通の水戸城没落の姿を、諸系図類は次のように伝えている。十二月十九日、重通は佐竹軍来攻の報を受けると、直ちに那珂川を越えて、枝川氏以下わずか二百余の兵をもって迎え撃つ体勢をとった。しかし、佐竹氏が水戸城を挟撃しようとする軍を二分して進んでいることを察知し、退いて城内に楯籠った。が本城もたちまち火をかけられて陥り、傷ついた重通は、子息三七を伴って千波に脱れた。そして、ここでまさに自殺しようとするのを、家中の武熊・外岡氏らにおしとどめられ、姻族の結城氏を頼って結城城におちのびることに決した。重通はわずかばかりの手兵に護られて、近藤・常井・住吉を経て河原井に至り、そこの禅院で、ようやく寄り集まってきた多くの家臣らにも暇を

与えて、大島・平塚・黒子を通して、二十二日、結城城に迎えられたという。

重通は結城晴朝の妹を妻に迎えて以来、二〇余年のあいだ結城氏とは親密な関係を保っていた（第八章第四節参照）。さらにその間、重通は娘を晴朝の養女としており、両者の結びつきはいつそう深くなっていった。やがてまた天正十八年七月二十九日、秀吉の命によって晴朝は秀吉の養子（家康の第二子）羽柴秀康に結城家の跡目を相続させることとなり、ついでこれに家督を譲って結城秀康とし、養女（江戸重通の娘）をその室と定めた（31）。そのような関係から、結城に逃れた重通もその家中において相当の処遇を得た、と推察されるのである。結城城中に亡命の日を送ること八年、慶長三年（一五九八）三月一日、重通は四三才にして世を去った。結城家の菩提寺の一である乗国寺に葬られ、法名を心巖唱安と称する。

なお、重通の二男一女のうち、長子小五郎通升は、すでに十六年の神生の乱に倒れ、次子三七郎宣通（三七実通とも）は父と共に結城家に仕えた。この宣通はさきに佐竹義重の娘を妻に迎えていたが、水戸落城の悲運にあって離別し、その妻は後に京都の公卿高倉永慶の室となった。

結城秀康は間もなく関ヶ原戦が終わった慶長五年（一六〇〇）十一月、本姓の松平氏に復し、越前北荘に転じて七十五万石を領することとなった。江戸氏もこれに随って越前に移った。秀康の家臣団編成を示す分限帳（32）には、「晴朝様御家中」として、「千石 水戸三七殿」の名が記され、他にも「大番衆」の内に、三百石を知行する春秋兵庫・小貫助大夫らの名も見えている。

水戸三七はいうまでもなく、重通の子息三七郎宣通である。江戸姓を水戸に改めているのが注目されるが、これは江戸の名が将軍の居城

と同名であるのを憚り、故地水戸の名に因んで水戸氏を称したものである。かれが千石の高禄を与えられて、隠居格の晴朝に近侍し、とくに「殿」の敬称をもって記されているところから、江戸氏は越前移封後も厚く遇されていたようである。また、春秋兵庫は水戸城下田野の城主春秋重元の後姿である。水戸城の没落とともに結城家に仕えて、越前に移って行った者は、他にもたとえば、高野山清浄心院の「結城家過去帳(33)」をみても、決して少なくなかったと思われる(第四表参照)。

第4表 結城(松平)氏に仕えた江戸氏とその旧臣(結城家過去帳)

慶安 二・二・十六	越前福居松平宰相殿家中水戸内匠立之	雲寿院殿華遊春慶大姉霊(廿五年忌)
寛永二十・十・九	越前福井同家中 水戸内匠助	長安寺殿秋山登月大禅定門霊位
慶長十三・二・十九	常州水戸住越前本丸様内布施和泉母	妙西禅尼霊位
慶長十三・八・一	常州水戸住越前本丸様内アヤコ父	道秋禅門霊位
慶長十三・七・十一	常州水戸住越前本丸様内ブンゴハメ	修観禅門霊位
寛永 一・四・十九	常州水戸今ハ越前北荘春秋兵庫	日辰道天庵主霊位
慶長十二・六・十二	北庄晴朝様内枝川新介母	凉順道慶霊位

注 (1)「小野右衛門義当家蔵文書」、「義宣家譜」一「佐竹家旧記」

(2)「宇都宮氏家蔵文書」、なお「秋田藩採集文書」(以下、採集文書と略称)十四に天正十四年卯月十七日佐竹義宣感状がある。

(3)「義宣家譜」一・「採集文書」十三・「採集文書」十一・「採集文書」十

四

- (4)・(5)「義宣家譜」一
- (6)「佐竹文書」五乾
- (7)「宇都宮氏家藏文書」
- (8) 東義久書状、「秋田藩家藏文書」(以下、家藏文書と略称) 二十七東義久文書所収
- (9)「採集文書」四
- (10)「常陸遺文」二
- (11)「佐竹文書」三坤
- (12)「常陸誌料」
- (13)「伊達家日記」
- (14)「水府志料」五
- (15) 増田長盛書状(佐野宝衍宛)、「採集文書」一所収
- (16)・(20)・(25)「義宣家譜」二
- (17)「伊達政宗記録事蹟考記」・「宇都宮氏家藏文書」・「出羽亀田岩城家譜」
- (18)「佐竹文書」一乾
- (19)「伊達家文書」・「士林証文」
- (21)「依田文書」、「信濃史科」十七所収・「家藏文書」六近畿文書
- (22)「佐竹文言」五乾・坤
- (23)「家藏文書」十九佐竹義宣文書
- (24)「家藏文書」二十七東義久文書
- (26)「採集文書」四
- (27)「義宣家譜」二・「御湯殿上日記」・「佐竹義重証文」
- (28)「水府志料付録」四
- (29)「増修和漢合運図」
- (30)「常陸三家譜」・「新編常陸国誌」

- (31) 「水野文書」・中村孝也著「徳川家康文書の研究」中巻所収
- (32) 「中納言秀康卿分限帳之写」、「続片叢記」所収
- (33) 「結城代々過去帳」

第二節 豊臣政権下の佐竹氏

奥州陣

国内の統一を成しとげた佐竹義宣は、天正十九年（一五九一）三月二十日、太田から水戸城に移って、ここを新しい領国経営の中心地と定めた(1)。旧来の本拠である太田の地域は、父の義重に委ね、南方の鹿島郡は一門の東義久に与え、府中城には一族の松平信久らを置き、奥州南郷には一門の北義憲を派遣し、赤館城に在番させて、岩城平城の岩城貞隆（義宣の実弟）の後楯とした。

第5表 佐竹氏の知行宛行

(天正19・文禄1)

	天正19 (1591)	文禄1 (1592)
佐竹義宣	4	
〃 義重	1	7
〃 義久	5	1
〃 義憲	10	4

これら諸地域における支配の進捗ぶりを、諸氏が発行した知行宛行状について見ると、第五表の示す通り、それぞれが配下の士に所領を給与し、支配組織を固めている事情を知ることができる。たとえば、義宣は松平信久（上総介、山入系佐竹一族、久慈郡松平村、（水府村）に

居り、又高垣姓を称す)に「府中普請」に関する三カ条の定書を与えて(2)、鎮城の構築を急がせている。また、東義久はすでに十九年閏一月頃から、家中諸士に鹿島郡内の地を五貫文・拾貫文と給与しはじめている。北義憲もまた二月には陸奥赤館に在城しており、多数の家士に対して「今度当地罷移」について知行を加増し、軍務の精励を求めている。このような新しい領国の経営は容易ではなかったらしく、北義憲などは太田城にいる義重の老臣田中隆定(越中守)に、五月廿六日、岩城植田から書を送って「岩城へ罷移、万端迷惑之儀、可有御察候」などと、その苦心をもらしている(3)。

しかし困難はただ領内の支配だけにあつたのではない。北義憲が家中の太(大)縄義辰(讃岐守)に、同年二月二十九日「去年以来、就御公用無際限辛勞、無是非候」と述べているように、すでにかれら自身が御公用、つまり上部から課されてくる軍役に辛勞していたのである(4)。そのような事態は、豊臣政権のもとに一大名として編制された佐竹氏にとって、避けがたいものであつたといえる。

このころ、奥州では葛西・大崎一揆の残党の騒乱につづいて、九戸政実の反乱が起こり動揺が甚だしかった。

葛西・大崎一揆は、小田原役に参陣せず、秀吉から所領を没収された葛西晴信と大崎義隆の遺民が、新領主で豊臣取立大名である木村吉清・清久父子に抵抗して起こした反乱である。十八年十月中旬に起こった一揆は一ヵ月余りで一応は潰走するが、全く鎮定されたわけではなく、その上岩出山の伊達政宗と会津の蒲生氏郷の軋轢(あつれき)がからみあって、奥州の政情はなお不安定きわまりないものがあつた。そこへ、さらに東奥の雄族南部氏の家督相続をめぐる紛争に端を発して、十九年二月、南部信直の同族九戸政実が反乱を起こし、約八ヵ月にわたる争乱となつた。

信直から再度の訴えを受けた秀吉は、六月二十日、大軍の奥州派遣を決定した。すなわち、徳川家康・羽柴秀次を総大将に、奥州中通り（仙道）二本松口から伊達政宗・蒲生氏郷を、浜通り相馬口からは佐竹義宣・宇都宮国綱に石田三成を軍監として進攻させ、出羽最上口からは上杉景勝を進ませ、大谷吉隆を軍監とし付属させるという陣容であった。この陣容には、外様旧族と豊臣直臣を組み合わせるといふ細心の配慮がうかがわれる。

水戸城にはすでにこれよりも早く出陣の指令が届いていた。義宣はただちに奥州出馬の準備を整え、六月十五日、一族の大山義景に水戸城の留守居を委ねている。ところが、同十七日、秀吉から重ねて次のような厳しい軍令が到着した(5)。これを受けて、十八日義宣が大山義則に送った軍勢催促の指令をみると

「自京都今度奥州御陣付、当国人数積之儀、昨日、弐万五千之預御催促候、雖然、俄与云、難成候間、自分以積申届候」

と述べている(6)。つまり、秀吉はこの奥州陣につき、二万五千人の軍事動員を義宣に割当てて来たのである。これはまことに驚くべき軍役量である。義宣は、突然のことなので成りがたいからとて、自分の動員計画を立て、翌日には家中に発令したのである。大山義則に課した軍役の内容は、騎馬四四騎・歩者二二〇人で、この通りに引連れて出陣しなければおのおの身上の安危たるべし、と高圧的な態度を示している。

ところで、佐竹義宣がこの奥州陣に際し、果たしてどれだけの軍を実際に動員しえたか、どこまで軍を進めたかは明らかでない。同年八月六日、徳川家康・羽柴秀次は二本松に着陣し、浅野長吉・伊達政宗・蒲生氏郷もここに来会して軍議をめぐらしている。やがて、十八日、家

康は陸前岩手沢（玉造郡岩出山町）に到り、九月四日、氏郷・長吉らは福岡城に九戸政実以下の叛軍を降して、ついに争乱を鎮定した。おそらく佐竹氏は秀吉の軍令通り、石田三成と共に浜通りを北上して陸前に到ったものと思われる。同年十月義宣は三成から、秀次が大森（福島市の西南）に在陣中であるから、佐竹軍は亙理か相馬に残留させ、義宣は平か富岡に在陣せよなどという指令を受けており、三成もその九月には平に着陣している（7）。

唐入の動員令

天正十九年九月十六日、奥州争乱を鎮圧した大軍が未だ奥州の内に在る頃、秀吉はさらに引続いて、新しい朝鮮出兵の動員計画を発表した。それは先の小田原陣よりも、奥州陣よりもはるかに規模の大きい、全国の大名を総動員しようという空前の計画であった。陣中の佐竹義宣にもこの命令が伝えられたことはいうまでもない。義宣に割当てられた軍役の人数は、五千人にのぼった（8）。

義宣は、直ちに準備に着手し、同二十日、奥州の陣中から、国元の和田昭為（安房守）に、次のような指示を発した。まず、来月十日頃、石田三成が水戸に立寄るので、俵子以下の準備をすべきこと。次に、去年石田三成に約束した黄金五〇枚を、三成から催促されているので、領内の年貢を金で納めさせて調達すべきこと。第三に、筑紫陣の動員令に従って、油断なく領内に催促すべきこと。第四に、石田三成の麾下の手で、縄打（検地）を行ない、年貢を倍増させる計画であること。第五に、鑓二百丁を新たに製造すべきこと。第六に、城下町の金商人に良質の金の精製を命ずべきことなどである。

九州北端に至り、さらに海を越えて大陸に兵を動かすという大規模な遠征は、佐竹氏にとっても空前の経験であった。それだけに、種々の

負担も甚大であった。その上、人員の徴用、物資の調達のため、土地・農民の実地調査、すなわち太閤検地が促進された事実は重大である。他を見ても、この年には陸奥・関東・北陸・畿内・中国・九州などの諸地域で、太閤検地が施行されており、出兵準備が本格的に推進められている。石田三成の水戸訪問が、この佐竹領検地の瀬踏みにあったことは、まず疑いないところであろう。しかし、なぜか石田三成の手による検地は、文禄三年まで延期された（第四節参照）。

さて、肥前名護屋への進発の期日を、来る正月十日に決した義宣は、年末には家中に対する軍役割当ての切符の配付を完了した。この軍役切符には、「償不罷成方者、知行方可返上」すなわち、割当通り軍役を果たせなければ知行を取上げる、という厳しい条件を付けた(9)。そして別に「唐入二付、借錢」の求めにはいくらでも応じ、もし事故を生じた場合には、知行方を以て弁済させるという対策まで講じて、借金をしてでも軍役を調べよ、という徹底的な動員体制をとったのである(10)。

軍役の内容は詳らかでないが、家中の各々が所定の武器・人数を調べて自ら出陣する出騎のほか「給人三ヶ一」とよばれる現物の徴発があった。宇都宮国綱が家中の太沢氏に「京家へ公役相重候上、尚今度、唐入付而、知行分物成三分一納所、無料簡候」と、豊臣氏の軍役の過大さを嘆き、代わりに宇都宮役は免除しようと申送っているのを見ると(11)、宇都宮氏でも同様な事情であったらしい。前にも述べたが給人三ヶ一とは、家臣知行分の年貢三分一を徴発することであったと知られる。また、義宣自身も諸大名の軍役の例をいろいろと聞き込んで、「伊達などにては、十貫知行分之者は、八貫つつ軍役をすまし候」とか「相馬など之軍役のすみも、三ヶ二被取由、ききおよび候」などと報じており(12)、諸大名が共に、それぞれの家中に対して知行分年貢の差

上げを、軍役として強制していることが窺われよう。去る十八年十一月、義宣が上洛のため分国中に「地行分之積を以、十分一之金子」を割り当てさせているのにくらべて、この朝鮮出兵のための軍役はまた、きわめて過重なものとなっているのである。

名護屋在陣

あくる文禄元年（一五九二）正月、佐竹義宣は水戸城を進発した。同じころ、伊達政宗も三千の兵を率いて岩出山を発し、南部信直も南下している。二月十四日、遠州掛川に着いた義宣は、水戸城の留守居和田昭為に便りして、「石田三成から、十八日に京を発つとしらせがあった、その前には京都に着くつもりである」などと述べている（13）。同二十日、石田三成・大谷吉継らが京都を出発し、ついで前田利家や毛利輝元ら多くの諸将が、朝鮮役の本営と定められた肥前名護屋に向かって続々出陣を開始した。義宣は徳川家康・上杉景勝・伊達政宗らと打揃って、三月十七日、京都を発した。そして、おそらく四月中頃には、名護屋に着陣したものであると思われる。秀吉もやがて四月二十五日に本営に入り、陣容はまったく整うに至った。

「高麗江御人数被遣候御備張之次第（14）」によれば、秀吉麾下の諸軍はすべてで二八万五六九〇人にのぼり、さらに人夫以下を加えれば、これをはるかに上廻る人数になるわけである。このうち佐竹氏の軍勢は、第十六番衆に「弍千人 佐竹侍従」と記載されている。ところが、文禄二年三月十日、秀吉が発した普州城包囲の陣立計画をみると、宇喜多秀家の組に「三千人 羽柴常陸侍従」として配属されている（15）。しかし前述のごとく、もともと義宣は秀吉から出兵五千人を指令されており、以上の数と一致しない。この不一致は、おそらく前の二例がそれぞれ渡海出征の割当て人数であり、後者が名護屋出陣の総人員を示

す、という相違によるものと思われる。ただし、義宣が最初の指令通り、五千の軍勢を完全に動員し得ているかどうか、確証はない。これはむしろ、名護屋陣中で佐竹氏の算用方をつとめた、大和田重清（近江）が自分の日記の中に「御軍役式千八百六十九人」と現地の軍役人数を記録しているところからみても（16）、概算三千人というのが実際の軍役数であったと考えるのが妥当ではあるまいか。もちろん、この外に人夫・番匠・舟子などの者を加えると、全体ではもっと多くの人員に達したと考えなければならない。

たとえば、義宣は名護屋着陣後も、しばしば国元水戸城の和田昭為に「よし田番匠三人、ゑさし一人急度さしこすべし」とか「舟子ここもとへあまためしつれ」とか「よき番匠を三人」などと催促して、陣中へ集めさせているのである（17）。

さて、豊臣軍のうち、小西行長らの一番隊は三月はじめ名護屋を出帆して対馬に向かい、四月以降は他の諸隊も続々と朝鮮におしわたって行った。ところが、義宣の軍にはながく出動指令が出ず、五月八日、今夏中には高麗へ渡ることになろうなどといいながら、そのまま名護屋の陣中で過ごした。そして秋八月頃から明との間に講和談判が起こったので、依然として兵を動かさずその年の冬を送り、文禄二年の春をむかえた。こうして、やがて滞陣一年になろうとする三月十日、「もくそ城」（普州城）攻撃の陣立てが決まり、佐竹氏は三千の軍勢を率いて朝鮮にわたり、宇喜多秀家の指揮下に入るようになった。ところが三、四月から再び和議が起こったので、またしても佐竹軍の渡海はのびのびになった。そして、五月半ばを過ぎ、朝鮮の諸軍が近々に帰陣する、という情報が伝えられるうち、五月二十三日、佐竹義宣は石田三成のもとに呼出されてついに渡海命令を受けた。その翌日には、石田・増田・大谷ら重臣連が揃って渡海した。

義宣も急いで家中へ出陣の準備を指示した。六月四日、舟組みのため家臣人数の調査を開始し、十三日には、乗船の割付を発表した。義宣の奉行大和田重清は、十二日以来連日のように、名護屋にいる豊臣氏の舟奉行衆のもとへ、軍船の受取りに赴き、七月四日までの間に、約百艘にのぼる多数の軍船を貸与されている（第六表参照）。続々と引渡された大小の軍船は、直ちに東義久・北義憲をはじめ家中諸将に配付され、六月十三日、東義久家中の船が渡海したのをはじめ、十数人の部将が手兵を率いて相ついで出陣して行った（第七表参照）。その総数は一四四〇人にのぼった。

ところが、七月七日に「もくそ城責落、首三千取」という捷報が朝鮮陣中からもたらされ、その夜豊臣の本営から長束正家らの使者が、出船延期の旨を伝えて来た。相当数の軍勢を派遣しながら、義宣自身はついに朝鮮へ渡らずに終わったのであった。その後、十一日に江戸隠岐守の船が朝鮮に向かったが、これは在陣諸士への補給と連絡のためであつたらしく、諸将はこれに手紙を託したりしている（18）。

渡海した佐竹軍の行動は詳らかでなく、わずかに六月十五日に出陣した戸村義和（摂津守）がこもかい（熊川城）に戦病死しているところから、その一端を窺いうるにすぎない（19）。やがて八月十八日、義宣以下佐竹氏の全軍は名護屋を発って帰国の途につき、閏九月六日、水戸に帰着した。水戸城を進発して以来ふたたび帰着するまで、実に一年八ヵ月という空前の大遠征であった。少くとも三千人を超える大軍勢が、この長期間の大部分を名護屋の地で出動待ちのままに費やし、その後わずか一ヵ月余の間とはいえ、朝鮮での戦闘に一四四〇人を投じたのである。佐竹軍将士の物心両方の負担は甚大であつたと推察される。

第6表 文禄二年 豊臣氏舟奉行より佐竹氏に対する軍船の貸与と
割付 (大和田重清日記による)

日付	舟数	舟の大きさ	家臣団への割付
6.12	7		東
13	5		東?
14	7	7反帆	東・大縄・兵太
15	1		北?
16	2		宍戸
17	2	5反帆	宍戸
19	3	5・6・7〃	多賀谷
20	1	8	江戸崎 (芦名)
23	1	大舟	南
25	1	大舟	岩城・大山・菅谷
7. 1	17	4・5・6・7〃	真壁 (10) ・柿岡 (1) ・平塚 (2) 茂木 (1) ・小田 (2) ・菅谷 (1)
3	14	4・5・6・8〃	?
4	36		宇都宮・北・小場・江戸崎 (芦名) 町田・山形・馬場

第7表 文禄二年 佐竹家臣団の朝鮮出陣
(大和田重清日記による)

月日	家臣団
6.13	東
14	中谷
15	大縄・兵小・戸村
17	吉田
18	宍戸・北
19	大塚・宍戸
22	多賀谷・江戸崎 (芦名)
26	大山・菅谷・岩城
7. 4	真壁・柿岡・小田・宍戸・茂木
11	江戸 (連絡のためか)
(備考)	渡海人数 1440人

たとえば、これだけの大軍の長期駐留は、それだけでも莫大な経費を必要とするわけである。佐竹軍は滞陣中他の諸大名の兵と共に、ある時は秀吉の本営建設、「名護屋普請」「御城之石敷普請」に従事し、ある時は長束正家を通じて「おこし炭」八六一俵の徴発に応じ、時を限らず「御渡海之御催促」に備え、また諸大名と相応の交際もしなければならなかった。文禄元年十二月のころ、義宣は石田三成から借りた七〇人の舟子を返せずに苦慮し、翌二年六月には三成からの借米は八百石にのぼるといふ有様であった。

諸軍の士卒の逃亡という事態も起こった。秀吉は文禄二年二月十四日、この状況を防止するため、諸軍に軍令を出したが、諸氏の留守居に対して、「人留番所」を領内諸処に設けて、高札を掲げ、不審の者は搦め取り、隠匿する者がいたら、その在所全体に誅罰を加えよと厳命している(20)。これより先、義宣自身が元年十二月二十日、水戸城の和田昭為に出した書状によれば、

「ここもとよりも、夫兩人かけ落候。一人はくにい(国井)の夫、一人はをつつみ(小堤)の夫、かけ落候間、其元へ罷越候はば、則せいはいたす可候、せいはいたしても、いたさず候ても、別の夫を申付、正月はさしこす可候」

という事態が佐竹軍でも起こっている(21)。つまり、国井・小堤から名護屋に連れて来た人夫二人が逃亡したことを報じ、国元にこの両名が立ち帰ったら直ちに成敗を加え、かわりの人夫を至急派遣せよと命じているのである。名護屋陣では秀吉の命によって、「人しらへの帳」の作製が行なわれ(22)、「御人調之帳被直、何も判を可仕と御催促付、小者・夫までのはん(判)造テすゑる」といふ、徹底した軍役人数の統

制が行なわれた。すなわち、たとえ一人の人夫をも欠かせない厳しい統制が加えられているのである。

国元の統制

名護屋に出陣した佐竹軍の軍役と生活をささえたのは、いうまでもなくその領国である。厳しい軍役の重圧は領国統制の強化となり、戦陣の労苦は直ちに国元にしわよせされた。豊臣氏の天下統一を背景として、新たに統一を実現したばかりの佐竹氏領国の支配は、この朝鮮役の統制を機として急速に整備強化されたのであった。

水戸城の留守居として、領国支配の任に当たったのは、義宣の重臣和田昭為であり、佐竹義重や佐竹一族の小場義宗・義成らがその相談にあずかった。陣中の義宣は、万事北城（義重のこと）の御意を得て速かに政務を推進するよう、いちいち名護屋まで言ってよこすに及ばない、と和田昭為にくり返して申し送っている（23）。

この国元から名護屋陣中への軍資輸送は「中登（なかのぼり）」と呼ばれた。「中登之事、少も無油断支度、十（金）まいつつも、節々可相登候」などという、中登の催促がしきりに国元に伝えられている。使者の往復には「上下七十日計（ばかり）」を要したというから、軍需物資の直送より、黄金の送付が望まれたのは当然である。義宣もしばしばその旨を指令し、徴発する米などは「皆以手元へあつめ候て、金をのほせ可」などと要求している。金の需要はこのような大規模な遠征の間に著しく増大したのであって、そのため佐竹領金山の開発はまことに目覚ましいものであった。

また、軍需品の随一たる武器の大量生産が進められたことはいうまでもない。たとえば、天正十九年九月、動員令が下ると共に、義宣は鑓（やり）二百丁の製造を命じ、翌年九月には、陣中から国元へ鑓三百丁

を発注し、矢の根などは無制限に作らせている。そのために「くろかね細工をあまたあつめよ」といって、職人に対する統制も同時に強めていった。なおこれら鋳工業の振興と統制については、あらためて第三節に詳述する。

さて、これら軍需物資を含めて全軍役の基礎となったものは、家臣知行地から徴発する「給人三ヶ一」ならびに直轄領内郷村百姓の年貢である。従ってまた、佐竹氏の統制はここにもっとも厳しく加えられた。先に、軍役の割当てに際し、義宣は、勤めかねる者は知行を返上すべしと厳命を達したが、それはただのおどかしではなかった。家臣の知行召放ちが、この出陣のさなかに断行されているのである。

名護屋に着陣した年の夏、陣中で竹原某という者が急死し、国元の竹原村に残されたのは、病弱の老父と幼い子供ばかりであった。これを知った義宣は、子供が成人するまで、竹原氏の知行地を借り置くといってお返し、これを山県信濃守という家臣に預けてしまった。その理由を、義宣は「只今御軍役、上様（秀吉）より、きふく被仰付候に、兩人なから、軍役せられさうにも無之候間」といい、「上様より御軍役きわとく」ということをくり返し述べている（24）。つまり、豊臣氏から賦課される軍役の過大さを強調し、確実に軍役を果たせる家臣に知行地を預けるというのである。さらにまた竹原氏を以後竹原の地に置かず、水戸近辺の在郷か水戸の町内に移せ、手当は別に与えよう、と指示している。その在所名を姓としているように、竹原氏は茨城郡竹原村（東茨城郡美野里町）の古くからの土豪であり、その土地はかれの本領であった。ところが、佐竹氏は豊臣氏の厳命を好機として、これら土豪的な家臣の本領を自由に処分し、領国支配を強めているわけである。この竹原村は義宣蔵入地（九百十八石余）に編入され、山県宣澄（正左衛門）の預り分となっている。

右の例は出騎の軍役をめぐる統制であるが、年貢等の徴発についてもより徹底した統制が加えられた。「給人三ヶ一」の軍役の対象となった者は、士分の者ばかりではなかった。「諸在郷奉公のもの、水戸・太田は勿論、諸さいく以下までも、三ヶ一をさいそくいたし」と定められた通り、それは水戸城や太田城の近隣に在郷する下士から、佐竹の扶持をうける諸職人にまで及んだのである。

給人三ヶ一とは、佐竹氏から給与された土地の年貢高の三分の一を軍役として徴発するという課役である。この「三ヶ一」の徴発の仕組みは、各給地の百姓から「郷中政所(まんどころ)」に納入されたものを、佐竹氏の「奉行(ぶぎょう)」が取りまとめて水戸城下に集積し、それを国元での軍需物資調達のコ費用に充て、また、あるいは金に換えあるいは現物のまま、中登に託して現地に輸送するという方法が採られた。しかし給地の年貢三分の一という負担の過重さから、徴発は渋滞をきわめた。

そのことから、中間に不正行為も生まれた。間にたつ政所の者や奉行の者が、横領や収賄によって私腹を肥やしているという事態がしばしば指摘され、名護屋陣中の義宣のもとへも「奉行之者共わたくしをいたし候」とか「奉行の者徳分ばかりに成候」などと、徴収組織の腐敗が報告された。だがその対策としては、わずかに奉行たちに連判の誓書を書かせ、目付(監視役)を付けるという程度の処置しか講じえなかった。このような不正をまねいた一因は軍役の過重にあった。出騎した家臣の給地に対しても、「留守のものにもきふく申付よ」と厳命されたが、給人はいろいろの手段で、この三ヶ一の徴発を免がれようとした。役人が来ると、かれらの中には名護屋陣中に嘆願して免除された、などと言い逃れする者が多かった。そのため、義宣は自分の「直判」を持たぬ者は「ほんにいたすましく候」というような指示まで、和田昭為

に申し伝えている。

三ヶーの拒否は軍役の拒否を意味する。したがって、家臣給地に対しては、先の出騎軍役に加えたと同様な、知行召放ちの統制が行なわれた。

「もし、其内にも、すましかね候もの候はば、知行めしはなし、秋さくをおさへ、直百姓のかたへとり申可候」

という規定がそれである。つまり、滞納する家臣の知行地を取上げ、秋作（米の収穫）を差し押えて、直接に百姓から徴収すべしというものである。軍役の催促を理由に、家臣の知行権をおさえ、佐竹氏の直接支配力を各家臣の所領内の農民にまで及ぼそう、という意図が露骨にあらわれている。

農村に対する統制はさらに厳しく加えられた。文禄二年二月十七日、義宣が水戸城の和田昭為に発した次の指令は、そのもっとも著しい一例である。そこには、義宣の農村に対する態度、農民たちの動向が如実に窺われるので、かなりの長文の一部分をここに掲げておく。

「百姓共、高麗へ渡候へば、二度かへらぬものと心得候て、無用之事をいいたて、ねんぐすますまじきとすいりやう（推量）候。郷中年貢も、すましさうの郷より、とかく無用の事申立候て、すまさす候郷を、二、三郷も、女おとこによらず、其一郷のものを、不残、はた（磔）ものにあげ可候。如此、あらぎ（荒気）に不申付候ては、相済まじき、とすいりやう候。其元の郷中のもの、ねんくも有之候を、ただただいろいろの事をいひたてかけていたし候てすまし候はず、とたしかにきき及候間、太田郷・水戸郷、両郷之者、四、五郷も、必々、はたものにあげ申可候。又、給人三ヶー之儀も、一向、

事済候はず候様に其訴候、無是非次第に候」

まず興味深いのは、農民の動向である。領内の百姓は、佐竹軍は高麗に渡海すれば、もう二度ともどって来ないなどといろいろに言い触らして、年貢を納めようとせず、太田城・水戸城周辺の郷民までが、命令に従わないという状態であった。かれら農民たちはこの朝鮮出兵の失敗を早くも見抜いて、佐竹氏の出陣をも、他人事として傍観しているかのようである。これに対して領主側では、いろいろの口実を申立てて頑強に年貢の上納を拒む郷村は、四郷も五郷も、男女によらず郷中のものを残らずはりつけにせよ、という苛酷な方針を取ったのである。それは、直接には義宣自身も言っているように、これ以上補給がなければ「何もがしにおよぶべく」という陣中の窮迫のしわよせであった。しかしこのような戦時における国元の家臣・農民への統制が、佐竹氏の領国支配を大きく推進めたであろうことは疑いないところである。

伏見普請役

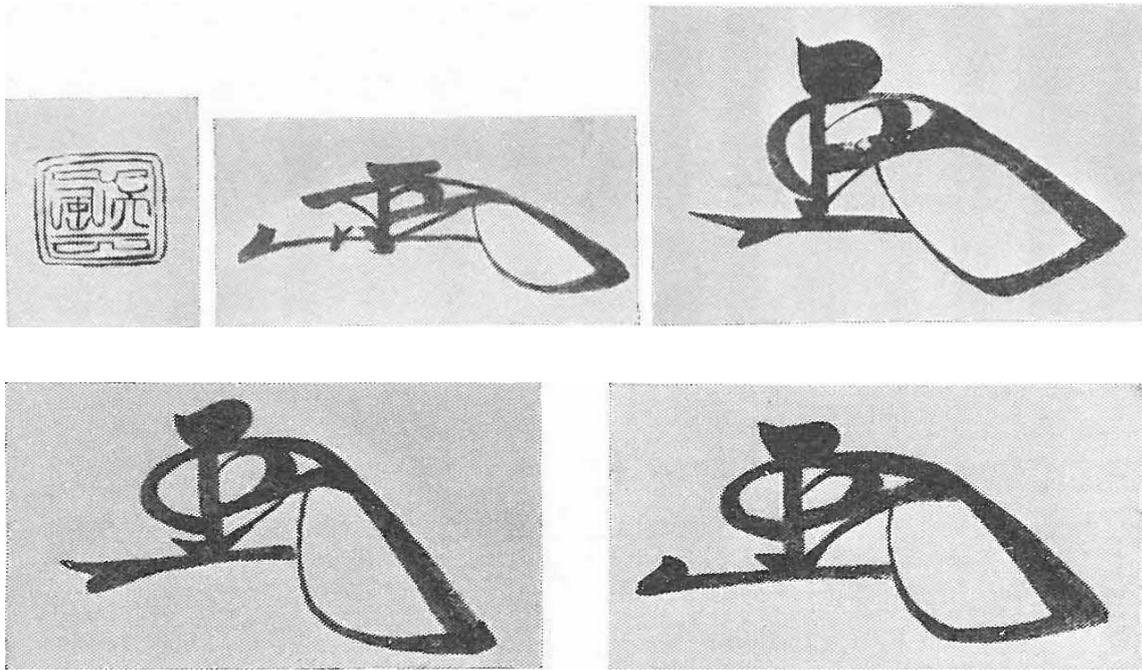
文禄二年（一五九三）八月十八日、肥前名護屋を出発した佐竹軍は、閏九月六日、水戸城に帰着した。前年一月に出陣して以来一年一〇ヵ月ぶりに故郷の土を踏み、将士はそれぞれ家族の待つ本領に帰って行った。水戸の城内や城下の八幡社をはじめ各所で祝宴が開かれ、異国の土産物が披露された。国内の給地からは百姓衆が続々と樽肴の祝儀や塩・銀・餅・年貢などを持って、城下に留っている諸将のもとへ挨拶に集まって来た。大和田重清の日記は、諸士のあふれる喜びの様子をいきいきと伝えている。



第4図 水戸城の面影

(徳川時代) 左は本丸・二の丸間の堀，右の二の丸から見た本丸

やがて、佐竹義宣は、陣旅の疲れを癒す間ももどかしく、府城の建設の促進に乗り出した。大和田重清の日記には、帰陣後、半月も経たないうちに、城下普請の記事が現われている。義宣がはじめて水戸に入城したのは、天正十九年三月であり、以来すでに二年半の年月を経過している。しかし、間断ない豊臣氏の軍役に従うため、入城以来、佐竹氏はその全力を投じなければならなかった。ために、佐竹氏自身の府城の建設は、著しい停滞を余儀なくされて来たのであった。義宣は軍陣の間も、水戸の和田昭為に、城下町整備普請の事業を進めさせてはいる。それが、名護屋陣の大軍役を果たし終えた今、ようやく本格的普請となったわけである。九月からは水戸城の普請が集中的に行なわれ、十一月に入ると家臣の屋敷の建築が一斉に開始され、水戸の城下は新たな活気につつまれ、領内にはさらに普請のための課役が加重された。その詳しい状況や経過については、あらためて第三節で述べるが、建設の工事は年内にまず一段落をつげたようである。佐竹氏の新しい府城は、このようにしてようやく整えられ、諸将も新装成った城下町の邸宅で、文禄三年の正月を迎えた。



第5図 義宣の花押と印章

水戸在城時代に、このように変化している。

小田原陣で秀吉に臣従を誓って以来、この年まで、義宣にとって心安らかな正月は一度も訪れることはなかった。十九年正月は秀吉の命を受け上洛中であつたし、翌文禄元年の正月は、名護屋出陣の最後の準備に忙殺され、二年の正月は名護屋陣中で過ぎなければならなかった。だから、この正月は、義宣が水戸城において、豊臣の軍役から解放されて、心から祝宴を張った初めてのものであつたといふことができる。

ところが、その安らぎも東（つか）の間、豊臣氏から新しい過大な公役が賦課されて来た。伏見城の普請に従事すべし、という命令である、これより先、秀吉は去年八月に生まれたばかりの愛児拾丸（ひろいまる）（後の秀頼）に、大坂城を譲り、自らは新しく京都南郊の伏見を居城にしようとして、築城工事を急がせた。その普請役を諸大名に分担させたわけである。佐竹義宣に対しては、三千人の夫役が割当てられ

た。

於伏見惣構堀普請、従来月十日可被仰付之条、令用意人数三千人召連、可罷上候、不可有由断候也、

正月十九日 ○（朱印）（秀吉）

羽柴常陸侍従とのへ

これが秀吉の命令を伝える朱印状であり、来る二月十日から、伏見城の堀普請に、三千人を召連れて従事せよ、と指示している（25）。このような伏見普請役は全国の大名に賦課されたものであった。たとえば出羽秋田氏は、国産の杉板八百枚の供出を指令され、これを搬出して敦賀港で秀吉の奉行大谷吉継に引渡すため、のべ一〇〇人もの人夫を動員しなければならなかった。また信濃木曾から材木を伐り出すため、材木奉行昆野・池田・宮部氏らに一五〇〇人の夫役徴発が指令され、同国上田の真田信幸なども、三月から八月にわたる石垣築造のため、一六八〇人の役を割当てられた。また江戸の徳川家康も、この伏見城の工事に従うため、江戸城の修築をやめて、二月には上洛した。このように諸大名に対する動員ぶりはきびしかった。義宣自身も秀吉の命令通り、直ちに準備に着手し、二月初めには伏見城にいたり、三千人を率いて堀普請に従ったものと思われる。しかしその状況は詳らかではない。

このようにして、天正十九年から文禄三年に至る四年間に、佐竹氏に賦課された軍役の量は、数字の上で明らかなものだけでも、合計三万五千人にのぼり、しかもその大部分は生命を賭した軍役であり、動員の期間にはほとんど切れ目がなかった。領国内に及ぼした影響には、まことに量り知れないものがあつたと思われる。

佐竹氏にとって、これは豊臣政権によって大名としての地位を保証され、豊臣氏のおかげで広大な領国を獲得できたことに対して要求された代償であり、統一政権下の一大名としては避けがたい義務であった。そればかりか、佐竹氏は麾下の多数の家臣と農民に豊臣の軍役を機会として、強力な統制を加えることができ、それによって佐竹氏の新しい領国支配が急速に強化されたことは、疑いない事実である。つまり、豊臣の佐竹に対する強制は、直ちに佐竹の領国統制に転化されるという関係で、統一政権の支配が末端まで滲透し、いわゆる兵農分離が進められて行ったのである。

石田三成の佐竹領検地

その上文禄三年十月、あたかも豊臣氏の支配の総仕上げを行なうかのように、石田三成の指揮による佐竹領検地が開始された。いわゆる太閤検地がこれである。先の朝鮮出兵に際し、「今の年貢一倍に」という意図のもとに計画された、石田三成による太閤検地が、ここによく実現したわけである。検地は年内に終了し、秀吉に報告された。

やがて翌四年六月十九日、右の成果に基づき「佐竹知行割」を定めた豊臣秀吉朱印状が、義宣に下付された。ここに義宣はあらためて、五十四万五千八百石という石高を知行する豊臣政権下の大大名として、その地位を再確認されたのである。これらの諸問題については、以下の第四節・第五節で詳しく述べる。

- 注 (1) 「常陸三家譜」「新編常陸国誌」「常陸誌料」
 (2) 「秋田藩採集文書」(以下、採集文書と略称) 十六
 (3) 同十六
 (4) 同十三
 (5) 「義宣家譜」二

- (6) 「秋田藩家蔵文書」(以下、家蔵文書と略称) 十八 「佐竹義宣文書」
- (7) 「採集文書」 二十一・「家蔵文書」 二十八岩城文書
- (8) 「義宣家譜」 二
- (9) 「採集文書」 二十一
- (10) 「義宣家譜」 三
- (11) 「採集文書」 十三
- (12) 「家蔵文書」 十九佐竹義宣文書
- (13) 「義宣家譜」 三
- (14) 「信濃史料」 十七
- (15) 「大日本古文書家わけ第二浅野家文書」
- (16) 「大和田近江守重清日々記」(以下、大和田重清日記と略称)
- (17) 「家蔵文書」 十八・十九佐竹義宣文書
- (18) 以上、「大和田重清日記」による
- (19) 「家蔵文書」 二十七東義久文書
- (20) 「佐竹文書」 一乾
- (21) 「家蔵文書」 十九佐竹義宣文書
- (22) 「大和田重清日記」
- (23) 「家蔵文書」 十八・十九佐竹義宣文書(以下、本項の記述は同文書による)
- (24) 「文禄五年御蔵江納帳」
- (25) 「佐竹文書」 一乾

第三節 府城の建設と商工業の振興

文禄二年以前の府城建設

前にも記したように、佐竹義宣は天正十九年三月、水戸城に入り、ここを新しく領国の中心と定めた。江戸氏が一六〇余年の間在城していた水戸は、あらたに佐竹氏の本拠となり、常陸の中心地として発展することとなった。義宣がなぜ新しい府城として水戸城をえらんだか。かれ自身はその点について何も語らず、その理由を明らかにする史料もない。しかし、推測をくだすならば、まず、豊臣政権によって新たに公認された広大な領国を統治するためには、太田城はあまりに北に偏在していること、新たに領国体制を整えるためには、旧来の勢力や慣習に束縛されることの多い太田城では都合がわるかったこと、山間を背にする太田城に対して、常陸のいわば中原にのぞむ水戸城は、開発の進む常陸の豊かな平野地帯を制するため、地形上・地勢上、きわめて有利な位置にあったこと、すでに江戸氏の根拠として発展していたこと、これに比べて府中は佐竹氏にとって疎遠の地であったこと、などいくつかの点をあげることができる。

天正十九年義宣入城のころ、水戸の地域にはなお旧領主時代の色彩が濃厚に残っていた。その年九月になっても、佐竹氏自ら水戸を江戸と呼び、水戸・太田両城の地域を「江戸・太田」と記し、翌文禄元年五月になって、ようやく「水戸・太田」と呼ぶようになっている(1)。なお、水戸・太田の語は単に城地、城下の称であるだけでなく、「太田郷・水戸郷」とか「太田領・水戸領」というように、両城を中心とする、かなり広い行政圏を指す場合にも用いられている(2)。また義宣の書状や大和田重清日記には、水戸よりも三戸と書いた例が多いことは注意すべきことである。おそらく三戸を正式に用いようとしたのではある

まいか（第八章第四節参照）。

さて、前節で明らかにしたように、義宣は間断ない豊臣の軍役割り当てのため、ほとんど水戸城に居る暇もなく、府城の建設は停滞がちであった。それにも拘らず、佐竹氏にとって、領国体制を整えるためには、水戸城の整備を急ぐ必要があった。そのような重責を担って、一貫して水戸城の留守を預かり、領国支配の推進の任に当たったのは、義宣の重臣和田昭為（安房守）である。

文禄元年九月十八日、義宣が名護屋の陣中から、水戸城の和田昭為に与えた、六カ条の指令を見ると(3)、留守中にも水戸城下の経営を強化しようとする、積極的な意図を知ることができる。

その指令の内容は次の三点に要約される。第一は、戦陣に備える武器の大量製造、第二は府城建設の資材調達、第三は城下町統制の諸法度に関するもの、以上である。このうち、武器（鏑・矢の根等）の量産とその内容などについては、以下の職人統制の項で詳しく述べる。次の第二、第三の点に関する二つの条項の原文は左のようなものである。

「一、門・橋の道具なども、もて（たカ）山共 [] にて候間、申付、
 沢山にとらせ可候。板をも沢山にとらせ可候。はしいた（橋板）は
 三間板、其外、七尺の板をたくさんにとらせ可候。是は家造の用にも
 入可候間、多用所たる可候。材木とりの儀は、追而可申遣事
 一、度々申遣ことく、鉄放（砲）留・人のうりかい（売買）・はくち
 （博奕）・けんくわ（喧嘩）、よくよく法度可申付候。けんくわは、
 誰か者成共、見合に双方成敗いたし候へ、と能々町へ可申付候。」

まず、門橋の道具、橋板とは、水戸城の城門や周囲の堀に架ける橋の

資材を指し、家造の用とは、城内の邸宅および城下の家臣屋敷の建築のことを意味するものと思われる。

次の条にみえる鉄砲留とは、佐竹領の内外に自由な鉄砲の出入を禁止したことを指している。当時鉄砲といえ、最新鋭の兵器であり、多くの諸大名が多少ともその統制には心を配っている。佐竹氏にとって、鉄砲は未だ国産するまでには至らず、その供給を堺・宇都宮など国外での購入だけに頼っている以上、鉄砲留めにはとりわけ深い関心を寄せたのである。このほか、人身売買・博奕の禁止、喧嘩両成敗の規定などは、佐竹氏が新領国内に発布した国法のもっとも早い例である。

翌二年二月二十九日にも義宣は「普請、三月より申付」よ、と指令しているが(4)、進行状況は明らかでない。

文禄二年以後の城郭修築

府城の建設が本格化し、急速に進行したのは、やはり文禄二年閏九月、佐竹軍の帰国以後である。豊臣の軍役から解放された佐竹氏は、水戸帰陣と同時に、城下町整備の年内完成を目指して、義宣以下、家中をあげて奔走し始めたのである。大和田重清の日記には、その有様が生き生きと描かれている。(第八表参照)

第八表 大和田重清の「水戸城普請日誌」

閏9・19 大讃ヨリ嶋田へ、普請之事、切帛ニテ催促アリ、

閏9・20 大讃へ、普請之事、申分ル、

嶋田ノ人足五人来、即出ス、

閏9・21 普請はへ出、上意堀御覧有、御作事アリ、屋敷押廻御覧、御賦被成、

閏9・22 普請はへ、昼ヨリ出ル、

閏9・23 昼ヨリ普請へ出、

閏9・24 太フゴ為造、堀場へニツ出ス、

終日普請見廻、

人主普請被見廻、

閏9・25 夜中、御城へ罷出、

閏9・26 大讃ヨリ、普請へ可罷出ト使アリ、

御城へ罷出、ヤカテ帰テ、普請ニ出ル、

堀口有御覧、ヒロケラルル、

中ヒトヤ京下、堀場ニテ相、

閏9・27 返事アリ、普請場ニテ見ル、

右近殿、平八殿被入、屋地之事、内談アリ、

閏9・29 昼ヨリ普請ニ出ル、屋形様御覧有、

閏9・30 返事、堀バニテ見ル、

又七様、普請場ニテ懸御目、

10・1 堀、猶掘入テ究ル、

10・2 六様、普請場ヨリ被成御出、

10・3 屋地替付談合アリ、

替地有増見立、上意御一覽之上、三日之間、

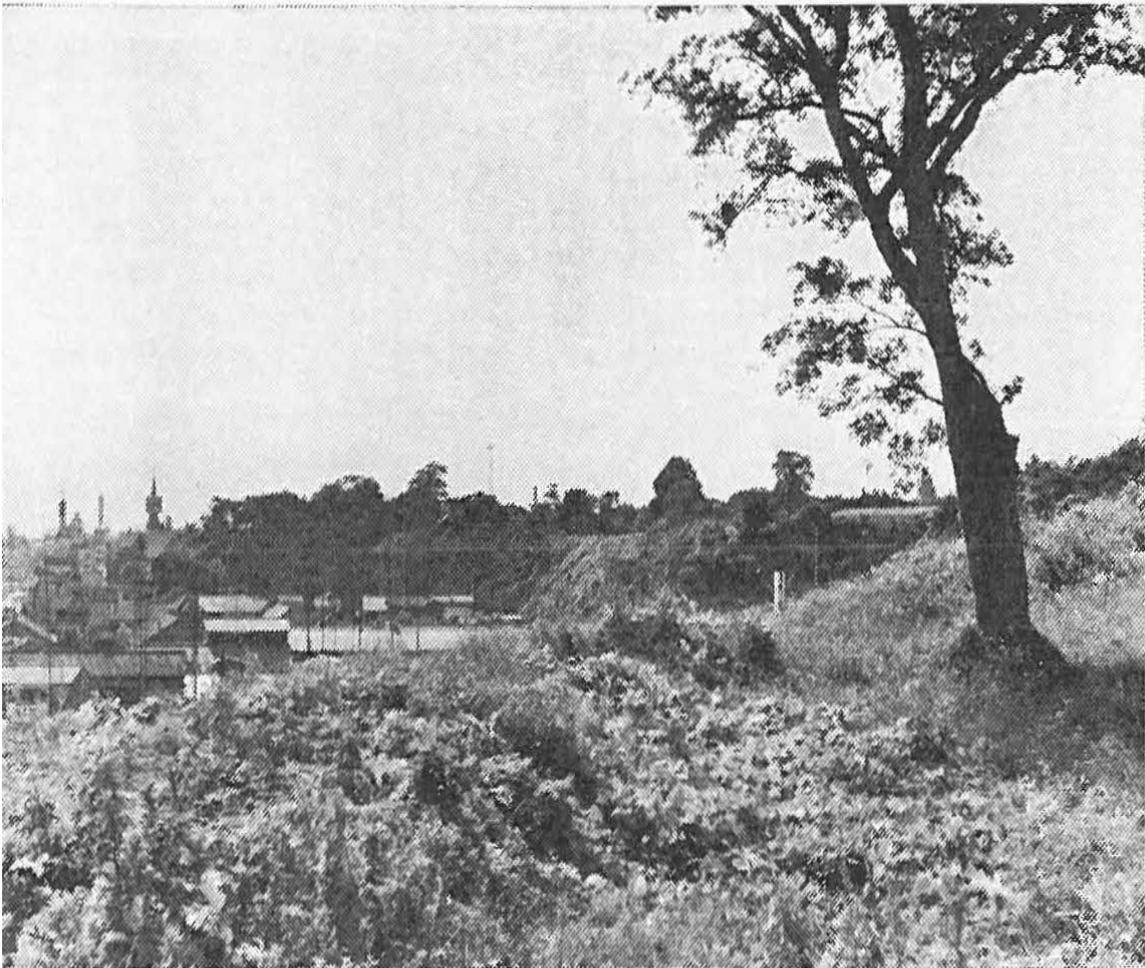
可為落居、天徳へ参、

門前屋ノ敷共見物、直ニ六郎様御普請見廻、

10・4 大讃ヨリ使アリ、堀ノ上土ニ御作事アリテ、

普請アルト被為知、羽周屋敷普請ニ被越、

10・6 平八町賦ノ絵図取寄テ被見、



第 6 図 浄光寺郭址から二の丸跡をのぞむ

まず第一に推進されたのは、水戸城の城郭修築である。普請奉行として、その全体を統轄したのは、義宣の重臣太縄義辰（讃岐守）であり、義宣自身も、しばしば普請現場に出向いて、指揮をくださった。閏九月二十一日、義宣は普請を監督し、城下の家中屋敷の割り付けを自ら行ない、同二十六日には、普請場に現われた義宣の指図によって、堀の拡張が行なわれるなど、城下町の建設によせる義宣のつよい熱意を窺うことができる。

日記には、閏九月十九日以降、ほとんど連日のように、城郭普請の記事が現われるが、工事の中心は城をめぐる堀と土塁の修築であった。十月一日、堀普請が一段落すると、次には、同四日から、掘上げた土に

よる築地普請、つまり堀の内側に沿って城を囲む土塁の修築に取りかかり、それも十月中旬には終了したようである。どのような規模のものが、どの辺りに築かれたかは、明らかではない。なお、後に徳川時代に入ってからのこと、佐竹氏が江戸城普請の助役を命ぜられた際、「常陸者は石垣普請不案内ゆえ、土普請を請うべし」と梅津政景の日記に見えている。おそらく水戸城は土の築地で造られ、石垣はなかったと思われる。

堀と土塁の修築によって、水戸城の外郭は固められ、外容は整ったことになるが、内部の城館そのものは、どうであったか。大和田重清の日記には「御城へ出仕」というような、城中伺候のことがたびたびに記されている。義宣自身の住む館は早くから水戸城郭内にできていたらしく、名護屋在陣のころ、義宣はしばしば水戸城中の「たてにおき候からうす」や「館に笛」をさがさせて、取寄せている(5)。重清が水戸城の夜番に当たった際の記事から、次のような義宣の居城の姿が浮かぶ(第九表参照)。

たとえば、十月五日夜半、緊急の指令で城中の夜番に出仕し、孫八・小弥平と三人で番所に詰め、海老錠を重臣から預けられて、城門の番に当たった。この「番相手衆」は、城番のために、家臣団の中で定められた編成があったようで、重清の当番には、この両氏の名がいつも相手として現われている。

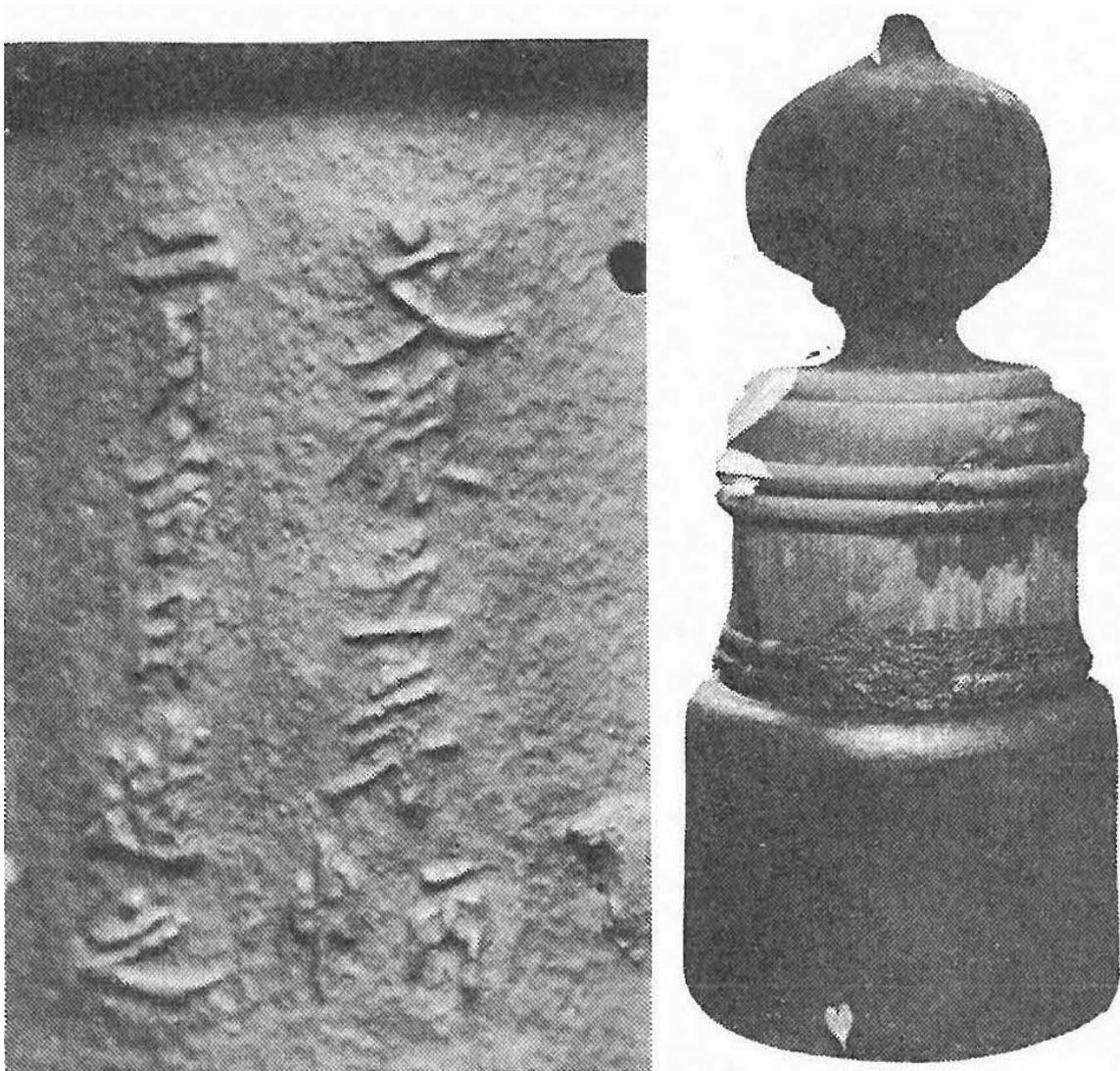
第九表 大和田重清の水戸城夜番日誌

- 10・5 真孫ヨリ、支干ノ番可仕ト留守へ使アリ、即罷出、
 臥テ以来、真孫ヨリ可罷出ト使付、夜番ニ罷出ル、
 孫八御エビ申下、小弥平兩人ニテ御門被堅メ、以上三人番也、
- 10・6 筑待テ、番所ヨリ、直ニ主へ参、
- 10・17 古実城ノ番請取、
 直ニ御番ニ登、
 エビカギ被仰付、両御門共ニ破テ、エビオロサレヌト披露スル、
 両ノエビカギ、羽彦ニテ上ル、
- 10・18 渡番之事、小弥平憑テ帰、
- 12・5 御番ニ出ル、
 番所ニテ御年貢奉行衆請取、
 夜番ニ参、カラメノエビサス、大手ハ真孫遅参付、孫被指、
- 12・6 孫渡番ノ間、早天ニ帰宅スル、

ついで同十七日にも、夜番のため登城した。その内城は「古実城」とよばれている。実城（みじょう）とは本丸というほどの意味である。夜間の警固を行なう内城であるから、まず義宣の居所があるに相違ない。ところが、その古実城の大手・搦手（からめて）の両門とも破損が甚だしく海老錠をおろせない、と重清らはこの両御門の錠を重臣に返している。まさに文字通りの古実城の姿が思いうかべられる。義宣の水戸入城以来わずか三年足らずであるから、古実城といえば、江戸氏の本丸を指すものと考えしかるしかない。義宣が鷹狩のため古実城から那珂川べりを杉山宝鏡院の門前の辺を歩いているのを見ると、旧江戸氏時代の水戸城本丸にあたることはまず疑いない。

義宣はひとまず古実城を自分の居所と定めて、水戸城の外郭工事を

優先させ、おくれて文禄二年十一月十二日奉行衆に命じて御小屋造に取りかからせた。十二月二十九日に「上様（義宣）天王小屋へ御帰アリ」と記されており、城内の天王曲輪のところに自分の新しい居館を造らせたのであった。新しい水戸城の規模は明らかでなく、天守閣などの営まれた形跡も認められない。しかし、水戸城大手の橋を飾った、と伝えられる文禄五年二月の銘をもつ擬宝珠を見ると、少なくとも城郭の外容はかなり整然とした威観を呈していた、と判断することができる。（第七図参照）



第7図 水戸城大手橋の擬宝珠と銘（徳川圀順氏所蔵）

城郭の修築はこの文禄二年以降もさらに継続して進められ、慶長四年七月二十三日には「本丸作事」の指令をくだしている(6)。さらに国替え直前の慶長七年正月二日にも、「三戸(みと)普請」のため、義宣は家臣団に「百石ニ三人役」という基準で公役を賦課しているが、これは当時の事情から考えると、要害の普請ではなく殿館の普請であろう(7)。なお、肘壺(ひじつぼ)に「慶長六年辛辰七月吉日」と刻まれた大手門の扉が、佐竹氏が秋田に移った後も水戸城の大手門に残されていたと伝えられる(8)。

以上のように、佐竹氏の城郭修築はきわめて積極的に行なわれ、水戸城は江戸氏の時代から一段と整備拡張されるに至った。

佐竹氏は水戸入城の当初、江戸氏時代からの本丸を古実城(こみじょう)と呼んでいる。江戸氏の時代は城郭といえはこの部分だけであったが、義宣はここを修築して新しい本丸とした。さらに義宣はもと宿城とよばれ、士庶が共に住んだ宿町の一角に「天王小屋」とよぶ自身の居館を新築して、二の丸として完全に城郭化した。商人たちは大町に移され、大町は「御町」として保護を加えられた。またこの二の丸の反対側、大掾氏時代からの古い水戸明神や浄光寺のある側にも新しく一郭を設けた。浄光寺郭(下の丸)と呼ばれるものがこれである。この時、浄光寺は常葉村(市内、その後、那珂湊)に移されたという。そのほか二の丸の外側にも郭を作って、三の丸となしたと伝えられる。町人町の大町はこの郭の門前に定められたのであり、城郭は町人町からはっきりと分離された。徳川時代の水戸城郭の基礎は、この佐竹氏の在城一三年間に築かれたものであった。

家臣団の屋敷割

水戸城修築と共に、城下には家臣団の屋敷の建設も推し進められた。

義宣は閏九月二十一日、城下の家中屋敷の検分に自ら出向き、「御賦(おくばり)」つまり屋敷割を指図している。佐竹家臣団のうち、どれだけの数が水戸城下に集住させられたか、詳細はわからない。大和田重清の日記によれば、少なくとも義宣直臣団の大部分と有力な諸将は水戸城下に屋敷地を与えられ、邸を構えたようである。朝鮮出兵の際水戸城の留守を預かった諸士は、早くから城下に定住するに至ったと思われるが、出陣に従った家臣たちは、帰府の後もしばらくは旅宿に仮り住居して普請に従事した。重清などは、一日の勤めが終わると「夜更テ、旅宿へ帰る」、という生活を続けており、日記の中で、家臣たちの居所を「宿」とよび、十一月頃から続々と完成する「屋敷」と、はっきり書きわけている。

さて、日記をみると、連日のような城郭普請の記事は、十月一日の「堀、猶掘入テ究ル」の記事をさかいに、きわめて稀れとなり、十月末頃から、こんどは家中屋敷の普請の関係記事がしきりにあらわれてくる。同時に「町賦(まちくばり)ノ絵図」つまり城下の町割り図の検分も行なわれた。このころから、府城建設の重点は城郭から城下の家臣、町衆の屋敷店舗に移っているのである。

同年十一月二十三日、義宣は片岡氏に対して、この城下町の建設に関する指令を発して、「就屋地普請奉行之者、無如在致之様に」と普請奉行の精励をもとめ、作事の進捗をはかっている(9)。

ところで、常磐山竜泉寺などは、屋敷割りに不満があったらしく、右の片岡氏や大和田重清らを頼って、さかんに屋地の変更を運動しているのがおもしろい。

十月三日のこと、重清が水戸城の出仕を終えて、宿に帰ると、竜泉寺から招待の手紙が届いていた。直ちに竜泉寺を訪ねると、片岡氏もすでに待受けており、同寺の屋地替について相談をうけた。そこで再び

登城し、奉行の者に替地の状況を相談すると、義宣の許可を求めて三日以内に替地を決定し、新しい普請に必要な人夫も二郷分ほど助成してやろう、という快い返答を得ることができた。竜泉寺にこの吉報をもたらしたところ、「珍重也トテ酒アリ」、夜更けまで大いに酒肴のもてなしをうけて、「ちょうちん」を借りて、帰途についた。

さて、水戸の城下町がどのように形造られ、どのような町が成立したか。重清の日記にあらわれる地名・寺院名（第十表参照）と地誌類の所伝をあわせ、現在の町名と対比して、佐竹氏時代の水戸の城下町の成り立ちを調べてみよう。

第 10 表 「大和田重清日記」に現われた佐竹氏時代の水戸城下町

町名	記 事
神 先	神先ノ能化入御、
杉 山	杉山普請付、口論、
宝 鏡	宝鏡御門前、真豊（真崎豊後守秀俊）内ヲ桃（武茂氏）へ御透、
天 徳	天徳（天徳寺）へ参…門前ノ屋敷共見物、
相 坂	右近殿（向宜政）合可申為、相坂へ迄参、屋敷之事語、 相坂ニテ出合、赤隼（赤須隼人）事語、
古 宿	古宿ニ前筑（前沢筑後守）屋移、 房州（和田安房守昭為）ノ棟上御見物、古宿ニテ掛御目、
大 町	大町見物スル、 大町ニ焼亡出来、
高 倉	高倉（或は人名か）普請ハ見廻、

まず家臣団の屋敷は、古宿にもっとも多く造られたようである。たとえば、重臣和田昭為は十一月十二日、古宿の自邸の棟上げを行ない、義宣もその見物に立寄っている。同十九日には、前沢筑後守が古宿に完成した屋敷に入居し、「兵」（真崎兵庫か二方兵庫か）も十二月十七日、仮住居を引払って古宿に移った。また、先に大和田重清も竜泉寺で馳走されたあと、片岡筑前と同道して古宿に帰っている。現在、古宿に比定できる地名は市街には見当たらず、千波の低地を隔てた吉田の台地上（吉田城址の裏手）に古宿という土地がある。しかし、一般に大名城下町の構成を見ると、軍事上の見地から、旗本・重臣層はほとんど本城のまわりに配置されている。したがって、佐竹氏の直臣団の屋敷が集中した古宿も、やはり江戸氏時代に宿町の栄えた水戸城の宿城のあたりに考えるのが妥当であり、吉田古宿に比定するのは無理であろう。

古宿について、相坂のあたりにも新参の重臣向（むかい）右近や大森氏の邸など、かなり多くの屋敷があった。相坂は大坂のことであり、当時の大坂町は現在の大坂町（梅香一、二丁目）とは反対の田見小路（北見町、大町）側にあったと伝えられる。

重清は天徳寺に赴き、門前の屋敷を見物している。同寺は太田にあった佐竹氏の菩提寺で、天正十九年、江戸氏の菩提寺円通寺の跡地（現在東照宮のある宮下町（宮町）の辺）に移されたものである。門前屋敷とは、町方の門前町か家臣の屋敷のことか、詳らかでない。

杉山、宝鏡御門前は、いまも杉山宝鏡院跡とか宝鏡院門前（城東一丁目）などと呼ばれる川岸の通りで、那珂川に面した水戸城の外郭にあたる。ここには重臣真崎豊後や外様の与力大名である武茂（むも）氏らの有力者が屋地を与えられて、早くから邸を構えていた。

神先は現在の神崎町（天王町）で、おそらく神先寺の門前の濠に沿ってできた町であろう。

大町は御町とも呼ばれ、いまの大町のことである。ここには町衆のための「町賦り」がなされて、多くの商人・町人を集めている。(これについては城下の町と市の項で詳しく述べる。)

重清の日記に現われた地名は、ほぼ以上のようなものであるが、このほか「新編常陸国誌」は佐竹時代以来の町としてかなり多くの町名を伝えている。そのうち中町・南町・藤沢小路などは、それぞれ密蔵院・円雲院・神応寺などの寺院の所在地として知られ(第十章第三・四節参照)また梅香の町名は、岩城氏の旧臣で太田に在住した岡本梅江齋が、ここに屋敷を構えて、梅を賞でたことから起こったという。その他、大坂横宿・西町などの町は前代の江戸氏の頃からすでに知られる町名である。

大和田重清の城下屋敷

大和田重清もまた新しく水戸城下に屋敷を構えた家臣の一人である。大和田氏は、行方郡大和田村の出身で、のち太田城下に来て佐竹氏に仕え、知行・屋敷を太田に与えられた。義宣が太田城を去って水戸城に移ると、重清もこれに随従し、算用方として活躍している。しかし、重清がしばしば「ヤドニテ支度シテ、太田へ帰」とか「太田ヨリ親子四人来」などと書き記しているように、家族の者たちは依然として太田に居り、重清だけが従僕をつれて水戸城下に仮住居を続けていた。そして、重清が時折、郷里に帰ると、知行所の村々から年貢・薪などを馬に積んだ百姓たちや、酒肴を携えた「家風ノ者共」などが大和田家に集まって来る、というような生活であった。

このような状態は、多くの家臣たちにしても同様であったと思われる。

さて、重清が水戸城下に、自分の屋敷を造りはじめるのは、文禄二年

十一月に入ってからで、この頃にはすでに、城下全体に家中屋敷の普請が一斉に開始されている。(第十一表参照)

建築資材・用具は太田の知行所から運搬し、人夫は知行所の村々から集めた。「里の者」といっているのがこれである。「内衆」とは、大和田氏に仕える家人・従僕らであろう。

普請は、まず、十一月十一日、屋地の地ならしからはじまり、十三日、これまで仮住居していた古屋を取こわして、この新しい屋敷地へ運んだ。ついで十六日、裏屋造りに取りかかり、十八日にはその屋根葺きを終わって屋移りした。裏屋といっているから、本屋の裏手に、まず離れ屋のようなものを建てたのであろう。これが一段落した後、しばらくは家人らの家の普請にかかり、讃岐・弥一・宝蔵らの家が次々に完成している。十二月に入ると、いよいよ本屋の建築をはじめ、中旬には、母屋・馬屋・門構えなどが出来、二十四日、縁側の簀子(すのこ)、櫺子(れんじ)窓をつけ、二十六日、垣根を作り、家の内の造作をし、二十九日には、雪陰(せっちゃん)を作ったり、炉をあけたりし、年がおしつまって、ようやく屋敷普請は完了した。

第十一表 大和田重清の水戸城下屋敷普請日誌

11・7 宮尾呼テ、作事談合スル、

11 右(向右近)へ参、住居ノ換様問申、

両郷(高貫・わくい)ノ人足ニテ、地引、家ノ指図スル、

13 古屋破ル、

14 古屋コボシテ、や敷へハコブ、

15 宮尾来、ナタ・ノコキリ太田よりもたする、

16 裏屋ノ柱立ル、

- 太田ヨリ、ハリ（梁）弐丁、牛ニツケテ来、
- 17 裏やフキカケテ置、
- 桃（武茂）ヨリ、フキ（葺）手兩人来、
- ワクイヨリ、飯米壺駄来、人足八人昼程来、
- 18 裏屋フキ出来ル、
- 屋移スル、
- 19 讃岐家破、
- 20 宝蔵之家、同弥一家破、
- 21 讃岐家立ル、
- 25 宝蔵家立ラル、
- 26 讃岐家フキ出来、同弥一モ、
- 12・4 家具ハコヒノ舟、日ヨリ悪テ不来、
- 5 ウラヤノスノコ（簀子）カク、
- 6 嶋田ヨリ、舟調テ、宝蔵・左介来、
- 7 宮尾地賦テ、柱穴為掘、同馬屋ヲモ、
- 舟三艘、神五郎・彦六乗テ来、舟人十五人アリ、
- 8 舟二艘来、一艘ハチン（賃）舟、一艘ハ真兵（真崎兵庫）ヨリノ借舟、佐介家フク、
- 9 大工衆四人、内衆六人、舟ハヨリハコヒ究ル、
- 11 四人大工衆ヘサケアリ、
- サヌキ所持ノ杉借テ、ムネ（棟）取替ル、
- 14 田越（田中越中守）ヨリ、カヤ六十四駄被越ト云、
- 16 ウス畳十五畳、カグ為持、
- 中カツチノ舟越二十五文ヤル、

- 門立ル、家ノ立初スル、馬屋ノモ、
- 17 家立テ、ハリ上ル、
- 18 棟上ル…番匠二人、内衆十人、里者三人、
- 19 青柳ヨリ、カヤハコブ、駄チン十五文、船頭二十五文、
番匠二人、わく井ノ者三人、内衆十一人仕、
- 21 家フク、里ノ者八人、ヤトイ（雇）十七人、内衆十一人、カヤテ
一人、山信より三人、
- 23 スノコカク、
スノコカキ果テ、里ノ者皆返ス、
太田ヨリ、夫馬二疋来、油・包丁・五徳・枕・炭・小袖等ツケテ来、
- 24 レンジ（櫺子窓）二間仕付ル、
- 26 馬屋立ル、
家ノマワリ垣造作スル、
- 27 二兵、内ノ造作サセテ返ス、
馬屋フク、
荷物為取取寄、里ノ馬ニテ、三七太田へ遣、
- 28 太田ヨリ、牛・夫馬二疋来、豊九テウ来、酒四樽・味噌以下来、
門松トル、若水桶・同タライトル、
- 29 雪陰造、同炉明ル、

この期間に、太田の屋敷から、衣類・家財道具・日用品・食糧などを水戸の新しい屋敷へ運ぶため、馬・牛がいくども往復し、那珂川を利用

して舟も使われている。薄畳・畳・染付鉢・油・飯米・味噌・酒・炭などから、包丁・五徳・枕・小袖など、実にこまごまとした物までが、すべて太田から持ち運ばれた。

里の馬を使って、荷物運びをやっている三七という人物は、重清の子息らしく、二十四日に、内衆の喜六が知行所高貫村の馬に乗せて、太田から連れて来た、「亀メ」というのも、子供の一人にちがいない。こうして、家族の者がこの新しい水戸城下の屋敷に揃って、文禄三年の正月を迎えたことであろう。

大和田家の所在は、古宿と推測される。

城下の町と市

水戸城下の町は明応年間（一四九二～一五〇〇）、江戸通雅の時代に大坂宿がひらかれ、祇園社が勧請されて以来（10）、かなりの発展を示して、佐竹氏の支配下に受けつがれたものと思われる（第八章第四節参照）。

佐竹義宣は、水戸入城と同時に城下町の統制に着手した。天正十九年九月「町中におみて、金をこかいいたし候もの」二〇人に対して、良質の金の調製を命じ（11）、翌年九月、鉄砲留、人身売買・博奕の禁、喧嘩両成敗の国法を定め、これを「能々町へ可申付」と指令しているのは（12）、統制令のもっとも顕著な事例である。

そして、前にも記したとおり、朝鮮役からの帰城後直ちに城郭、城下屋敷の普請を開始すると共に、「町賦ノ絵図」つまり町割り計画の点検を行ない、本城・家中屋敷と町中を一体化した、いわゆる城下町を整備強化し、これを領国統制の中核として確立する事業を推し進めたのであった。

佐竹氏の町造りの指図を担当したのは、和田昭為・向宣政ら義宣の

重臣層であり、文禄二年十一月十五日「町指南落居」とて、和田・向の両氏の所へ「町衆も罷出」て談合を行なっている。町割りの一段落を示すものであろう。大和田重清も「大町見物」に出かけて、新しい町造りの有様を眺めたりしている。

義宣はこの大町に町造りの力点をおき、特権を与えて保護を加え、城下町統制の中心に据えようとしたらしい。詳細は後に述べるが、たとえば大町は「御町」ともよばれ、「御町衆」は、城下の常葉郷にある千七百五石九斗二升にのぼる義宣蔵入地の管理を委ねられた。また「御公用ニテ町へ参」などと記されている例もあり、これらはそのような大町の特権的な性格を端的にあらわしている。

さて、この水戸城下町で行なわれた、商業の性格を調べてみると、まず、市（いち）の商業、次に町衆の商業、さらに旅人衆の商業の三通りのものが成立していたようである。

まず、市の商業とは、重清の日記に「市ニテ、ヨシズ・縄・竹・桶等トル」とみえるものがそれである。市の商品は、肴・精進物（海藻・野菜）・薪・竹・ヨシズ・オモテ・縄・桶などすべて水産物・農産物やその単純な加工品から成っている。従って、この「市」とよばれるものが、直接に農・漁村における生産物を基礎として成立し、「水戸近辺之在郷」からの農民の参加によって、市立てが行なわれていることは明らかである。なお注目されるのは、重清か市で買物をしているのが、大体三・八の日であることで、あるいはこの市は、毎月三・八の日、六回きまって開かれる定期市、いわゆる六斎市であったと推測してよいであろう。

次に、町衆の商業とは、「町ヨリ、扇卅五本・帋七十五文ヲトル」とあるものを指す。城下町に定住して、固定した店舗を構えて、商売を営む「町人」の数は少なくなかったであろう。商品としては、木綿・紙・

扇や馬などが知られる。ただ、それら商品ごとに、店舗が分かれ、専門化していたかどうかは、詳らかでない。

これよりも、顕著な活動を示しているのは、城下の商人宿と、そこに商荷物をおろして商業を行なう佐竹領外からの商人である。外来の商人は「旅人衆」とか「アキ人」などともよばれているが、その実体をみると、境衆（和泉堺商人）・伊勢衆（伊勢商人）・宮衆（宇都宮商人）をはじめとして、京（京都）の材木屋や唐人なども、水戸城下に種々多彩な商品をもたらしていることが知られる。

商品の内容は、端物・絹・縮羅（しじら）・茜（あかね）・紫茜合物・染物・肩衣・袴・帯・足袋・紫皮・下緒・手燭台・上林（宇治）茶など、いずれも高級衣料や特産物によって占められている。これを市の商品とくらべるまでもなく、右の城下町人のそれと対比しても、格段の差が認められる。

佐竹氏は水戸城下において、御町を中心とする城下町の育成を、上からの力で押し進め、また下からも、農村を基礎にした定期市が成立して来ていることは、見のがせない。しかし、以上のような商品の格差は、城下町の商業と、それを支える領国内の産業が、なおかなり未熟な段階にあったことを示すものである。当時、堺・伊勢商人といえは、ほとんど全国的に商業活動を展開している、もっとも有力な商人であり、水戸の城下町商業はその影響のもとに立たされざるを得なかったと思われる。

ところで、外来商人衆の営業法は、振り売りではなく、それぞれが城下町に定宿をもち、そこに商荷物をおろして、取引を行なうというやりかたであった。佐竹家中の武士たちが、「深谷所」、「遠山所」などで端物を買求め、「小川市右衛門所ノ境衆」、「越後所ニテ宮衆三人並伊勢衆」と取引を行なっている例が、重清の日記に数多く記されている。

このように、旅商人の営業の場を提供している深谷・遠山・小川らの諸氏は「亭主」と呼ばれるように、商人宿の主人である。しかし、かれらは単なる貸宿の宿主であったのではない。自分の宿に荷をおろした諸国商人と佐竹家臣ら客人との間に立って、切手（手形）を裏書したり、客の代銭預託、立替えなどの信用取引に介在し、取引価格の決定に立会うなど、かれら自身が明らかに問屋の機能を果たす大商人であったと思われる。

商人統制

さらにこの深谷、遠山らの性格を調べると、たとえば、深谷氏に「商人役」の特権が付与されている事実が知られる。

商人役とは、義宣が和田昭為に指令して（13）

「諸国之諸商人目安之佗言之儀、いつれも合点候間、今日よりは、役以下俵別之事、壺分用捨候間、六分とり可申候」

と述べているように、諸国から佐竹氏領国に入りこむ諸商人に対して、俵別七分（この時一分切下げ実施）の割合で、商業税を賦課徴収する特権を意味し、佐竹氏の領国における商業統制上のもっとも重要な権限であったといえる。深谷氏はこれより先太田時代に「紙役」だけを除く一切の業種に対する課役権を、佐竹義篤から与えられており、義宣も天正十七年十月十五日、商人役安堵状を発して、その特権を保障している（14）。

そればかりではなく、深谷氏には撰銭令の実施が命令されている形跡がある。義宣は文禄三年（推定）四月二十四日、次のような三カ条の撰銭令を發布した（15）。

- 一、代物之事、所々上錢嚴密ニ可相調事、
- 一、新錢・欠錢・われ錢嚴密相調へき事、
- 一、悪錢とり候者、取手のかたへ返しおくへき事、

すなわち、物品の代錢にはよく調べて上質の錢をとり、新しく鑄造された錢や欠けたり割れたりした錢で取引せぬよう嚴重に調査し、もしもそのような悪錢があったら、取手のところへ返すようという法令である。

これは義宣の黒印を捺した印判状により、一般法令の形式で発布され、特定の宛書は記されていない。しかし、この文書が代々深谷家に伝えられて来たことを見れば、この撰錢令が義宣からまず深谷氏に通達され、深谷氏にその施行が委ねられた、として誤りないものと思われる。

なお、深谷氏と遠山氏は後に秋田城下に移って「御天秤屋」とよばれ(16)、佐竹領内の商人は、両氏の免許する天秤を使用せずに營業することを厳しく禁じられたのであった。商取引の基本となる度量衡の統制が領国内の商業統制の要をなすことはいうまでもない。

佐竹家中総系図は、この深谷氏を「常陸御町検断」と記している。水戸時代に御町検断という職名の存否は不明であるが、この言葉は以上のような深谷氏の性格を端的に表現したものとして注目される。

要するに、深谷氏は古くから佐竹領の商業を支配して来た特権的な大商人であり、佐竹義宣はこの深谷氏を利用して、新しい水戸の町造りを進め、商業統制を行ない、水戸の城下町を、文字通り領国経済の中核として確立しようとしたのである。水戸城下、常葉郷の義宣蔵入地の管理を委ねられている御町衆(17)、町造りにつき重臣たちと談合している町衆とは、この深谷氏をはじめ、先にあげた遠山・小川らの有力

商人によって構成され、それ自体が城下町の統制組織をなすものであったと考えられる。

職人統制

義宣の水戸入城後、豊臣政権のもとで相つぐ軍役を果たすため、莫大な武器の需要が起こりそれを調達する必要から、武器製造に従事する職人が、水戸の城下町に集められることになった。先にも述べたように、義宣は朝鮮役の動員令を受けると同時に、鑓（やり）柄二百丁・鑓穂二百丁の製造を指示し、大量の漆、良質の金の調達を命じた。引続き翌年にも、鑓三百丁を発注して、鑓柄は長さを二間に、円く黒く、鞘は朱色で、穂は鍛冶の「大原」に製造させよと指示し、そのほかに矢の根をも、他のくろがね細工（鉄鍛冶）を多数集めて、制限なしに量産させよと命じている（18）。

これほどの多量の武器を短期間に製造させるため、城下町には、鍛冶をはじめとする多様な手工業の分業が成立したと思われる。このうち、くろがね細工というのは、領国内の諸所において、小土豪・領主たちに武器を供給すると共に、農村に対する鍋・釜・庖丁・農具の供給者として、ひろく成立して来ている職人であった。そうした職人たちを、豊臣氏からの軍役賦課を契機に、武器製作に従事させるため、城下町に集めようとしているのである。その結果として、やがて、佐竹氏は領内に対する武器・農具の供給を、自らの城下町において保護育成し、直接に統制するに至るのである。

「大原」と呼ばれる鍛冶は、ひとりで三百丁にもものぼる鑓穂先の製造を委ねられており、相当の有力な鍛冶であったと推察される。大原とは、佐竹氏から特権を以て保護される鍛冶・鑄物師の号であったらしく、水戸城下では根本氏が、義宣から「いもの師とうりやう」つまり

領国内の鑄物師頭の特権を与えられて、大原とよばれ、秋田城下では、岡崎姓を称し、佐竹氏の御用鍛冶として、大原を号している(19)。したがって、義宣が鑄先三百丁を大原に命じて作らせよと指令しているのは、大原に領内の鑄物師らを指揮して、武器製造に従わせよ、という意味であったのである。この方面でも、鑄物生産の向上、鑄物職人に対する統制の強化は著しいものがあつたことが窺われる。

武器職人には、このほか刀劔師があつた。吉田修理亮が義宣の父義重から、元龜二年に「うつろ中、とぎ・つか・さやの大工」の地位を認められている(20)。大原鍛冶が鑄先三百丁の発注をうけた際、それを付ける長さ二間の黒色柿と朱色鞘三百丁分の製造は、この吉田氏に命ぜられた。かれは自らの配下に属する柄鞘職人を動員してその供給を果たしたものと思われる。なおその後、吉田氏は秋田城下においても「御とぎ」(御研ぎ)として、佐竹氏の御家職人の地位を与えられている。

年貢の換金と金商人

城下町の果たす商業的機能のなかで、とくに注目を要するのは、年貢・役銭等を金に換える仕組みである。

義宣・義重は豊臣政権への軍役を果たし、要路にある石田三成らに黄金の贈与を行なうため、「役銭之儀申付、金所望致」すべし、とか「江戸・太田分年ぐさいそく致、金を所望」すべしなどと命じ(21)、給人三ヶ一の物成か城下に集まったら、金に替えて名護屋へ送れと指示したりしている(22)。つまり、佐竹氏が年貢・役銭を金納させ、また納米を城下で換金させている事例を少なからず見ることができるのである。年貢米その他の貢租・役銭が、実際にどのような過程を経て金にかえられたか。

たとえば、大和田重清は佐竹氏の算用方として、義宣の蔵入地から上がる年貢を金にかえて、城中の奉行衆に納付するという仕事に当たっている(23)。かれが文禄二年十一月二十八日の日記に、宝積寺の御穀を放なした代わりの砂金、「はづし金」あわせて五両二歩を御奉行衆に渡して請取をとった、と記しているのはその一例である。以下、重清の換金方法を詳しく調べてみると、次のような仕組みが明らかとなる。

農村の収穫期を過ぎた十月二十六日、重清は下野にある蔵入地宝積寺・泉両村の年貢を収納し、金に換えるため、宇都宮に到着した。宝積寺からは孫右衛門、泉からは隼人という者(おそらく村の肝煎)が、それぞれの村の年貢を一括して、宇都宮に滞在する重清のもとへ運び入れた。この年貢は「泉年貢貳貫五百文、隼人上ル」などと、いずれも貫文単位で、銭の高で表示されている。しかし、これは必ずしも全部が銭納されたことを意味するものでなく、後に重清自身が「宝積寺ノ御コク放候金」と明記し、泉村の隼人を使として脇差の金細工を頼んだ時、「金ノ代方ニ」穀物で算用を行なわせているのを見ると、年貢の物納が行なわれていたことはまず疑いない。

数日後、年貢が手元に集められると、宇都宮城下町で、会津新右衛門・ツシマ・大塚弥・黒堅・今小路等、多数の金商人を歴訪して金の現物を検分し、値段・手数料(すあい)の折合いをつけた上で、年貢米を渡して、金を買入れている。

このように、宇都宮の城下町が年貢を換金する場となっており、城下町にはそれに応ずる多くの金商人が存在しているのである。この場合は、義宣の蔵入地が宇都宮近在にあるため、現地の宇都宮で換金が行なわれているのであり、水戸近在の郷村の年貢は、水戸の城下町で金にかえられたものと推測される。

その傍証となるのは、次のような義宣の指令である(24)。

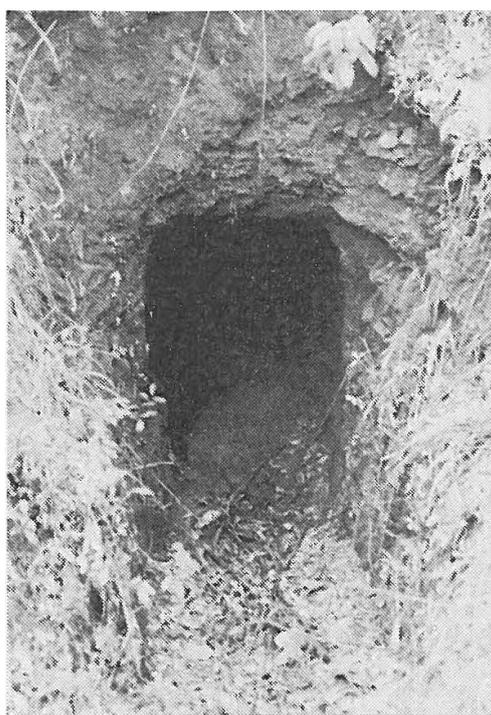
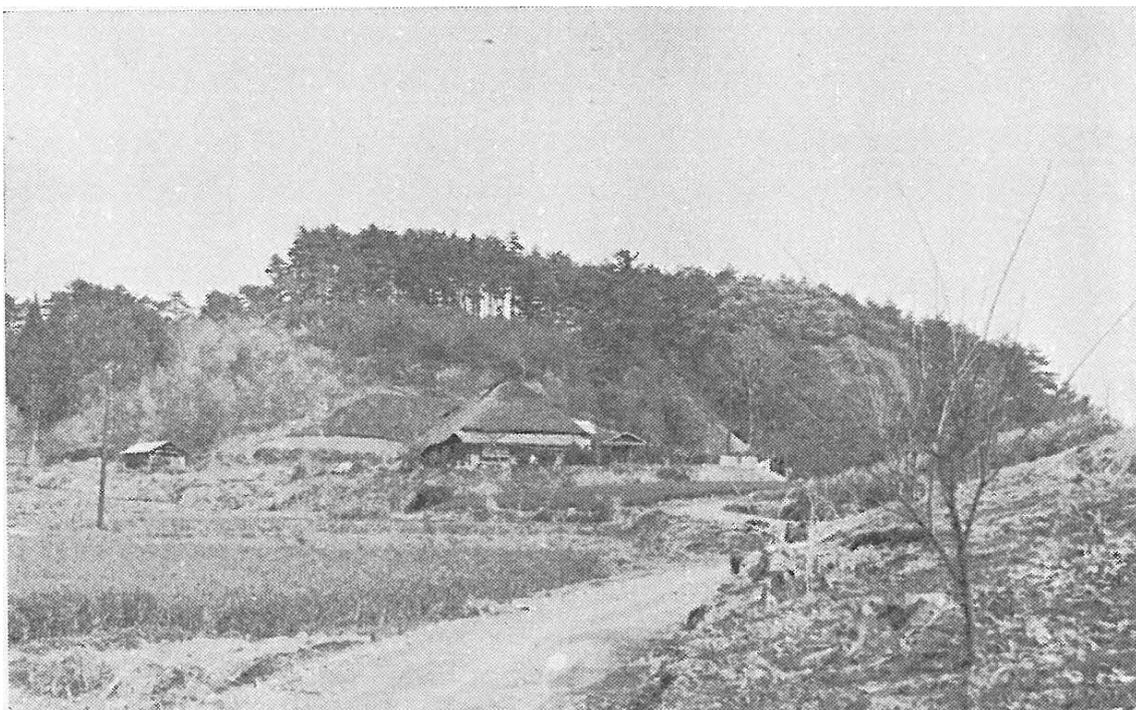
「町中にをみて、金こかいたし候もの、しろかねをうめ候て、はなし候へは、用立へからず候間、右廿人のものに、よくよく申付可候、うめさせましく候」

すなわち、水戸城下の金商人たちが、金に銀を混入させて流通させることを取締ったものであるが、城下町の金商人は二〇人という多きにのぼっているのである。おそらく、これら商人達が前記の宇都宮金商人と同様、年貢を城下で金にかえる際、金の供給者としての役割を果たしたと考えられる。

だからこそ、義宣は朝鮮役の動員令を受けると、軍費調達のためから、まっ先に金商人に対する右のような取締令を発しているのである。

金山経営

佐竹氏は豊臣政権の軍役賦課に応ずるため、多大の軍資金の必要にせまられた。そのため、しばしば領国内に貢租の金納を要求しているが、特に朝鮮役を契機として、直接に金山の開発統制策を積極的に打ち出すに至った。佐竹氏領内の金山として史料的に明らかなものには、大久保（日立市）・瀬谷（常陸太田市）・部垂（那珂郡）・山尾（多賀郡）・保内（久慈郡）・南郷（磐城、東白川郡）等の金山があり、そのほかにも佐竹氏が経営したと伝えられる金山ないし金採取地は、金沢・八溝・胴坂（以上久慈郡）や、現在も歴然たる遺構をとどめる木葉下（あぼけ）の金山（市内）など、その数は決して少なくない。



第 8 図 佐竹氏時代の金山 ー木葉下町金山ー
上，金山の遠景・右手前ズリ山
左，金坑の入口
下，石ずり臼（木葉下町石島源次郎氏所蔵）

常陸地方の産金は早くから世に知られたらしく、秀吉は佐竹義宣にいち早く天正十九年正月二十八日、佐竹氏領国内の金山を秀吉直轄領と定め、これをあらためて佐竹氏に預け置くという名目のもとに、産金の一部を「分一」（十分一の意味）と称して、秀吉のもとへ運上させる政策をとった（25）。秀吉は同様な金銀山政策を、天正十八年以降、陸奥・越後・佐渡・越中・甲斐・石見など諸国の著名な金銀山に対して実施し、産額の一割の運上を課している。したがって、佐竹領金山運上の取り立ても全国的な鉱山統制の一面をなすものであった。

佐竹義宣は秀吉がこの政策のもとに佐竹氏に発した「其方分領中金山之事、被預置」という朱印状を拠り所として、領国内の全金山に直接統制を及ぼしうることになったわけで、佐竹氏の金山経営は、まず豊臣政権の鉱山政策によって大いに促進された。そして、さらに朝鮮役の軍需の増大により、金山の開発統制は飛躍的に強化されたのであった。

佐竹氏の金山経営には直営方法（直山（ぢきやま））を採るものと、山師の持山に一定の金役を賦課する方法（請山（うけやま））とが見られ、そのほかに新金山の開発については、経営の直接、間接を問わず、積極的な奨励を行なっている。

まず、直山の経営を見よう（26）。その代表的なものとしては、保内・南郷・部垂地方の各金山があげられる。経営は金山奉行の統轄のもとに、各金山に検使を派遣して、掘子を監督させ、掘子一人につき、金二分（年間か）という掘子単位の課役をとるやり方であった。直轄とはいえ、佐竹氏は各金山に「かなて」（金手）つまり採掘経費を直接に下して、掘子を使役する方式はとらず、所定の金役以上の金を徴収する際には、代物（米など）を掘場に渡すことと定めていた。しかし、採掘現場の監督は厳重をきわめ、検使には公正な人物を選任し、それにさら

に横目（目付役）をつけ、不正は発見次第成敗せよ、などと指令している。

次に、山師の請山の場合を見よう。大久保・瀬谷の両金山、山尾金山などがその例である。文禄元年正月、義宣は大久保金山の役金を三ツ（金三枚）、瀬谷金山には五ツ（金五枚）と定めており、山尾金山の方は不明であるが「御やく金並めし金」の名目で、年ごとに厳しく金役を課している。そして、この課役についてとやかに申し立てるならば、「山をめしはなし、ほつこ（掘子）をしらへ、検使を付、ほらせ申可候」、つまり請山を取り上げて直営とし、掘子の員数を調査し、検使をつけて採掘を行なうという厳しい統制を加えたのである。ここに山師の経営する金山をも直轄化しようとする意図をありありと読みとることができる。

これら間接統制の金山に課した金役の徴収は、家臣団の有力者等に委ねられる場合もあったらしく、義重は石井修理亮に対して、

「如前々、其身かなやくの儀、たの家風に候共、速に可申付者也」

という証状を付与している（27）。この文言は先に述べた深谷氏宛の商人役安堵状の文言に酷似し、また他の家風に対しても課役せよとあるところから、これは佐竹義重の支配圏内の金山については、直山・請山の別を問わず金役を課徴する特権を、石井氏に与えた証状であると考えられる。

さらに十九年五月、新金山の開発については

「新金山、誰か＝成共、ほらせ可申事」

と定めて（28）、領国内にひろく金山採掘を奨励する方針を明らかにし

ている。翌年五月には、「東山りう（料）所」（久慈郡下金沢の東山地内の直轄領）で新金山がひらかれ、義宣はこれを「肝要候」といって喜んでいから、開発が大いに進んでいいたい。こうした新金山には、検使三人ほどの人数が監督として派遣され、「やくの儀は、かねのいてやうにより」賦課することと定められた。

慶長三年の豊臣氏蔵納目録によれば、諸国から秀吉の蔵に納められた金は総計三、三九七枚余とある。そのうち佐竹領常陸金山からの運上は、二二一枚七両三朱にのぼり、領別の順位では、上杉・伊達について第三位を占めている。この数字は絶対に正しいとは断定できないが、当時佐竹領金山の産金額は全国でも屈指のものであったといえるであろう。

那珂川の舟運

那珂川はその水源を下野山中に発し、水戸城の直下を流れて、太平洋に注ぐ川であり、流量の豊かなことで知られている。前代以来、その流域において、江戸氏の勢力を育くみ、また水戸城の天然の要害を形造って来た川であるが、同時に河上交通もまた早くから開け、大いに利用されたものと推察される。

ただ、那珂川による交通が、いつ頃から、どのように行なわれ、発展して来たかは、佐竹氏の時代になるまで史料の上では、ほとんど知られない。

ところが、大和田重清の日記を見ると、すでに文禄二年頃には、那珂川の舟運の発達はかなりいちじるしく、舟数も多く、賃舟・船頭などの専業も現われており、頻繁にそれらが利用され、佐竹氏の家臣たちの中にも、自分で舟を持つ者があった。

たとえば、重清は水戸城下に屋敷を新築するため、嶋田から舟を調

達し、建築資材の運搬に当たらせ、あるいは粟原の舟をもって、太田から荷物を水戸に届けさせている。

嶋田（常澄村嶋田）は涸沼（ひぬま）川下流の川岸の村である。嶋田の舟はこの涸沼川をくだって、那珂川河口の合流点に至り、そこから那珂川を溯上して、水戸城下に達したものであろう。また、粟原（常陸太田市粟原）は山田川と久慈川の合流する地点に位する。粟原から水戸へは、久慈川をくだって太平洋に出、海岸沿いに那珂川の河口に入り、そこから同様に溯上したと思われる。したがって、以上の経路で当時舟運が行なわれ、利用されていたことは明らかである。なお、その際、那珂川の河口（現在の那珂湊市）は、那珂川舟運の門戸として、重要な位置を占めたに相違なく、後世、この地は、港として発達をとげる。ただし佐竹氏の時代に、どの程度に利用されていたかは、全く不明である。しかし、この地が「湊」とよばれて、二千百十三石余の石高（定物成一七四貫文余）で、義宣蔵入地として掌握され、旗本重臣真崎宣広に預けられている事実は、那珂湊の港湾としての重要性によるものと思われる（29）。

舟運が開かれる一方、那珂川を横切る渡船はこれよりも早く発達し、舟の発着場となった水戸城の対岸青柳・上河内・中河内などの地には、「舟越」「船頭」などの舟運専門業者の成立が認められる。「酒ヲ舟越ニノマスル、青柳ニモ」「中カツチ（中河内）ノ舟越ニ、十五文ヤル」などと重清日記に見え、また上河内村内で佐竹氏の舟運に従事する者に上島八畝四八歩、九斗六升の（ふなこしめん（舟越免））が与えられているなどは、その例証である（30）。また重清はこれら「船頭」や「賃船」を雇い、さらに、真崎・根本・長崎ら家中諸氏に依頼して「借舟」をして、建材や家具などを運搬させている。「家具ハコビノ舟、日和悪テ不来」というように、天候に左右されることがあったとしても、太田の本

領から、重い荷物を直ちに久慈川で舟に積込み、前記の経路で、水戸城の直下に陸揚げできる舟運の便宜は、きわめて大きいものであったと考えられる。

第9図 那珂川の渡し場 —中河内町—



この那珂川舟運の起こりは、おそらくかなり古いものであろうが、その役割は、とりわけ義宣が水戸城を領国支配の中心と定めるに及んで、にわかに重要なものとなり、年貢米・軍需物資の水戸城集中を中心として、飛躍的な発展をとげるに至ったものであろう。

- 注 (1)「義宣家譜」二家蔵文書十八佐竹義宣文書
 (2)・(3)「家蔵文書」十八佐竹義宣文書
 (4)・(5)「義宣家譜」三
 (6)「家蔵文書」十九佐竹義宣文書
 (7)「採集文書」八「家蔵文書」十九佐竹義宣文書

- (8) 「水府志料附録」 四
- (9) 「採集文書」 十五
- (10) 「増修和漢合運図」
- (11) 「義宣家譜」 二
- (12) 同三
- (13) 「採集文書」 十三
- (14) ・ (15) 同二十八
- (16) 「佐竹家中総系図」 下
- (17) 「文禄五年御蔵江納帳」
- (18) 「義宣家譜」 二・三
- (19) 「佐竹家中総系図」 下 「採集文書」 二十七
- (20) 「佐竹家中総系図」 下
- (21) 「義宣家譜」 二
- (22) 「家蔵文書」 十九佐竹義宣文書
- (23) 「大和田重清日記」
- (24) 「家蔵文書」 十八佐竹義宣文書
- (25) 「家蔵文書」 六近畿文書
- (26) 「義宣家譜」 三、家蔵文書十九佐竹義宣文書
- (27) [採集文書] 十一
- (28) 「採集文書」 十六
- (29) 「文禄五年御蔵江納帳」
- (30) 「茨城郡上河内村檢地帳」

第四節 検地と村落

太閤検地

豊臣秀吉による国内総検地、いわゆる太閤検地は天正十年（一五八二）山崎合戦の翌々八月から、秀吉が征服した地域に続行され、慶長三年（一五九八）八月、秀吉が没するまで実施された。

この太閤検地が施行される以前、とくに天文年間から天正中期にかけて、織田信長をはじめ、今川・上杉・武田・北条・徳川・毛利・朝倉・丹羽・長宗我部・島津などの戦国諸大名が、それぞれの領国内に指出（さしだし）を徴し、検地を実施したことは、一般的に知られているが、佐竹氏はどうであったろうか。

文禄元年（一五九二）十二月、名護屋在陣中の佐竹義宣が、家臣川井右馬助の知行地を召放ち、その管理を水戸在城の重臣和田昭為（安房守）に命じ、「所務之儀ハさ（指）し出を七十五貫にいたし候間、先以此とをりさいそくをさめさせ可候（1）」といている点からみて、太閤検地以前に、佐竹氏が家臣の知行地から指出を徴したことは明らかである。指出を徴するというのは、領主が直接竿を入れて検地したのではなく、その家臣に知行地の土地明細帳を提出させたもので、秀吉の場合も、はじめはこの指出検地が主であった。

ところで、義宣が本拠を水戸に移してからまもない天正十九年五月二十日、佐竹義重から、その重臣田中隆定（越中守）にあてた文書（2）の中に

「一、境目之儀、自何方六ヶ敷儀候共、如前々可申付事

一、石塚^ニ之儀、致検地、如近年石塚江年具（貢）相澄可申事

一、大賀之儀、境目厳密相調可申事」

と記されているのは、一族である石塚氏の知行地に検地を行なったことを示すものではなかろうか。境目のことが問題にされているの、そのためのように思われる。ここにいわれる検地が、指出から一步をすすめて、実際領主側で竿を入れ、土地を測量したものであることは疑いあるまい。ただこうした検地が佐竹領内全部に施行されたとは考えられないが、佐竹氏も太閤検地以前に、領内に指出を徴し、さらに必要に応じて、検地を行なったことは明らかであろう。

しかし佐竹氏の検地が、どのような形式で行なわれたか、丈量の単位はどうかなどについては、拠るべき史料がないのでわからない。水戸地方を含む佐竹領内の検地で、ある程度はっきりした形で、その内容がわかるのは太閤検地である。いわば佐竹領内に行なわれた指出や検地は、この太閤検地が施行されるまでの準備の段階であったともいえよう。

それでは太閤検地はいつ行なわれたか。天正十九年九月、秀吉から義宣に朝鮮出兵の軍役が割当てられた際、まだ奥州の陣中にあった義宣が、水戸城の留守を預かっていた和田昭為に与えた書状の中で、石田三成部下の手により、佐竹領内に検地を行ない、年貢を倍増させる計画がある由を報じているが、これは明らかに、秀吉の部下としての石田三成による、太閤検地実施の予告だったのである（第一節参照）。

奥州ではすでに前年太閤検地が行なわれ、下総地方でも、小田原城陥落後まもなく太閤検地がはじめられ、天正十九年に及んでいるから、この年の九月秀吉の命によって、佐竹領内に検地の予告があったとしても、決して唐突ではない。しかし実際には、この計画は実行されず、結局三年後の文禄三年まで延期された。その理由については、後世い

ろいろの解釈もあるが、臆測の域をでない。

さて文禄三年常州検地覚書(3)によると、文禄三年(一五九四)十月から十二月晦日までの間に(4)、佐竹氏の支配下にある久慈郡・多珂郡・鹿島郡・行方(なめがた)郡・新治(にいはり)郡・真壁郡・志多郡・河内(かつち)郡・筑波郡・茨城郡・那賀(なか)郡など常陸国内の諸郡と、奥州のうち南郷地方(福島県八槻・棚倉方面)、また下野国内では武茂(むも)・松野・茂木(もてぎ)などの地方に、秀吉の検地が行なわれたことが明らかである。

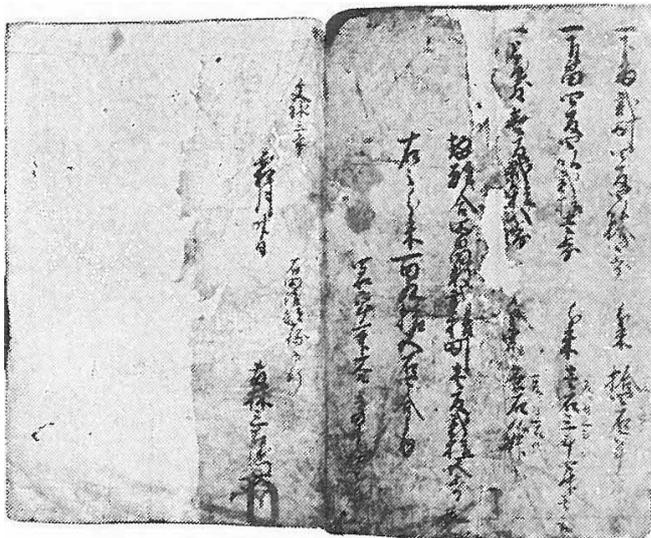
秀吉は文禄三年十月、石田三成を検地奉行に任命して、常陸と下野・奥州にわたる佐竹領内の検地を実行することにした。検地はわずか三ヵ月足らずで完了したことになるが、それだけに奉行の配下として、幾組もの検地役人が中央から派遣された。水戸地方が石田三成の配下藤林三右衛門の受持ちだったことは、現存する上河内村(市内上河内町)の検地帳によって明らかである(第十図参照)。

この藤林三右衛門のほかに、三成の部下として、常陸地方に派遣されたものは少なくなかったようである。こうした役人が佐竹領内に検地をするについて、佐竹氏としては、これに協力する体制を整える必要があったのであろう。佐竹氏の一族東(ひがし)義久から領内の給人にあて、おそらく文禄三年と思われるが、十一月三日付で「御検地衆」が到着したかどうか、検地に際しては、「田畠以下其外境目之儀、少も不隠候様、地下百姓ニ堅可被申付候」と命じ、少しでも隠しだてするようなことがあれば、「屋形様」(佐竹義宣)より取調べられるから、不正のないように心掛けよ、と注意を与えている(5)。太閤検地が相当厳しく行なわれたことが想像されよう。



(表紙)

「文禄三年霜月廿日
 常陸国那賀郡内上河内村御検地帳
 石田治部少輔奉行
 藤林三右衛門」



(奥書)

「文禄三年 石田治部少輔
 奉行
 霜月廿日藤林三右衛門(花
 押)」

第 10 図 上河内村検地帳

(茨城大学図書館所蔵—上河内町—鶴田家旧蔵)

太閤検地の結果

文禄三年の太閤検地は、戦国大名による部分的な検地とは、結果において大きな相違を示すものがあった。土地制度をはじめ各方面において、大きな変革をもたらした。常陸地方についてみると、まず郡域の整理画定という点で注目される。

古代の郡界はその末期頃から混乱し、郡名にもいくつもの私称ができて、水戸地方は那珂東郡・那珂西郡・吉田郡など、令制がよく実施されていた時代にはみられなかった諸郡に分属するようになっていたのを、太閤検地の結果、古代の郡名が復活し、郡界も新たに設定され、水戸地方の大部分、すなわち那珂川の西岸はすべて茨城郡となり、その東岸は古代に復して、那珂郡管下にはいることになった。この郡域はその後長く変更されることなく、茨城郡の方は明治十一年東西両郡にわかれ、水戸が東茨城郡管下となるまで続き、那珂郡の方は大平洋戦争後水戸市に合併されるまで、そのままであった。明治四年十一月水戸を中心とする地域が、茨城県とよばれ、それが拡大されて、今日の茨城県が誕生したのも、実は水戸の中心地域が、太閤検地の結果、茨城郡に属することになり、明治四年当時もそのままの姿を維持していたからである。

また太閤検地は村域を画定し、村を封建支配の単位として位置付けることになった。現在水戸市を構成する常磐町・元吉田町・赤塚町・上河内町・見川町・細谷町・渡里町・酒門町・成沢町・加倉井町・全隈（またぐま）町そのほか数多くの町名は、明治二十二年の市制・町村制の実施に伴う合併以前はすべて独立の村だったもので、それは江戸時代、さらに太閤検地の時までさかのぼることができる。もちろん明治二十二年までの長い期間には多少村域の変更、村名の改廃などはあったが、甚だしい異動もなく、太閤検地によって画定された村域と、検地によ

って確認された村名が、大体において維持されているとみて差支えない。前掲検地帳にみえる那賀（珂）郡上河内村という村名は、明治二十二年四月、近接の青柳・中河内・下河内の各村と合併して、新たに那珂郡の柳河村となったので、村名としては消えたが、柳河村の大字名として残り、大平洋戦争後柳河村が水戸市に合併して、柳河村の名は消え去っても、上河内の名は水戸市の町名として、太閤検地当時の面影を伝えているといった状況が、各町にみられるというわけである。

このように郡域の整理が行なわれ、郡内の村界もそれぞれ画定されたので、例えば中世において見られたような、常陸国吉田庄、あるいは常葉郷といった庄名や郷名は、太閤検地の結果、公称としてはほとんど見られなくなり、行政区画の呼び方が一定した。すなわち前記上河内村の検地帳表紙に記載される「常陸国那賀郡内上河内村」というように、何国何郡何村と呼ばれるようになった。こうした点からも、太閤検地の結果、郡のもとに各村が法的に確認されたことがわかる。

次に上河内村検地帳の記載例によって、太閤検地が従来の検地と違っている点、太閤検地がどのような点に新しい意義をもっているかを明らかにしてみよう。そこで同検地帳の本文一三枚目裏の記載を左に引用する。

下田 十四間廿八間（やしきのうしろ） 一反三畝二歩一石 一斗七升六合 介左衛門

上田 十三（同所）間卅間 一反三畝 一石六斗九升 七郎四郎

下々田 五（同所）間六間 一畝 七升 太三

上田 廿（同所）八間卅四間 二反一畝廿二歩 四石一斗二升五合 又左衛門

中田 四（同所）間七間 廿八歩 一斗四合 藤二郎

上畠 十（同所）間十九間 六畝十歩 六斗三升三合 同人
 上田 十八（ませくち）間廿二間 一反三畝六歩 一石七斗一升六
 合 与三
 上田 十八（同所）間廿間 一反二畝 一石五斗六升 たきう

上の検地帳の記載は、一筆ごとに調べられたもので、最初に田畠の別を記すに、地味その他の条件によって、上・中・下・下々の等級をつけているのに気付く。土地に対するこうした位（くらい）付けは古くから行なわれたが、従来はふつう、上・中・下の三等だったのを、文禄の太閤検地で、四等級に統一されたものである。ところで上田と下々田とでは、後述するように、斗代がかなり違ったから、年貢を納める農民にしてみれば、上と判定されるか、下々と判定されるかは、大きな関心事であったに相違ない。

第二段目の右側には「やしきのうしろ」「ませくち」など字名を記し、当該田畠の所在を明らかにし、その左脇に田畠の縦横の長さを記してある。この長さは間（けん）竿（検地竿）によって測量したもので、一間の長さは文禄以前は六尺・六尺三寸、あるいは六尺五寸と、地方の状況などにより必ずしも一定しなかったが、太閤検地によって、全国画一に六尺三寸と定まった。

第三段目、田畠縦横の長さの次に記してあるのは、当該田畠の面積である。右の記載のうち第一行目についていうと、下田と判定された縦横の長さ一四間と二八間の田の広さは、一反三畝二歩ということである。この検地では、六尺三寸を一間とし、一間平方が一步であるから、一四間と二八間の田は三九二歩となる。それが一反三畝二歩と表わされているのは、一反を三〇〇歩、三〇歩を一畝として計算したからである。ところが従来は三六〇歩を一反とし、一反の三分の二を大、

半分を半、三分の一を小などということが多く、反と歩の間に畝の単位を一般的に用いることはなかった。太閤検地の施行を機に、はじめて三〇歩一畝・一〇畝（三〇〇歩）一反、更に一〇反（三〇〇〇歩）を一町とすることが、全国的に定まったわけで、これは奈良時代以来の土地制度上の大変革で、その後、メートル法施行の今日まで、公式の単位として、長く用いられ、一般に親しまれたものである。

四段目は当該田畠の一年間の公定収穫量を示したもので、一行目の場合は、一反三畝二歩の下田で、玄米で一石一斗七升六合の収穫があると、年貢を取りたてる立場から判定したものである。

それではどのようにして、一石一斗七升六合という公定収穫量を記したのか、それは上河内村検地帳最後の一枚に記されている各等級に応じた斗代、つまり田畠一反についての公定収穫量によって計算した結果である。下田の場合は、「一反ニ付九斗代」とあるが、これは一反の下田からは玄米で九斗の収穫がある、と見積って定めたものであるから、一反三畝二歩の下田では、一石一斗七升六合ということになる。こうして一筆ごとに計算された公定収穫量は、年貢徴収の対象となる高で、これを全部集計したものが村高であり、上河内村は検地帳の最後に記してあるように、百九十五石四合である。太閤検地の結果、水戸地方を含むすべての村々の土地は、何石何斗何升というように表示されることになった。これが石高制で、太閤検地によって全国一率に施行されて以来、明治六年（一八七三）明治政府による土地制度の改革にともない廃止されるまで、長い間土地表示の基準となったものである。

この制度が採用されるまでは、土地の面積を何貫文と、銭の税額で表示する貫高制が広く行なわれていたが、これは地方の状況によって、基準が不同で、全国統一には支障となった。貫高制をやめて、全国同じ

標準の京桝を用いる石高制を採用したことは、秀吉の全国統一に大きな役割を果たすとともに、年貢徴収の基礎が貫高制の場合とくらべ、厳密となったことも見逃がすことができない。

さて最後の段にあるのは、上記の土地の所有者名であり、また右の引用箇所にはないが、屋敷所持者名である。一行目でいうと、字「やしきのうしろ」にある下田一反三畝二歩の所持者が介左衛門ということである。

以上の例で明らかなように、検地は村単位に、一筆の土地に対して、等級、田畠屋敷の別、六尺三寸の間竿によって測量した縦横の長さ、その面積、公定収穫量（石高）と、一人の田畠または屋敷の所持者を登録することによって、領国支配の基礎としての村落を確実に把握することが、その目的であったことも察せられる。

ところで上河内村の検地帳は、今日では村に旧蔵された一冊が現存するのみであるが、当時は同じものを、村以外に秀吉と直接の支配者である領主の佐竹氏が各一冊ずつ所持して、その支配の基礎とした重要な土地台帳であった。

なお文禄四年六月、佐竹義宣は秀吉から、五十四万五千八百石の所領を安堵されたが、その時の朱印状に「右今度以検地之上被成御支配候也(6)」とあるのは、先の上河内村の例のように、佐竹領内に施行された文禄三年の検地の結果によって、五十四万石余の土地を分配されたということである。文禄三年の検地までは、佐竹領内の知行割も貫高制によっていたが、この検地の結果に基づき、石高表示に切り換えられた(第五節参照)。つまり秀吉は文禄三年の検地を通じて、佐竹領の実態を確実に把握し、佐竹氏は新石高制で土地を給人(家臣)に給与することによって、領国支配権を確立した。ここに秀吉(全国統治権)－佐竹(領国支配権)－給人(土地知行権)という権力関係が一本化し

つつ、上へ吸いあげられるといった点も、検地の重要な意義の一つである。

ところで、右の文禄三年佐竹領検地よりちょうど一年おくれて、佐竹氏の与力大名である岩城氏（岩城貞隆は佐竹義宣の弟）の領内に検地が行なわれたが、これは佐竹氏の指揮により実施されたらしく、貞隆の後見役として、陸奥南郷に派遣されていた一族北義憲のもとで、文禄四年十一月九日、検地高目録（7）と小物成目録（8）が作成されている。

これら目録は岩城領五郡二七三ヵ村の検地結果の集成であり、村ごとに石高と小物成（雑年貢）高の集計分を記載したものである。（第十二・十三表参照）

したがって検地の方法や基準などは不明であるが、各村高の目録とは別に、桑（綿）・漆・楮（紙）・山・炭・鍛冶・網・塩竈・船などの諸目にわたって、数量・税額を調査している事実は、この検地が相当に徹底して行なわれたことを物語っている。

第 12 表 岩城領検地高目録の集計

郡 名	村 数	高
奥州	檜 葉	(石) 11,246.182
	岩 城	16,179.657
	岩ヶ崎	33,525.015
	菊 多	28,419.680.7
常陸	多 珂	25,281.311
計	273	114,651.853

第 13 表 岩城領小物成目録の集計

小 物 成	数 量	課 税 額
桑	1932 本	(貫) 綿 11.879 匁
漆 木	222 束	漆 1.554 //
楮	7585.5 束	紙 151 束 7 帖 5 枚
山 役		16 貫 410 文
炭 役		1.000 //
鍛 冶	18 ホト	18.000 //
あとあみ役		500 //
塩 竈	155 具	77.270 //
船	大 小 217 艘	81.400 //
計		194 貫 581 文

なお両目録の終わりに、佐竹又七郎（北義憲）が署判を加えているところから、この岩城郡検地が佐竹氏の手によって施行されたことは疑いない。その点で、前年石田三成指揮のもとに施行された佐竹領検地とは異なっている。しかし当時の政治情勢から見ても、佐竹氏が独自にこの検地を行なったとするのは不合理で、これはたとえば秀吉が上杉景勝に命じて、出羽検地を行なわせたのと同じく、佐竹氏も秀吉の命を受けて、与力大名岩城氏の領国を検地したと考えるのが妥当であろう。



第 11 図 「真壁郡麦田検地帳」(写)

上は表紙, 中は内容の一部, 下は末尾 (秋田県立秋田図書館所蔵)

慶長の佐竹検地

文禄三年太閤検地が行なわれてから三年後の慶長二年(一五九七)四月二十七日、佐竹領内真壁郡の一部に検地が実施された。その結果は同日付の「常陸国真壁郡麦田検地帳(9)」にまとめられている。麦田とは麦を作付けした田地のことで、当時「夏作」「夏物成」と呼ばれ、「秋作」(米)とは区別して年貢がかけられている。この検地を行なったのは佐竹義宣に直属する旗本家臣らであり、大(太)縄与一左衛門をはじめ五人の者が末尾に署名している(第十一図参照)。

実施地域は山尾（やまのを）村（真壁郡真壁町山尾）以下九ヵ村であり、次のように帳面には村単位で麦田一筆ごとの等級・面積・公定収穫量・百姓名が記入され、百姓名の脇にその土地の給人名が付記される場合も認められる。

（山尾村）

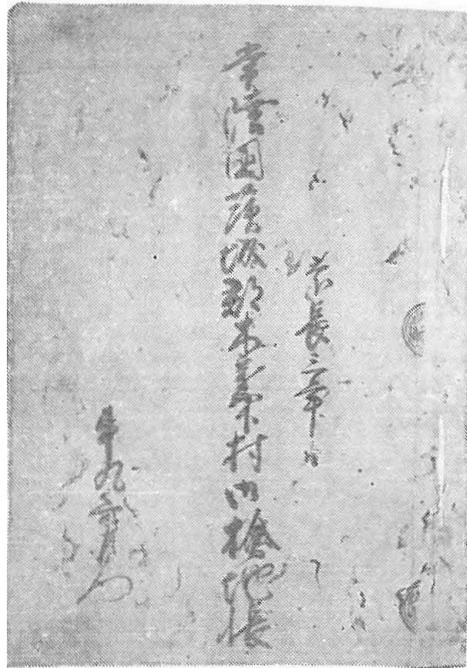
中田（やまのを）四間拾五間 仁（二）畝分（歩） 二斗 佐藤与兵
へ分五左衛門

（大関村）

下田（天神宮）四間拾四間 壹畝廿六分 壹斗八升七合 内匠

この形式は前記の太閤検地帳の形式に酷似し、この麦田検地が太閤検地と同じ基準と方法によって行なわれたことを示している。しかし文禄の太閤検地には認められない給人分付があること、末尾に公定収穫量を集計した上、「但三ヶ一ノ算用ナリ」と課税率を定め、次に年貢額をあげて、これを「御定納」と明記していることから、この検地は佐竹氏自身の必要によって、義宣がその家臣に命じて実施させたことは明らかである。ただこの検地は麦田検地という特別なものであるが、慶長三年には普通の検地が行なわれた。これについては、慶長三年の「茨城郡木葉下（あぼつけ）村検地帳」（市内木葉下町）が現存するほか、同郡又熊村（市内全隈町）と那珂郡檜沢村（同郡美和村）にも、それぞれ慶長三年の「検地帳（10）」があったことで明瞭である。

それではこの検地は、文禄の検地と同様に、秀吉の実施したものであるかどうか、これについては、検地担当者の所属をめぐって、水戸藩の農政学者の間にも二つの説があった。



第 12 図 「木葉下村検地帳」 (木葉下町大高憲晃氏所蔵)

第十二図の木葉下村検地帳の表紙記載でも明らかなように、この検地担当者は牛丸兵左衛門であり、又熊、檜沢でも牛丸だったことが記録されている。高倉胤明はこの牛丸を秀吉の派遣した役人であろうといい、「文禄中石田検地ニ故有テ残りシ村々ヲ再ビ大坂ヨリ牛丸兵左衛門ヲ下シタルニヤ (11)」と推論している。つまり慶長三年の検地を太閤検地とする意見である。これに対し小宮山楓軒は「木葉下村ニ慶長三年牛丸兵左衛門検地帳アリ、コレハ佐竹家臣ナリ (12)」と断定している。小宮山の説に従えば、この検地は佐竹氏が家臣牛丸に担当させたのであるから、太閤検地ではないということになる。

牛丸については、文禄三年下野国茂木内小深村検地帳に「佐竹奉行牛丸兵左衛門 (13)」とあり、佐竹の家臣であることは間違いない。なお「梅津政景日記」(慶長・元和・寛永)に土崎湊の役人として牛丸平左衛門の名がでていますが、恐らく同一人ではないかと考えられる。佐竹氏は慶長七年秋田へ国替えとともに、移封先での検地のため、小身のものでも、検地専門の者を連れて行くようにしたから、牛丸もその一人として秋田に移ったのであろう。「新編常陸国誌」(氏族之部)によ

ると、牛丸は飛騨牢人で義宣に仕えた新参者である。ともかく慶長三年の検地は、太閤検地ではなく、他の大名、たとえば越後の上杉氏が、文禄の太閤検地直後、慶長元年から二年にかけて、独自の領内検地を実施したように(14)、佐竹氏の手による領内検地であったといえよう。

ただ慶長三年の検地帳には月日の記載がないので、何月に実施されたものかわからないが

作屋村之出目

三拾五人 寄騎 預候也、

慶長三年

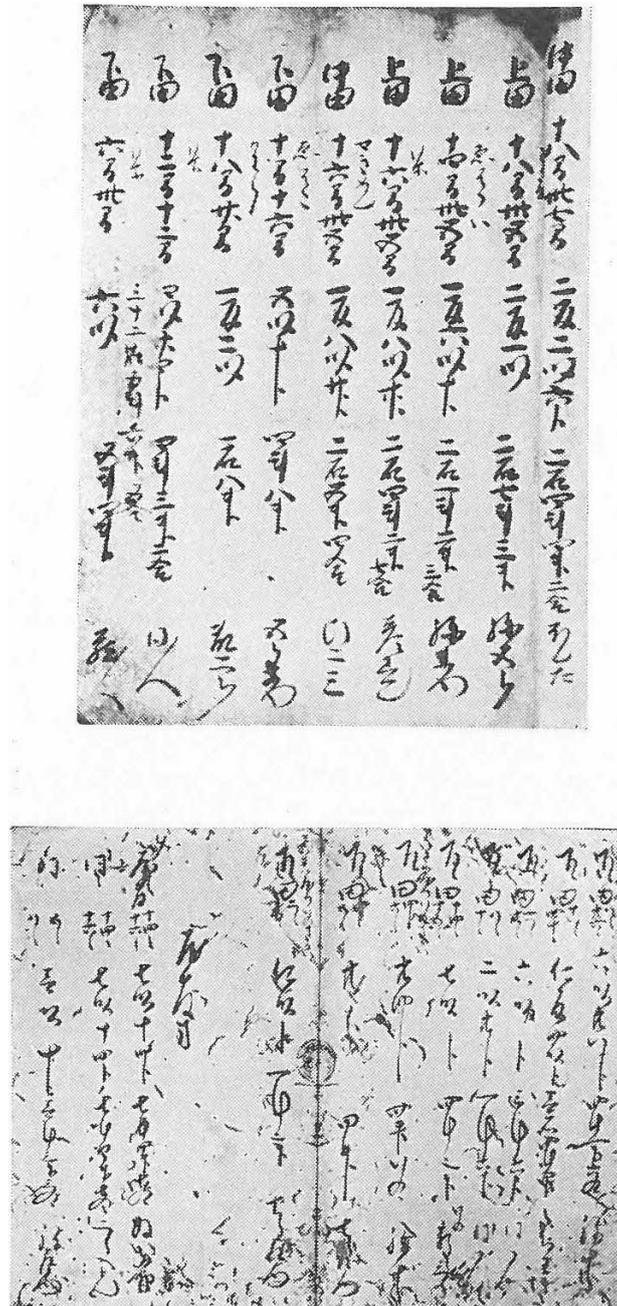
正月十八日 [] (東義久黒印)

町田摂津守殿

という文書(15)をみると、慶長三年正月十八日以前に、佐竹の一族東義久の領地内の作屋村(筑波郡筑波町作谷)で、検地が行なわれ、その結果出目(でめ)(新検地の結果、前の検地高よりも増加した分)のあったことが認められる。また同年正月から二月にかけて、佐竹の家臣に対する知行宛行状が何通も出されている点からみて、この前後に新たな知行割の必要から、検地が施行されたものではないかと推測される。佐竹氏は文禄三年の太閤検地後、恐らく部分的に新たな知行割の必要を生じ、慶長三年一、二月前後、領内の一部に補足的検地を行なったものであろう。

ところで、慶長三年の木葉下村検地帳と、文禄三年の上河内村検地帳を比較してみても、田畠縦横と屋敷の記載様式に、わずかの相違があるのと、下々田の斗代に若干の差がある程度で、他に大きな相違は認められない。したがってこの点、上杉検地などとは大いに違い、佐竹

検地は太閤検地の様式を、ほとんどそのまま踏襲したもののよう
に思われる（第十三図参照）。



第 13 図 佐竹領検地帳の内容

上は文禄三年 上河内村検地帳

下は慶長三年 木葉下村検地帳

検地帳にあらわれた村落

文禄三年の太閤検地帳と、慶長三年の佐竹検地帳の現存するものは、今まで知られている限り、水戸市域の上河内と木葉下だけである。この二つの検地帳を通じて、文禄・慶長期の村落の様相について考えてみよう。

先ず那珂川流域の低地にある上河内村であるが、田畠屋敷あわせて、わずか二〇町一反一畝二五歩(16)にすぎない小村で、その内訳をみると、田が一〇町四畝一三歩、畠は九町九反六畝一四歩、屋敷が一反二八歩となっている。田と畠の面積は大体同じ程度であるが、上・中・下・下々の等級別にみると

上田	五町六反四畝五歩
中田	一町六反六畝二五歩
下田	二町八畝二〇歩
下々田	六反四畝二六歩
上畠	三町一反五畝一〇歩
中畠	三町九反一畝二九歩
下畠	二町四反四畝一四歩
下々畠	四反四畝二一歩

ということで、畠の方は上畠が、中以下の畠の半分に満たないのに、田は上田が全体の半ば以上を占めている点が注目される。

次に上河内村とは違って水戸の中心から遠く、山間にある木葉下村についてみると、田が一二町二反一畝六歩、畠が五反二畝二一歩で、田が畠の二倍余りあり、屋敷が二反一四歩、田畠屋敷共一七町四反四畝一歩、このほか肝煮(きもいり)・政所(まんどころ)の屋敷として、

一反六畝二四歩の記載があるが、すべて合わせても二〇町にも満たず、上河内村にも及ばぬ小村である。田畠の面積を等級別にみると

上田 一町一反五畝一步
 中田 三町八反一畝二一步
 下田 四町一反三畝一四歩
 下々田 三町一反一畝
 上畠 五反一九歩
 中畠 一町九畝二五歩
 下畠 一町八反一三歩
 下々畠 一町六反一畝二四歩

というように、上河内村の場合と比較して、上田も上畠も極めて少なく、下・下々の田畠が多く、上河内村とは対照的な山村の特徴を示している。

登録されている屋敷の面積は、上河内村では一反二八歩であるから、田畠総面積のわずか〇・五パーセント、木葉下村は三反七畝七歩でも、三パーセント程度に過ぎない。このように屋敷面積が少ないということは、筆数の僅少にもよるが、後述するように、当時の村落を考える上に、いろいろと難解な問題である。

つぎに田・畠・屋敷の斗代についてみると、上河内村検地帳には次のような記載がある。

上田 一石三斗
 中田 一石一斗
 下田 九斗
 下々田 七斗

上畠 一石
中畠 八斗
下畠 六斗
下々畠 三斗
上屋敷 一石

木葉下村検地帳には、上河内村のような斗代そのものの表示はないが、田・畠・屋敷の面積と、その公定収穫量から計算すると、上河内村では下々田が七斗なのに、木葉下村が六斗と、一斗だけ低くなっているほかは、全然変わりがない。

田と畠の斗代を比較すると、田の方が畠の斗代より高いが、これは全国的傾向である。ただ斗代全般についてみると、西南日本よりも低いのに気が付く。文禄三年秀吉の検地条目とくらべると、田・畠・屋敷とも、水戸地方が二斗ずつ低い。越前地方の太閤検地の斗代などにくらべると、さらに低いことがわかる。記録に残る常陸地方の太閤検地帳をみると、田畠上中下の斗代は、すべて上河内村と同じである。ただ下々の位において相違があるのは、秀吉の検地条目でもわかるように、検地役人の見計らいに任せられていたからであろう。なお那珂郡小瀬村（緒川村）の場合、上河内村と同じく、藤林三右衛門が検地役人であるのに、屋敷に上・中の等級があり、上は一石で他と変わらず。中が八斗となっている点（17）については、その理由が明らかでないが、上河内の場合は上に相当する屋敷しかなかったと考えるべきかもしれない。

ともかく佐竹領内の斗代が低かったのは、実際の収穫量が一般的に少なかったためもあるだろう。年貢を納める農民の立場からすれば、低い斗代が望まれたことはいうまでもあるまい。

それでは次に、上・中・下・下々の斗代に従って計算された上河内・

木葉下両村の分米（各等級別の石高）を記してみよう。

上河内村

上田 七三石三斗四升一合
 中田 一八石三斗四升一合
 下田 一八石七斗八升
 下々田 四石五斗四升一合
 上畠 三一石五斗三升三合
 中畠 三一石三斗五升七合
 下畠 一四石六斗六升四合
 下々畠 一石三斗四升一合
 上屋敷 一石九升四合
 総計 一九五石四合

木葉下村

上田 一四石九斗五升四合
 中田 四一石九斗八升七合
 下田 三七石二斗一升三合
 下々田 一八石六斗六升
 上畠 五石六斗三合
 中畠 八石七斗八升七合
 下畠 一〇石八斗二升六合
 下々畠 四石八斗五升四合
 屋敷 二石四升七合
 総計 一四四石三斗九升一合
 このほか、肝煮・政所の屋敷 一石六斗八升

これで見ると、両村とも土地も狭く、石高にして二百石にも満たなかったわけである。木葉下村の西南に境する又熊村（市内全隈町）は、慶長三年検地の結果、三百七十九石七斗四升二合（18）とあるから、両村の村高よりはるかに大きかったことがわかる。

第 14 表 上河内・木葉下両村の農民土地所持面積分類

所持面積 (田・畠のほか屋敷を含む)	検地帳登録人数	
	上河内村	木葉下村
1反 以下	31	14
1反以上～3反未満	37	13
3反以上～5反未満	10	8
5反以上～7反未満	6	0
7反以上～1町未満	1	5
1町以上～1町5反未満	1	1
1町5反以上～ 3町未満	1	2
計	87	43

木葉下村の場合は、年貢免除の屋敷が2人分あるが、所属別が不明なのでこの表には除いてある。したがってこの表も概略を示したものである。

それでは当時の村落を構成する農民は、どの程度の土地を所持していたものであろうか。第十四表は上河内・木葉下両村の検地帳から、登録農民の所持面積別に、その人数を整理したもので、これによると両村とも三反未満の農民が多く、更に範囲をひろげて、五反未満の農民数を調べてみると、上河内村が九〇パーセント、木葉下村が八三パーセントと、登録農民数の大部分を占めている。五反以上、一町未満の中間層ともいべき農民数は、両村とも同じ程度で、全体の一割前後にすぎない。一町以上となるとさらに少なく、上河内村では最高が二町

一反六畝一八歩の「助（介）さへもん」、木葉下村では二町一反五畝二五歩の「二郎へもん」である。

このように登録農民には、零細なものが圧倒的であるが、いわゆる分付（ぶんづけ）（登録された百姓の名の肩書きに誰分と記されている）という記載形式は認められない。この分付形式は、農民の隷属関係を示すもので、経済発達のおくれている地方にみられるとする説があるが、諸国の例をみると、そのように画一的に解釈することはできず、また分付がすべて隷属関係を示すとも考えられない。

これにつき検地帳登録の零細農民は、すべて何人かの家族をかかえて一戸を構える農民、すなわち世帯主と称することができるかどうか、上河内村の検地帳を整理してみると、八七人の農民（第十五表参照）が、隣接の「きのくら村」（那珂郡那珂町大字東木倉・西木倉）からの入作分を除く、一九町七反六畝一歩を耕作していたわけになる。もっともこれら農民のうちには、隣村に耕地を持つ出作のものもかなりあったのではないかと想像される。というのは、とくに上河内村は、地形的にみて那珂川の氾濫による水害を蒙りやすいところで、長い間隣接台地に出作する農民が多かったといわれているからである。こうした出作が、太閤検地当時どの程度あったかは、隣村の検地帳も残っていないので、全く不明であるが、それにしても、これら八七人の農民を、すべて在村の世帯主とし、当時上河内村には、八七戸の農家があったというように考えることができない。鶴田家旧蔵の記録によると、天正から文禄を経て、寛永中までは、百姓の竈（かまど）数は二一軒といわれ、文禄年間から八〇年を経た延宝九年（一六八一）の人別帳には、戸数二三、人口数一二九とあり、更に一〇余年後の元禄十五年（一七〇二）の戸数は、「凡二十七（19）」という点からみても、文禄検地帳の登録農民がすべて世帯主であるとは考えられない。すなわち、その

相当数が在村の世帯主でないことは疑いない。

それでは世帯主でない農民の登録につき、どう理解したらよいのであろうか。

検地帳登録人をめぐって、さまざまの疑問が起こってくる。これらの疑問については、一世帯を構成する血縁家族や、それに準ずるものを、何等かの基準によって登録したものではなかろうかという推測もできる。先に記した鶴田家の覚書により、当時の竈数二一という数字からみると、一世帯の平均持高は、出作分を入れず、在村分だけで一町前後となる。八七人の登録農民もこの二一世帯に分属すると考えれば、一世帯四人平均となる。四人のうち世帯主を除く三人が、同一世帯を構成する血縁家族、またはそれに準ずるものと解すればどうであろうか。もちろん実際は二一世帯の中にも零細な農民もあったろうし、三人以上の血縁家族などを抱える豪農もあったであろう。また第十五表をみると、たとえば弥四郎・弥五郎・弥八郎・弥十郎、二郎衛門・四郎衛門・五郎衛門、藤二郎・藤七郎、新五郎・新七郎、聡六・聡七などという同一世帯を構成する血縁家族と思われるような農民名が多くあるが、これも注意する必要がある。ただこの場合、屋敷地を登録されているものは、わずか四人ということが問題になるが、この点は後で考えることにしたい。

第 15 表 上河内村農民の登録所持面積 ※は屋敷登録人

検地帳登録人名	所持面積 (田畠のほか) 屋敷を含む			検地帳登録人名	所持面積 (田畠のほか) 屋敷を含む		
	町	反	畝歩		町	反	畝歩
清 衛 門	7.	7.	15	源 四 郎	1.	8.	28
清 さへもん		8.	25	聡 七 郎	2.	0.	24
弥 衛 門	3.	0.	1	与 七 郎	4.	1.	16
弥 さへもん		3.	22	与 十 郎		1.	6
与 衛 門	5.	0.	18	※藤 二 郎	6.	3.	10
彦 衛 門	3.	0.	25	藤 八 郎	3.	0.	12
彦 さへもん	4.	9.	14	新 五 郎		4.	25
助 衛 門	1.	0.	18	新 七 郎		5.	18
助(介) さへもん	2.	1.	6. 18	文 六 郎	1.	2.	26
※源 へもん	4.	1.	20	げ き (外記)	2.	0.	24
※源 さへもん	1.	1.	7. 12	内 臓 助		9.	10
聡 さへもん		3.	9	蔵 人	1.	0.	24
藤 さへもん	6.	2.	12	大 覚(大かく)	2.	8.	24
ぬい 衛 門	1.	1.	18	ひようご(兵庫)	2.	2.	0
市 衛 門		3.	10	と さ (土佐)	1.	0.	6
正 衛 門		3.	6	ぬいの助 (介)	2.	3.	16
又 左 衛 門	3.	1.	22	う た の 助	2.	2.	20
甚 衛 門	1.	5.	10	聡 六	2.	2.	29
新 衛 門		6.	0	聡 七	1.	2.	20
新 さへもん		2.	12	聡 八			24
一 衛 門	1.	2.	18	か ず へ	1.	8.	20
太 郎 左衛門		4.	24	助 七		5.	10
二 郎 衛 門	5.	2.	26	助 兵 へ	2.	5.	2
二郎 さへもん	1.	3.	0	源 六		8.	4
四 郎 衛 門		3.	17	源 助		5.	19
五 郎 衛 門		5.	10	源 兵 へ		5.	26
五郎 さへもん	2.	9.	9	新 六	3.	6.	5
ぢ ふ 衛 門		2.	20	与 三	1.	3.	6
太 郎 二 郎	5.	9.	18	与 七		2.	10
太 郎 四 郎	2.	2.	3	与 助		4.	20
太 郎 兵 へ	1.	0.	3	甚 助		5.	18
五 郎 四 郎		3.	10	け ん 六		6.	18
六 郎 三 郎		5.	6	せ ん や う		6.	0
七 郎 四 郎	5.	0.	3	け ん ち ん	2.	9.	16
七 郎 四 郎	1.	3.	16	さ ん さ う	1.	8.	2
助(介) 太 郎	1.	9.	9	ほ ん た う	2.	2.	6
助 四 郎	4.	3.	25	し ゆ ざ う		1.	24
彦 二 郎	2.	0.	0	太 三			1
弥 四 郎	2.	0.	20	ひ ふ 三	1.	8.	20
弥 五 郎	4.	3.	20	た き う	2.	2.	24
弥 八 郎			6	と き	1.	1.	25
※弥 十 郎	1.	7.	12	計 87 人 (注)へもんは衛門, 助は介と 同じものと見て集計した。検地帳の虫喰 などで判読に苦しむ名もあった。したが ってこの票は概略を示すものである。入 作 2 人は除いてある。			
甚 三 郎	1.	9.	13				
甚 五 郎	1.	0.	22				
源 二 郎	1.	5.	14				
源 三 郎		8.	20				

木葉下村について当時の世帯数を伝える史料はないが、慶長三年からおよそ五〇年を経た寛永十八年に行なわれた水戸藩の同村検地帳によると、四八人の農民が登録されており、さらに、正徳三年（一七一三）の人数改帳には戸数四四軒とある。慶長三年の検地帳の登録農民数四三人とくらべると、上河内村の場合ほど、実際の世帯数と、登録農民数との間には、大きな開きがなかったのではないかと考えられる。また慶長の検地帳には隣村からの入作がかなり記載されているので、反対に他村への出作も多かったであろう。右の検地帳を今日に伝えている大高家の記録によると、正徳三年、庄屋の大高治兵衛は、持高百十五石余のうち、七十二石余は木葉下内にあるが、他は隣接の又熊や三ヶ野（市内木葉下町）、谷津（市内谷津町）方面にも所持していたことが認められる。このような土地所持の形は、すでに慶長年間に遡ぼって考え得るのではなかろうか。そうすれば、木葉下村の場合は、検地帳に記載された各自の登録面積よりも、実際の所持面積はよほどふえているものとみなされるであろう。それにしても上河内村と同じように、同居血縁家族と思われるような農民名が多い。例えば屋敷地を登録されている同村最高の二町一反五畝二五歩の土地を持つ「二郎へもん」の屋敷内には、「三郎へもん」という兄弟が住んでいたと考えられないであろうか。その「三郎へもん」は、検地帳に八畝二四歩の田畠を登録されているが、それだけでは生活の維持は困難であり、彼の家族やその他のものとともに、兄の持つ広い土地の耕作に当たって、生計を立てていたものではなかろうか。こうした関係は屋敷登録人である「新六」（一町六反四畝二四歩）と、二反二畝四歩を登録されている「新七」との間にも存していたのではあるまいか。

このように考えてみると、登録農民数と世帯数も、かなり縮小されそうに思われる。また五反以下の零細な多くの農民も、出作などによ

って、実際の高が増していることも考えられるので、疑問もいくぶんか少なくなるようにも思われる。しかし世帯主以外の血縁家族などが、すべて検地帳に登録されたとは考えられないので、登録に当たっての基準が問題として残る。これについてもいろいろの場合が考慮されねばならないであろうが、先に挙げた「三郎へもん」や「新七」の土地については、耕作権をそれぞれ認められていたことも想像される。

次に屋敷の問題であるが、上河内村では屋敷を登録されているものは、わずかに四人（四筆）、八七人という登録農民数に対して、五パーセントにも達しない。木葉下村は上河内村の場合よりも多く、七人（免除地として検地帳に記された帯刀・因幡の分は、合計一反六畝二四歩と記されているだけで、何筆にわかれていたかは明らかでないが、大高家所蔵の「木葉下村明細帳」によると、帯刀と因幡の分が二つの坪にわかれて記されているから、各人の屋敷は一筆ずつだったように考えられる。したがって全村では七筆とみてよい）であるから、登録農民四三人の一六パーセントというわけになるが、それにしても、他の地方の例とくらべ、極めて少数なことは確かである。

まず当時の検地帳に現われる屋敷というものの性格を考える必要があるが、これは零細な農民の居住地を屋敷とせず、夫役負担の義務を持つ農民の宅地だけを指す場合が多く認められるということである。零細な無屋敷登録人のうちには、血縁家族で本家の屋敷内に住む者もあれば、それに準ずるもので主家の屋敷内の別棟などにへや住みするものなども少なくなかったであろう。

第 16 表 上河内村・木葉下村屋敷登録人田畑所持面積

登録人名	屋敷面積	所持田畠面積	
	反 畝 歩	町 反 畝 歩	
源 さへもん	2. 20	1. 1. 4. 22	上河内村
藤 二 郎	4. 16	5. 8. 24	
源 へもん	2. 4	3. 9. 16	
弥 十 郎	1. 18	1. 1. 24	
二 郎 へもん	7. 14	2. 0. 8. 11	
新 六	1. 24	1. 6. 3. 12	木葉下村
ぬ い の 助	7. 14	9. 8. 1	
弥 左 衛 門	1. 10	4. 3. 21	
太 郎 右 衛 門	2. 12	2. 7. 2	
帯 刀	1. 6. 24	9. 8. 3	
因 幡	(二人分合計)	4. 8. 14	

上河内村で、一町一反四畝二二歩の田畠を持つ「源さへもん」などは、そうした無屋敷登録人を屋敷内に住ませていたことも考えられる。

上河内村では、二町一反六畝一八歩という最高の土地を登録されている「介さへもん」が、そうした点では、まず第一にあげられるのが当然のように思われるが、実は無屋敷登録人である。これをどのように理解したらよいであろうか。

「介さへもん」というのは、太閤検地帳を伝えていた水戸藩時代の上河内村庄屋鶴田家の祖先で、同家の記録によれば、その祖は前田主水といい、「筑州」の出であるが、かなり古く奥州の相馬中村に移住、その後下人四人を連れて上河内に到着し、村の開発に当たったという。大永年中から元龜年間まで三代の間土佐を名乗り、その後助（介）左衛門を襲名し、太閤検地の行なわれた文禄から慶長八年までは、二代目の助左衛門が当主であった。江戸時代になってから鶴田と改姓し、長く庄屋として村政を指導した。いわば上河内村の草分け百姓であり、

下人を抱えた豪農であったことは疑いない。このような農民が夫役負担の義務を持たず、したがって屋敷を登録されなかったとは、どうしても考えられない。これについては木葉下村の肝煎（きもいり）・政所（まんどころ）の屋敷一反六畝二四歩の性格が参考になる。この屋敷は先にも引用したように、検地帳本文中ではなく、その末尾に、年貢の対象となる村高以外の土地として記載されているものである。なお木葉下村明細帳によると、その屋敷地には、

ムカイ屋敷持除 帯刀

坂下屋敷持除 因幡

とあって、この両名がそれぞれ肝煎・政所という役目のため、屋敷は持っているが、年貢を免除されていたことが明らかにされる。肝煎というのは、後の庄屋であり、政所は年貢徴収に当たる村役人と解されるが、こうした役柄のゆえに、屋敷は年貢免除の特権を認められていたことになる。上河内村の検地帳にはそうした記載はないが、草分けの豪農助左衛門が上河内の村役人的存在として、年貢免除の特権を認められ、そのために屋敷地の登録がなかったものと考えられないであろうか。先祖以来の功績、由緒、または庄屋などの村役人としての特別の功績などによって、屋敷を免除地とされ、検地帳から除かれたものがあったことは、他の地方でも報告されている（20）。ただ上河内村の検地帳に、木葉下村検地帳のような記載がないのは、太閤検地と大名検地の記載様式上の相違とみればよいのであろう。

木葉下の村役人であった帯刀は、屋敷地以外の田畠が九反七畝二三歩、「因幡」は四反八畝一四歩の土地が、それぞれ記載されているが、おそらくこれ以外にも隣接の村々に土地を持っていたのではなかろう

か。木葉下村明細帳によると、両人は佐竹時代に大足（おおだら）郷（大足は東茨城郡内原村大足、木葉下の南に当たる）八カ村を支配していたというから、そうしたことも考えられよう。武士的な名をもつ両人が木葉下村において、大きな勢力を持っていたことは十分に想像できる。

こうしてみると、上河内の場合「助左衛門」、木葉下村では「帯刀」と「因幡」というような村役人らは、当時の村落生活で、他の農民とは違った特別の地位にあるものと認め得るわけで、このような特権的な農民が血縁家族やそれに準ずるものなどの労働力によって、手作地の経営に当たっていた状況も推察される。

前に述べたように、木葉下村では、「二郎へもん」「新六」にしても、一町以上の土地を持っている、同村としては豪農的存在でめり、「ぬいの助」が七畝一四歩の広い屋敷地をもっているところをみれば、彼等の屋敷にへや住みの農民が住居していたことも想像できるが、上河内村の「源へもん」や「弥十郎」、木葉下村の「太郎右衛門」のように、耕地五反にも及ばないものが、それ以上の土地を持つ農民が多い中であって、夫役負担の義務を持っていたということも理解し難い点である。こうした点については、他村への出作ということが考えられるのではなかろうか。前にも述べたように、上河内村でも出作のものが多かったろうし、木葉下村では、入作百姓名の登録がかなりあるので、逆に出作の少なくなかったことも推測できるから。屋敷登録の農民については、とくに出作が多かったのではないかと推察されるわけである。

なお両検地帳には、たとえば、げき（外記）・内蔵助・蔵人・ひょうご（兵庫）・とさ（土佐）・かずえ（主計）・ぬいの助（縫殿助）・うたの助（雅楽助）＜以上は上河内村＞たちわき（帯刀）・いなは（因幡）・主税・民部・うたの助・ぶんこ（豊後）・うたのてう（雅楽允）・ぬいので

う（縫殿允）＜以上は木葉下村＞などという武士的な名の農民が登録されている。このような農民は、兵農分離の過程にあつて、村落にどのような地位を占めたものか、第十五表でもわかるように、彼等の登録地は極めて少ない。木葉下村の場合も、二、三名を除いては、上河内村と同様である。こうした点からみると、彼等もまた出作地を相当に持っていたのであろうか。

検地帳についての多くの疑問はともかく、太閤検地が水戸地方の村落支配に、大きな変化をもたらした点で重要な意義をもっていること、またその後に施行された佐竹の検地も、佐竹氏の領国支配の上に重要な役割を果たしたことは明らかである。

注 (1)「秋田藩家蔵文書」十九佐竹義宣文書（秋田県立図書館所蔵）

(2)「秋田藩家蔵文書」十七佐竹義重文書

(3)「佐竹文書」三

(4)文禄三年の現存する検地帳および江戸時代の地方書に引用されている
検地帳の日付をあげると、次の通りである。

十月六日（久慈郡松平村）

〃 七日（久慈郡久米村）

〃 九日（久慈郡和田国安）

〃 二十三日（那珂郡上桧沢村）

〃 二十九日（那珂郡下小瀬村）

〃 二十九日（下野国茂木内小深村）

十一月一日（下野国茂木内飯野村）

〃 十九日（那珂郡石神村）

〃 十九日（筑波郡上塚村）

〃 二十日（那珂郡上河内村）

〃 二十四日（茨城郡那珂西古宿村）

〃 二十六日（新治郡金田村）

十二月三日－七日（新治郡上室郷）

これからみると、常州検地覚書にいうところの検地施行の期間と合致している。

(5) 「秋田藩家蔵文書」二十七東義久文書

(6) 「佐竹文書」一

(7)・(8)・(9) 秋田県立図書館所蔵

(10) 高倉胤明「田制考証」（近世地方経済史料第八巻所収）

(11) 「探旧考証」慶長三年の条

(12) 「農政座右」中

(13) 昭和三十一年十一月、栃木県茂木町郷土誌編纂委員会有志の発見にかかる。

(14) 藩政史研究会編「藩政成立史の総合研究 米沢藩」

(15) 「秋田藩家蔵文書」二十七東義久文書

(16) 検地帳の記載では、二〇町一反二五歩となっているが、計算してみると一畝不足となるので、訂正した。検知帳の数字には、こうした誤りがまま発見される。

(17)・(18) 前掲「田制考証」

(19) 「新編常陸国誌」

(20) 宮川満氏著「太閤検地論」（Ⅱ）

第五節 知行制と家臣団

秀吉の知行制

天正十八年八月一日、豊臣秀吉は二一万貫文余の佐竹氏領国を、佐竹家中から届け出た指出帳によって安堵（領有の承認）した（1）。何貫文の土地、といっても前々から慣習的に定まっている年貢高を基準にして、所領を表記したもので、新たに実地調査を施して決めたのではない。しかし、そのことは必ずしも豊臣政権の妥協を意味しない。秀吉は領国安堵と同時に、あいつぐ過大な軍役の強制を加えて、実質的には、旧来の慣習通りの複雑な知行関係や「指出」の際に加えられた工作の活きる余地を封じ、しだいに統一政権の支配を末端に滲透させて行った。

文禄三年の冬、佐竹氏の領国内に施行された太閤検地は、いわばその総決算であった。その結果に基づいて、さらに翌年六月、豊臣政権による新しい佐竹領知行割が行なわれた。まさにこれは六年前の届け出、安堵の総仕上げであったといえる。またその翌月から佐竹自身がこれに基づいて、領国内に家臣の知行割を行なうに至った。この点でも画期的な意義をもつものである。佐竹氏に対する知行割を指示した秀吉朱印状を次に掲げる。

佐竹知行割之事

- 一、拾五万石 此内五万石御加増 義宣
- 一、拾万石 無役此内九万石御加増 内義（ママ）宣蔵入
- 一、五万石 無役此内四万石御加増 義重
- 一、六万石 此内壺万石無役此内五万石御加増 佐竹中務太輔（東義久）

- 一、拾六万八千八百石 此内四万石御加増 与力家来
- 一、壹万石 (後筆力)「太閤様」御蔵入
- 一、千石 佐竹中務御代官徳分二被下
- 一、参千石 石田治部少輔(三成)
- 一、三千石 増田右衛門尉(長盛)

都合五十四万五千八百石

右、今度以検地之上被成御支配候也

御朱印(秀吉)

文禄四年六月十九日

羽柴常陸待従(佐竹義宣)とのへ

これにより、佐竹義宣は秀吉から五十四万五千八百石にのぼる領国を新たに保証された。末尾の文言に検地の上とあるように、前年冬の石田三成による検地の結果が秀吉のもとに報告され、それに基づいて御支配つまり分配(知行割)が行なわれた。その知行総高が、佐竹領検地の結果を集計した惣都合五拾四万五千七百六拾五石九升とほとんど一致するのはそのためである(2)。

知行割の内訳を見ると、佐竹義宣・義重・義久と佐竹氏の与力家来の知行地(以上、佐竹領)のなかに、わずか一万七千石であるが、新しく秀吉の直轄分(太閤蔵入地)・同代官分・石田三成・増田長盛の知行分(以上豊臣領)が設定され、これが新知行割の注目すべき特徴をなしている。

太閤蔵入地

まず、後者の豊臣関係分から調べて見る。いわゆる太閤蔵入地は一万石であり、他にその代官給分として、千石が代官東義久に与えられ

た。ただ右の秀吉朱印状は佐竹領知行割の大綱を定めただけで、具体的な地域指定を行なっておらず、そこまで詳細に指示したかどうか確証はない。しかし次に述べるように、太閤蔵入地が旧来の佐竹本領域に一括して設けられている事実は、それが秀吉の意図によることを暗示している。

佐竹義宣は秀吉朱印状に基づいて、領国内の家臣知行割りを開始すると同時に、まず太閤蔵入地の代官と定められた東義久に、蔵入地と同代官分の村・村高の明細を指示する黒印状を發した(3)。

その地域は、黒印状の冒頭に「御蔵入、久慈之郡里川東」とあるように、奥七郡の一つとして俗に呼ばれた佐都東郡に当たる。この地は太田城と久慈川河口の間、久慈郡内を流れる里川の東側の一帯にあって、旧来、佐竹氏の発展を支えてきた、もっとも豊かな水田地帯である。村数は赤須・茅根以下すべてで一六ヵ村で、その村高を合わせた一万石が太閤蔵入分とされ、このほか小沢村(二九九八石余)の内一千石が「中務代官分」(義久)に指定され、残りは「あまり分」となっている。それら諸村の分布は第十四図の通りで、すべて里川東つまり佐竹氏の本領に一括して設定されている。

義宣は新しい領国支配の中枢を水戸城に定めて、権力の基盤を茨城・那珂両郡の地域に移している。したがって、すでにこれらの地域は以前ほどの重要性をもつものではない。しかし佐竹氏の伝統的な本領域に、新たに太閤蔵入地が設定されたことの意義は決して軽視できない。おそらくこの地域の決定は、秀吉の指図によるものと推測される。慶長三年、秀吉が堀氏に越後の知行割を行なった際、太閤蔵入地は越後布の産地に設けよ、と地域を指定しているのは重要な傍例である。



第 14 図 太閤蔵入地の分布

文禄四年七月十六日御蔵入目録 秋田藩家蔵文書二十四所収（秋田県立秋田図書館所蔵）による。

なお、石田・増田に対する知行宛行（あてがい）は、旧来の佐竹氏との特殊な結びつきによるものであろう。その知行分の所在と管理方法は明らかでない。

無役高

つぎに佐竹氏関係の知行割の内容を見よう。まず各知行高について「無役」の注記がある。これは軍役賦課の対象から除外（免除）される知行高を示すものである。たとえば、秀吉が浅野長吉に五万五千石の知行を与えた際、内四万五千石について「軍役千人」と定め、残る一万石を「同人無役分」としている例からも傍証できる(4)。無役高を得ているのは、義宣・義重・義久の佐竹三氏だけで、与力家来には認められていない。上表から明らかのように、義宣は知行高の四〇パーセント、義重は八〇パーセント、義久は一七パーセントを無役（軍役免除）高と定められている。その総高は十六万石にのぼる。この内、義重の無役高がきわだって多いのは、おそらく隠居分の意味をもつものと思われる。義宣も十万石にのぼる自分蔵入高の全部を無役とされており、それだけでも与力家来の軍役高の過半に匹敵する。間断なく過大な軍役を賦課する豊臣政権のもとで、これほどの軍役免除高を保証されたことは佐竹氏にとって実に大きな特典であったに相違なく、領国財政の基礎を維持する上に、重要な意味をもつことになったわけである。これと比べて佐竹氏の無役高の比重が大きいのは、豊臣政権下における旧族大名の特徴を示すものである。

第 17 表 文禄四年豊臣秀吉の佐竹領知行割一覽

	知行高 (万石)	比 (%)	加増高 (万石)	本 高 (万石)	比 (%)	無役高 (万石)
佐 竹 義 宣	15.00	27.6	5.00	10.00	38.6	0
〃 蔵 入	10.00	13.3	9.00	1.00	3.8	10
佐 竹 義 重	5.00	9.1	4.00	1.00	3.8	5
佐 竹 義 久	6.00	11.2	5.00	1.00	3.8	1
与 力 家 来	16.88	1.8	4.00	12.88	49.8	0
太 閤 蔵 入	1.00		(1.00)	0	0	0
〃 代官(義久)	0.10		(0.10)	0	0	0
石 田 三 成	0.30	}	(0.30)	0	0	0
増 田 長 盛	0.30		(0.30)	0	0	0
計	54.58	100.0	27.00	25.88	100.0	16

加増高

佐竹関係諸氏の知行高には、右の無役高のほかに「御加増」分の注記が見られる。御加増とは、秀吉による知行高の増額を意味するが、それはおそらく、天正十八年八月一日の公認高（豊臣政権の公認した表向きの佐竹氏知行高）に対する、太閤検地増分を内容とするものであろう。もしこの推測が正しいとすれば、文禄の知行総高から、加増分を引いたものは、天正の知行高となり、相互の変化と新加増高の内容は、この文禄四年の秀吉知行割の特徴を示すものといえる。

以上の点を計算の上で検討してみる。（第十七表参照）まず文禄の知行総高（五十四万五千八百石）に対して、加増分は実にその半ば以上の二十七万石を占めており、加増前のいわば本高は、二十五万八千八百石に相当する。つまり、佐竹氏の表向きの知行高は、数字上では完全に倍増されたわけである。つぎに右の本高（二十五万八千八百石）と天

正の知行高（二十一万六千七百五十貫文）の関係を調べると、貫高と石高の換算率は一貫文が約一石二斗となる。

さらに、佐竹一家それぞれの加増率は第十七表の示す通りである。ここに現われた著しい特徴としては、佐竹一門内部の知行高の比率の変化、佐竹一門と与力家来の知行高の比率の変化をあげることができる。

すなわち、この知行割はまず佐竹宗家の当主義宣に、軍役高五万石を加増の上、一挙に十万石の無役高を認めることによって、豊臣政権下で大名権力を保つための領主財政の基礎を保証した。そして、義宣の父義重と一門の宰臣義久にも、それぞれ五、六倍の知行高を与えることによって、佐竹一門の領主的地位を強化した。とりわけ、義久にはその他に一千石の知行を給与して、太閤蔵入地（秀吉の直轄分）の代官という地位を与え、豊臣政権との特殊な関係を作り出した。これは、太閤蔵入地一万石、石田・増田両氏知行分六千石の設定とあわせて、知行制の上にあられた豊臣の佐竹統制の一端であった。

ところで、以上の佐竹一門と与力家来の知行高の比重の変化は、さらに顕著なものがある。ただし、天正十八年から文禄四年に至る六年間には、知行の異動もあろうから、断定はできないが、一応の計算上からいえば、天正の知行高では、佐竹一門五〇・二パーセント、与力家来四九・八パーセントとほぼ同等な比重を占めていた。これに対して、文禄の知行割の結果、六六・二パーセント対三〇・九パーセントと、佐竹一門の知行高は与力家来を完全に圧倒するにいたっている。

これはいうまでもなく天正十八年以來続けられて来た、佐竹氏の内外に対する経営の結果を物語るものであって、佐竹氏はここに豊臣政権の保証をえて、義宣を頂点とするゆるぎない領国支配権力を確立したということが出来るであろう。

佐竹義宣の知行割

さて、佐竹義宣は文禄四年六月十九日、豊臣政権の知行割を受けると、直ちにこれを自らの領国体制内に貫徹するため、翌七月十六日を期して、全領内に新しい知行割を開始した。

第 18 表 自天正 18 年至慶長 6 年佐竹氏の知行宛行状一覧

年 代	発行者	義 宣	同奉行	義 重	義 久	義 憲	(岩城貞隆)	(計)
天正	18	2						2
	19	4			5	10		19
文禄	1			7	1	4		12
	2	1		5				6
	3	1		1	1			3
	4	49	79	1	18			147
慶長	1	5	1		1	16		22
	2							
	3	14						14
	4							
	5	4			6		7	17
	6						1	1
(計)		80	80	14	32	30	8	243

すなわち、佐竹氏の知行割を示す知行宛行状について、まず数の上でその状況を見れば、佐竹氏が天正十八年八月、領知公認をうけて豊臣政権下に編成されて以来、水戸在城の一三年間に発した知行宛行状

は、知られる限りでも二四三通にのぼる(5)。そしてそのうちの実に六〇パーセント近い一四七通までが、文禄四年秋(七月十六日～九月二十三日)の短期間にほとんど集中的に発行されている。つまり、佐竹氏の知行制度確立の上で、秀吉の知行割に直接つづくこの時期が、もっとも重要な画期をなしていることは疑いない。

第 19 表 知行宛行状の二形式

◇義宜黒印状	
一、三拾石 茨木郡 常葉之内	
文禄四年未乙七月十六日□(黒印)	
	鈴木 左馬助
◇義宜奉公人奉書	
一、五拾石也 小井戸之内	
	小貫大蔵(花押)
文禄四年 ^末 乙 八月十一日	
	人見主膳(花押)

したがって、以下この文禄四年秋の知行宛行状一四七通の内容を調査し、佐竹氏の知行割の意義を明らかにしよう。

まず、宛行状をその形式によって整理すると、佐竹義宣の黒印状と義宣の奉行人の奉書、ならびに東義久黒印状とに、はっきり分けられる(第十九表参照)。奉行人は小貫頼久(大蔵)・人見藤道(主膳)・和田昭為(安房守)の三人に限られ、宛行状発行の際には、主として小貫・人見、人見・和田の連署が行なわれ、人見、小貫の単独奉行もいくらか認められる。かれらはいずれも領国支配の枢機にあずかる最高の重臣であり、佐竹氏の領内知行割が義宣自身とその直属重臣によって推進されていることが知られる。

次に、これを発行月日との関連で見ると、黒印状や奉行人奉書は決して無原則に雑然と発行されているのではない。すなわち、七月十六日の義宣黒印状（四三通）によって、知行割が開始されて以来、八月十一、十五両日の小貫・人見連署奉書（二二通）、八月二十八日の人見・和田連署奉書（四二通）に至る約四〇日間、各奉行人の奉書が継続的に発行され、九月下旬の義宣黒印状（五通）で終わっている。以上の状況は、そのまま佐竹氏の知行割実施の経過を示すものであり、同時にそれがまことに整然と行なわれたことが示されている。

第 20 表 文禄四年佐竹氏の知行割と家臣団編成

宛行状形様	知行 人数	旗本	湯沢	大館	角館	桧山	十二 所	横手	(東 土着	不明	発行月日
佐竹義宣黒 印状	51	48								3	7-16・22 9-18・22・23
小貫・人見 連署奉書	22	2		11	1			1		5	28-11・15
人見藤道奉 書	9	1	4	1			2			1	8-15・18
小貫頼久奉 書	5									5	8-20
人見・和田 連署奉書	42	3	21	2	11	3				3	8-28
東義久黒印 状	21								9	7	6 8-27・29 9-2・4~10
(計)	150	54	25	14	12	3	2	1	9	21	11

では、以上の宛行状形式（黒印状・奉行人奉書）と発行月日の違いは何を意味するか。この点を、受給者の性格を調べることによって明らかにしよう。その手掛りとなる史料は水戸在城時代のものには、はなはだ乏しいため便宜上、秋田移封後の家臣団編制を示す史料を手懸かりとして調べてみると、次のような注目すべき結果が明らかとなる（第二十表参照）。

すなわち、まず、義宣黒印状の対象となった家臣はすべて、佐竹家中の有力諸将（たとえば、東・大山・真壁・松野・小野崎・真崎）と旗本（後の秋田城下諸士）だけに限られること、次に奉行人奉書は大部分がそれ以外の諸士（秋田時代は湯沢の南家・大館の小場家・角館の北家・桧山の多賀谷家・十二所の茂木家・横手の戸村家に配属された、いわゆる所預りの家臣）にあてて発行されており、旗本家臣宛のものはきわめて稀であることなどである。

家臣知行地の分布

つぎにこのような家臣の性格と、分与された知行地の分布との関係を調べて見る。なお、伝存する知行宛行状は、実際に発行された宛行状総数のごく一部分にすぎないため、調査の結果は絶対正確なものとはいえず、一応の参考とするにとどめなければならない。

第一に、義宣黒印状の内容を見ると、次の状況が窺われる。まず水戸城・太田城を中心とする茨城・那珂・久慈諸郡の地域では、船尾（千六百石）小野崎（九百石）真崎（八百石）ら義宣の重臣がかなりの知行高を得ているが、むしろ、家臣数の上では、二百石前後を知行する義宣の旗本中士層が、この地域に集中している。これに対して、筑波・行方・下野松野など、水戸城から遠く離れた佐竹氏の新領域では、佐竹一門の大山氏（四千十七石）のほか、外様の与力家来である真壁・松野など

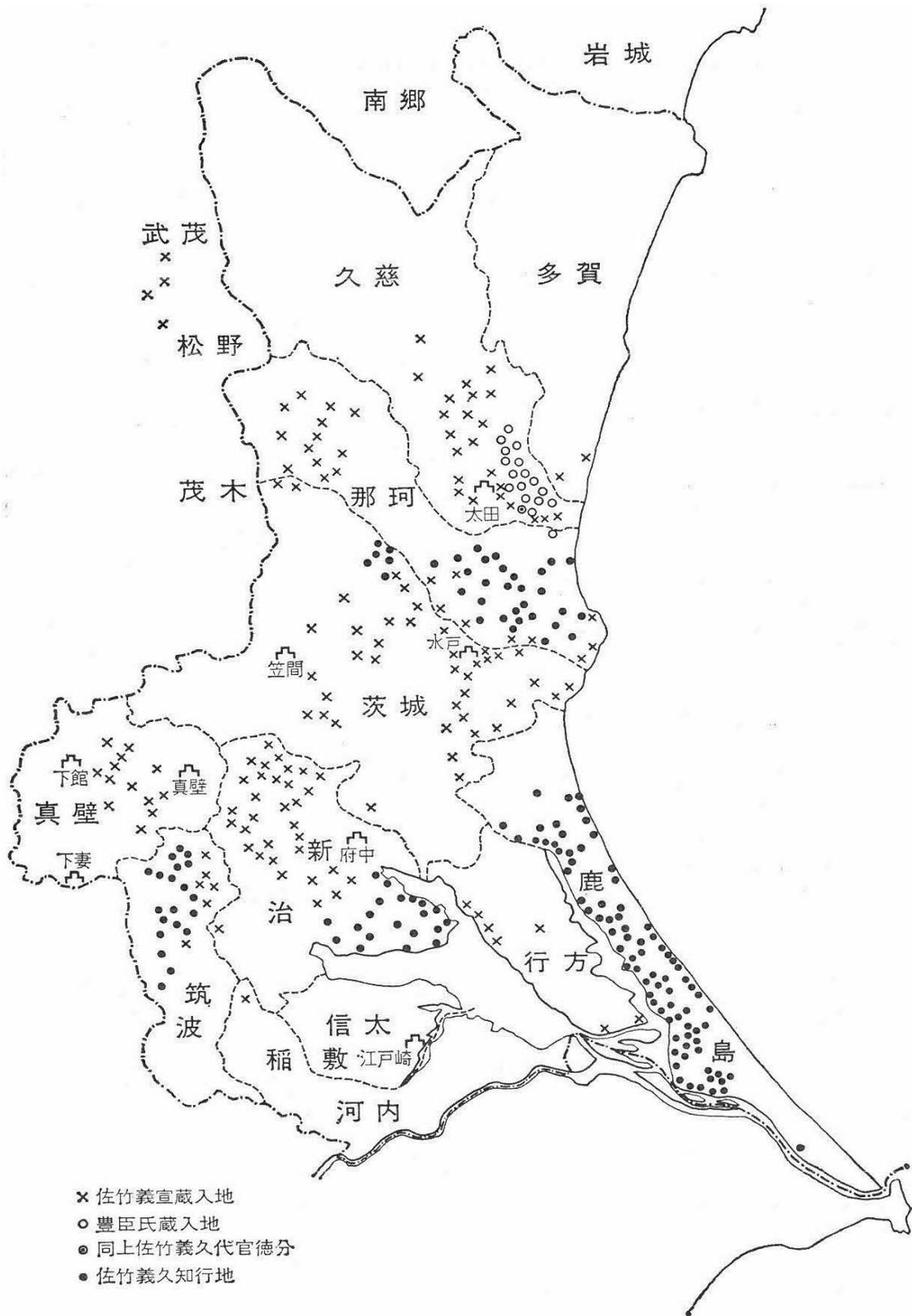
の有力諸将が広大な知行地を擁しており、低身の旗本家臣はほとんど認められない。

第二に、奉行人連署奉書の内容を見よう。前にのべたように、給人のほとんどがいわば陪属の家臣である。その上かれらは知行高の上でも、大部分が五十石以下のまったくの下士層であり、百石以上の者は、六四人中わずか四名（百石が三名、百五十石が一名）にすぎない。その知行地の分布は、延べ知行村数八七のうち郡名未詳のものが二〇カ村もあるため確かでないが、ほぼ佐竹領の全域に及ぶ。しかし、那珂郡（二一カ村）のほかは、水戸・太田両城下などの中心部に少なく、むしろ岩城南郷（二〇カ村）・新治郡（一一カ村）などの新領域に多いのが特徴的である。

これを要約すれば、水戸の地域に知行地を宛行（あてが）われた者は、佐竹家臣団のうち、義宣に直属する二百石前後の旗本中士層である。そしてかれらは直接に義宣の黒印状によって宛行を受け、奉行人奉書によって周辺の支城まわりに知行地を与えられた下士層とは、明らかに区別されている。

第 21 表 郡別に見た佐竹氏の知行割一覽

郡 域	検地高(石)	義宜蔵入高	村数	義宜(黒印)宛行高	村数	小貫 奉書 宛行高	村数	人見 和田 奉書 宛行高	村数	東義久知行高	村数	小 計
茨 城	85,688.31	26,800	39	4,680	36			96	4	5,839		37,405
那 珂	77,733.59	17,200	25	1,960	5	655	13	277	8	10,936		31,038
久 慈	75,355.70	18,150	25	690	10	150	3					18,990
多 賀	15,033.32	1,740	2					50	2			1,790
鹿 島	25,909.82									25,909		25,909
行 方	26,371.83	2,080	8	4,012	9							6,092
新 治	35,428.97	15,260	35			110	3	?	8	5,095		20,465
真 壁	49,030.69	8,100	15									8,100
筑 波	43,539.80	2,550	6	2,017	2	150	3			12,098		16,365
河 内	16,461.01											
信 太	48,978.28											
奥州南郷	26,830.39	800	1									1,471
下野ノ内	9,408.48	3,250	4	706	1							4,059
	545,164.59	96,930		14,065		不明 70	1	不明 641	20			



第 15 図 佐竹領知行割の概況 (文禄四年)

東義久の知行地

右の結果に、東義久の知行地の分布状況をあわせて調べて見よう。義久（佐竹中務大輔）は先に秀吉から六万石の知行割を直接に受けており、まずその点で、他の佐竹一門、家臣とは異なる特殊な性格をもつ。

七月十六日、義宣は一般家臣に対する知行宛行の開始と共に、この義久に対しても六万石の内訳を郡村毎に明示した黒印状を発行した。その全容は第二十一表の通りであり、鹿島全郡（二万五千九百九石余…知行高と検地高が一致）をはじめ、筑波・那珂両郡の各一万石余、茨城・那珂両郡の各五千余石など、その知行規模の大きさは、次にのべる義宣蔵入地を除けば他に例を見ない。

このうち、那珂郡は高部・檜沢をふくむ義久の本領域であり、鹿島全郡もすでに天正十八年、義宣から与えられた所領である。（本章第二節参照）しかし、領国の南辺に位する筑波郡（一万二千九百八石…検地高四万三千五百三十九石）と水戸城下の茨城郡（五千八百三十九石）は、その後の新しい知行割によるものと思われる。

そもそも、佐竹氏の領国内における義久の総知行高六万石は、秀吉によって保証されたものであった。義宣の知行割はこれにもとづいて行なわれた。その内容を見ると、義久は旧来の本領支配をそのまま維持した上、領国南辺に多大な所領を与えられて、この地域を制圧し、同時に領国の中心水戸の周辺にも、かなりの知行地を給付され、佐竹家中に並びない優位を確立している。

以上のように、水戸城下の地域は、この義久のほか義宣直属の旗本層によって掌握され、領国支配の中心地という性格を如実に示している。

義宣蔵入地

これに、義宣蔵入地の分布、管理状況をあわせて見ると、右の事情はいっそう明確となる。蔵入地は秀吉の知行割で「義宣蔵入」と定められた十万石の無役高の土地である。この蔵入地の全体にわたって、御蔵衆が一ヵ年（文禄五年）分の年貢（定納・定物成）の収納状況を明細に調べ上げた帳簿（文禄五年御蔵江納帳（6））が伝存する。

この納帳を集計すると、全石高は九万六千九百三十石余、郡数は常陸八郡と奥州南郷、下野那須の一部から成り、村数は一六二ヵ村に達する（第二十一表参照）。

まず、これにもとずいて、全蔵入地の分布状況を郡村別に調べよう。表示した通り、水戸城周辺の茨城郡内にもっとも多く、全体の二八パーセント近い二万八千石程度、村数にして三九か村を占める。これに次ぐのが太田城下の久慈郡（一万八千余石、二五ヵ村）と旧来の所領那珂郡（一万七千余石、二五ヵ村）で、合わせて三万五千余石、茨城郡共では六万二千余石となり、本領域だけで全体の六四パーセントにのぼる。この他に多いのは新治郡（一万五千余石、三五ヵ村）であるが、これは府中城を中心とする大掾氏の旧領を直轄化した結果と思われる。つまり、義宣は旧来常陸の政治上の中心をなした太田城・水戸城・府中城の周辺を、自らの直接掌握下に置いたわけで、この分布状況は義宣の領国支配の顕著な進展を示すものである。

次に、これら蔵入地の管理方法とその実情を明らかにしよう。まず管理の役人としては、納帳の作成を行なっている「御蔵衆」が知られる。ただ、これを蔵を管理し、出納を行なうだけで、現地支配には関与しなかったらしい。大和田重清が文禄二年十一月二十八日、下野宝積寺の年貢（米銭を換金）五両二分を納めている「奉行衆」とは、この御蔵衆のことであろう。

蔵米を収納する御蔵は、水戸城内だけでなく領国内の各地に設けられていた。後年、秋田移封に際し、その始末のため、義宣は和田昭為に次のような指令を発している(7)。「城(水戸城)に指置候兵子」は、封印を付けてそのまま置き、「在々境目に在レ之兵子」は、買手さえあれば安価で売却し、「行方にある兵子」は江戸城へ送り、それも難しい分は行方にある諸所の舟付(湊)へ集めよ、と。兵子は俵子とも書き、ここでは兵糧米つまり蔵米を意味する。それが領内各地の蔵に分散して納められている状況を知ることができる。

領国内の一六二カ村に及ぶ全蔵入地の現地支配を行ない、年貢を御蔵に納入するのは代官であった。義宣麾下の多数の上中層家臣たちが、一村ないし最高十五カ村を「預り分」として預託され、代官となった。これが義宣の蔵入地の管理方法の特徴で、陪属の小身の吏僚層が直接管理する、上杉景勝の蔵入地の場合とは、まことに対照的である。

まず、蔵入地の預託の典型的な一例をあげよう。太縄義辰(讃岐守)は文禄四年七月二十二日、義宣の黒印状により、那珂郡高部村(美和村)六百九十七石五升一合六夕の地を「預り分」と指定された(8)。その管理状況を、納帳について見れば、文禄五年度は総高六百九十七石五升、荒高七十三石と査定され、それに対する定物成(所定の年貢)額は八四貫二四六文であり、この年、太縄氏はその全額を「皆納」した。なお、かれは他に茨城郡橋詰(友部町)、那珂郡小田野(美和村)と合わせて全部で三カ村(千三百五十八石一斗、年貢額一七五貫六一〇文)の蔵入地を管理しているが、納帳には、そのうち二六貫文が「かかり」つまり滞納となっている。このような管理状況を蔵入地の全体について集約したのが第二十二表である。

第 22 表 佐竹義宣蔵入地の管理状況

(文禄五年御蔵江納帳による)

	預かり分 (石)	比率 (%)	定納・定 物成 (貫)	納入額	納入率 (%)	預かり分 (郡 別の村数)
佐竹一門	16,566.93	17.3	2,182.000	1,097.600	50.3	新治 30・久慈 6 真壁 1
外様与力	13,751.24	14.4	1,642.894	638.442	38.8	真壁 13・筑波 6・下 野 4・新治 1・陸奥 1
旗 本	66,612.04	78.3	7,052.847	5,190.667	67.4	茨城 39・那珂 25・ 久慈 19・行方 8・新 治 4・多珂 2・真 壁 1・不明 2
(計)	96,930.21	100.0	10,877.741	6,836.709	62.4	162

すなわち、蔵入地を預けられた家臣は、すべてで約七〇人を数え、その性格は系譜別に見て、おおよそ(イ)大身の佐竹一門(ロ)与力家来(外様家臣)(ハ)義宣の旗本上中士層などに分けることができる。そして、預かり地の分布と管理の状況は、この三つの区分別に、興味ある対照を示す。

(イ) 佐竹一門(南義種・北義憲・石塚義辰・長倉義興・小場義成)の預かり高は約一万六千五百六十七石(全体の約一七パーセント、三七ヵ村)で、そのほとんど大部分(三〇ヵ村)が新治郡に集中する。そして所定の年貢額(全体の約二〇パーセント)の納入率は五〇パーセント強である。

(ロ) 外様与力(真壁房幹・宍戸義長・梶原政景・太田景資・松野資通・前沢筑後)の預かり高は一万三千七百五十一石余(一四・四パーセント、二五ヵ村)で、真壁・筑波の両郡をはじめ諸氏の旧領や領国の縁辺に分布する。所定年貢額(一五・三パーセント)の納入率はわずか三八・八パーセントに過ぎない。



第 16 図 水戸城を中心とする義宣蔵入地の分布
(文禄五年御蔵江納帳による)

(ハ) 旗本上中士層など五六人の預かり高は、六万六千六百十二石余(七八・三パーセント、一〇〇か村)で、そのほとんど大部分(八三か村)が茨城(三九か村)を中心に、那珂・久慈両郡にわたる水戸・太田両城の間に集中する。そして、所定年貢額(六四・三パーセント)の納入率は六七・四パーセントに達する。

以上、要するに、佐竹一門の大身や外様の与力家来に預託されたのは、すべて領国周辺部の新領域、またはかれらの旧領域に設けられた蔵入地であり、水戸城下の地域には皆無で、太田城下にも稀である。そして納入率はきわめて低率である。これとは逆に、義宣旗下の諸士には、水戸・太田両城間の領国中心部の全蔵入地が委ねられ、納入率も高い。

このように、義宣蔵入地を管理する専門の吏僚層が成立せず、これをすべて有力な家臣団に預託している事実は、明らかに義宣の権力の未熟さの一面を物語っている。また(イ)・(ロ)の地域と(ハ)地域との納入率の差は、そのまま支配力の地域差を示すものといえる。

しかしながら、以上調査した家臣知行地と義宣蔵入地の分布状況をあわせて考えると、義宣は直臣団に知行を宛行うと同時に、かれらにその知行所の周辺の蔵入地を預けて代官とするという方法で、水戸城下とその周辺地域(茨城郡・那珂郡)ならびに太田城域をほとんど完全に掌握していることが判明する。したがってこの事実をもって、旧来の本拠地である太田城(久慈郡)を離れて水戸城(茨城郡)を新しい領国支配の中枢と定めた、義宣の意図は十分に達成され、義宣の支配権力は確立されたものと見なすことができる。

知行政策

この点について、つぎに知行の内容と政策の側面から検討を加えて

みよう。

文禄四年七月十六日、義宣は知行割の開始に当たって、次のような二カ条の掟を定め、これを黒印状により領国内に公布した（9）。

掟

一、此度遣候知行。一郷一村之内、相わけとり候所をは、其給人として相談候て、ひきわけへき事、

一、給人知行事内、竹・林井よし・かや、前々のとをり念を入、可相立事、已上、

七月十六日□（黒印、義宣）

要するに、第一条は、此度郷村を知行地として分与するが、各知行人はお互いに相談し合って、現地を引き分けるべきこと。第二条は、各人の給地内にある竹・林・よし・かやは、従来どおり念を入れて育成すべきこと、以上である。

これは義宣の知行割の基本方針を公示したものであり、また知行宛行を受けた義宣の家臣（給人）が、知行地（給地）を支配する際の原則（心得）である。

まず、第一条について、「一郷一村の内、相分け取り」という内容を、実際に行なわれた知行宛行に則して調べてみよう。

一、貳百五拾石 茨木之内藤井之内

文禄四年乙未七月拾六日□（黒印、義宣）

古内下野守殿

右の黒印状は、義宣が家臣の古内下野守に対して、茨城郡藤井村（市内藤井町）内の地二百五十石を給与した証書である（10）。

このように佐竹氏の知行宛行状には、すべて、知行石高・(郡名)・地名が確実に記載されている。地名は前年の太閤検地の際、その単位として定められた村を示し、石高は各村ごとに作成された検地帳に基づいて、算定されたものである。ところで、右の証書はこの藤井村が総石高二百五十石であり、その全部を古内氏一人に給与する、ということを示すのではない。他の史料を調べてみると(11)、藤井村はこの古内氏をふくむ四人の旗本家臣に分給(相給(あいきゅう)という)されており、その石高は合わせて七百五十石となる。これは史料の伝存する分だけの数字であるから、給人数はもっと多かったかもしれない。

第 23 表 佐竹氏知行宛行の相給形態

〈常葉村〉		
1750 石 92	義宣蔵入地	御町衆預り分
0, 35	家臣知行地	深谷清五郎
50 〃	〃	吉田 和泉
30 〃	〃	鈴木左馬助
20 〃	〃	清水左馬助
〈藤井村〉		
250 石		古内下野守
200 〃		松平上総介
200 〃		片岡志摩守
100 〃		今井 源五

たとえば、水戸城下の常葉村(市内)の場合は、知られる限りで、村高は千八百五十一石二斗七升にのぼる。そのうち、千七百五十石九斗二升は義宣蔵入地として、水戸城下の町衆に預けられ、他は五十石・三十石・二十石・三斗五升と零細に分けて、吉田氏ら四人の旗本家臣に給与されている。(第二十三表参照) このように、一村を多数の給人に細かく分割して給与するのは、義宣の知行割の基本方針であったようで

ある。

その上注目すべきことは、多くの場合各給分に十石未満の端数がなく、しかも均等割りまで行なわれている事実である。それは陪属家臣への宛行の場合にとくに著しい。一例をあげると、那珂郡長倉村（東茨城郡御前山村）などは、一村が七人の給人に五十石宛ならしで分与されており、陸奥南郷（福島県東白河郡）の伊香村は、四十石宛に分けて、九人に均分されている。

この端数なし宛行や均分宛行は、明らかに佐竹氏の知行政策上の特殊な操作によるものである。すなわち、第一に、知行宛行の基になった各村の検地帳には、石以下、斗升合勺才まで微細にわたって村高が調べられ、記載されている。それは、たとえば文禄三年十一月二十日の水戸市域の上河内村検地帳を見ても明らかで、その末尾には、検地の結果が

「惣都合田畠数、弍拾町壹反弍拾五歩
右之分米、百九拾五石四合之内
四石一斗一合 きのくら村ふん（木倉村分）」

と集計され、隣村とのわずかな出入りにいたるまで、まことに詳細に記されている。つまり端数なし宛行は基礎帳簿そのものに石以下の端数がないためではない。

第二に、義宣蔵入地を家臣に預託した義宣黒印状は、すべて零細な端数を表記している。たとえば、太繩義辰の預かり分那珂郡高部村は六百九十七石五升一合六勺と記され、片岡志摩守の預かり分多珂郡生沼（おいぬま）（日立市大沼町）は六百十六石一斗四升と黒印状に記載されている。全蔵入分の決算を行なった納帳についても同様であ

る。

第三に、与力家来や佐竹一門の大身に対する知行宛行状にも、零細な端数が表記される。たとえば、真壁房幹（式部大夫）は筑波郡で二千十七石六斗三升を与えられ、大山義則（孫次郎）は行方郡で四千十二石四斗八升を給与されている（12）。

第 24 表 分散知行形態

〈深谷清五郎〉

	石	合
50 石	い い 岡	49.654
	常 葉	0.350

〈館右近〉

150 石	駒 場	110.320
	平 戸	39.680

〈大和田近江守〉

200 石	赤 尾 関	137.372
	原 か い	62.628

〈藤沢…神応寺〉

200 石	かしわい	
	中 ど ろ	

〈船尾右兵衛〉

1600 石	も ち ち	777.890
	下谷かけ	821.762
	田 崎	400.348

〈遠山理助〉

50 石	こ ふ き	39.270
	柳 沢	10.730

第四に、十石未満の端数なし宛行の内容を調べて見よう。第二十四表(13)に示す通り、深谷氏の場合は、五十石に整えるため、飯岡村の四十九石六斗五升四合に、常葉村の内から、わずか三斗五升を加え、余分の四合を切捨てている。また、館右近に対しては、百五十石の知行高を、涸沼西寄りの駒場村(東茨城郡茨城町)の内からの百十石三斗二升と、そこからはるか離れた、大洗近くの平戸村(東茨城郡常澄村)内の三十九石六斗八升とを合わせて作り出している。また、船尾右兵衛には、三カ村分を巧みに組合わせて、千六百石を宛行っている。つまり、きわめて機械的に、加除操作を行なって、知行高を整えていることが明らかである。

以上、要するに、知行高を端数なしで、均分をも行なう、という知行宛行は、蔵入地や大身の一門、外様の場合には認められず、義宣の旗下層(特に一門外様らの支城将に配属する小身家臣団)への知行割に際して行なわれた、新しい知行政策であった、ということができる。言いかえれば、家臣団中のもっとも弱い部分に、この特殊操作が加えられたのであり、大身の場合は旧来通りに放置されたものであろう。

このような知行割は慶長二年冬、上杉景勝の採った知行政策と酷似し、豊臣政権下の旧族大名の知行制に、はじめて顕著に現われた、重要な特色と見なすことができよう。おそらく、その目的は知行制の整備により、財政の基礎をかためると共に、軍役賦課の基準となる家臣の知行を統一的に画定することにあつたと思われる。

たとえ旗本層だけに限られるとはいえ、以上のように、一村を数人に分けて知行させ、一給人の知行を零細に何カ村にも分散させ、端数を加えたり引いたりするという操作をしたことは、前年冬に行なわれた全領国の太閤検地の成果をもとにして、はじめて可能になったものであつた。そして、この知行割の結果、個々の家臣のもっていた領主的

な知行権はますます弱められ、知行高は佐竹氏のもとに統一して掌握され、家臣団統制の基礎が確立した。この知行割の結果、広汎に分散した零細な知行地に対する家臣（給人）たちの直接支配は困難となり、かれらは、政所・肝煎などの農村支配の組織を通じて、年貢を収納するだけという間接的な支配関係が、しだいに一般化して行ったと思われる。

立山

さきに掲げた掟の第二条は、以上のような知行政策と密接な関係をもつものであろう。この掟の内容は、知行地内の竹・林・よし・かやの育成を命じたものであり、とくに、義宣が家臣知行地の内部に統制を加えている点が注目される。

竹・林・よし・かやは、弓・矢・鏑などの武器を製造し、城砦を築き、家屋を造るための重要資材であった。したがって、その保護育成には、戦国期以来の諸大名が何れも細心の注意を払っており、かれらの定めた掟書類の中には、ほとんど例外なく、竹木以下に統制を加えた一項が見出だされる。

たとえば、義宣は松平信久（上総介）に府中城（石岡市）の修築を命じた際、とくに竹林資材の調達に関する三カ条の掟を与え、大略次のように定めている（14）。

- (1) 府中普請につき、城壁を造るための竹林が府中城領内に無ければ、必要なだけ誰の知行地内からでも採取して、普請を進めよ。
- (2) 竹木を伐り出す者が、在々所々で、目にあまる行為を働いた場合は、直ちに成敗（斬罪）せよ。
- (3) 竹木は囲いの壁に必要なだけ採取せよ。むざと多く伐らせたなら、其身（松平氏）を処罰する。伐採した本数を自ら記録しておくこと。

以上によって、竹・林が築城の資材として、いかに重視され、厳しい統制下に置かれたかを如実に知ることができる。しかも「誰か知行成共きり候て」と定め、それを調達するため、直轄領だけでなく家臣の知行地内にも入りこむことを規定している点が重要である。

つまり、文禄四年七月十六日、知行割の開始に当たり掟書として公布した、知行地内の竹・林・よし・かやの育成令は、じつは、竹林以下を佐竹自身の直接統制下に置くことを定め、その育成を知行人に命じたものであろう。そして、この掟は同年十一月二十日、須田盛秀（美濃守）に与えた五カ条の掟（喧嘩両成敗、博奕・双六の禁止、飲酒の戒め、無奉公、非行の取締りなど）の中で定めた「一、立山へ人馬不可入事」という条項と照応する（15）。

立山（たてやま）とは、一般に留山（とめやま）とも呼ばれ、領主から伐木・狩猟を禁じられた山林を意味する。天正十九年、佐竹義重も自領内に「立山なみ木森林」を厳密に育成せよ、と指令しているが（16）、佐竹氏の立山の制は、すでに太田在城時代のかなり早くから行なわれていたようである。

以上の事実から考えると、佐竹氏は領内の竹木等に対する保護統制策を立山として制度化し、支配領域の発展につれて、立山の範囲をしだいに拡大して行き、ついに文禄四年の全領知行割を契機に、領国内の一般知行地にまで、それを及ぼすに至ったものと推察される。

竹・林・よし・かや・という表現は、おそらく、知行地内の山林原野を包括する程の意味をもち、家臣の知行権は、この面でも著しく制約されたであろう。右の第二条の目的はこの点にもあったと考えられる。

なお、この佐竹氏の立山制度は、徳川時代にも承継がれ、水戸藩の林制として確立される。佐竹氏の移封に際し、慶長七年六月、事後処理に当たった徳川家康の奉行（大久保・本多両氏）の定書（17）に「前々

よりのたて山、みだりに取べからざる事」とあるのは、その例証である。

家臣団の編制

知行制の確立とならんで、家臣団編制も重要な政策である。ただ、佐竹氏の場合、家臣の姓名・知行高・組などを記した分限帳の類や家臣団関係の確実な史料が乏しく、直接に家臣団編制の全容を知ることは難しい。そこで、家臣団編制といわば表裏の関係で進められた、知行割の状況から、編制の特徴を調べ、それを次の四点に分けて説明しよう。

一、旗本家臣団の水戸城下集住

文禄二年の暮、佐竹氏は新たに水戸の城下町に集住させる家臣団の屋敷の整備を終わった。家臣たちはただ屋敷を城下に新設しただけではなかった。城下での生活と軍役を支えるため、水戸城周辺の地域に新しく知行地を給与されたのである。文禄四年七月に施行された整然たる知行割は、それがまさしく旗本家臣団の城下集住に対応するものであったことを示している。城下の茨城郡一帯はすべて旗本家臣団に給与され、この地域に外様家臣たちの知行地が認められないことは、先に明らかにした通りである。

このような知行割と共に、義宣自身の蔵入地も、水戸城下の茨城郡内にもっとも多く設けられ、その管理はすべて旗本家臣団に委ねられた（第十六図参照）。

義宣は水戸入城以来わずか五年足らずの間に、旗本家臣団の城下集住を果たして本城の軍備を強化し、それを支えるに足る知行制を確立したのであった。

二、一門、外様の有力家臣たちの支城配置

義宣に直属する旗本家臣団のほか、佐竹氏の一門や外様の大身たちは、水戸城から遠く離れた領国周縁にある支城に、城代として配置された。かれらは支城のまわりに新しく知行地を給与されて旧来の本領を離れ、支城の区域に集中的に設けられた義宣蔵入地を、城領として管理した（第十七図参照）。

領国内の城将配置の状況は、おおよそ第二十五表の通りである。以下、この状況から、文禄末・慶長初年頃の家臣団編制の特徴を摘記する。

まず、府中城以下、領国内の要衝が、南義種をはじめとする、数多くの佐竹一門によって支配された。これに六万石の知行を擁する東義久を加えれば、領国統制上に占める佐竹一門の地位は、絶大なものといえる。

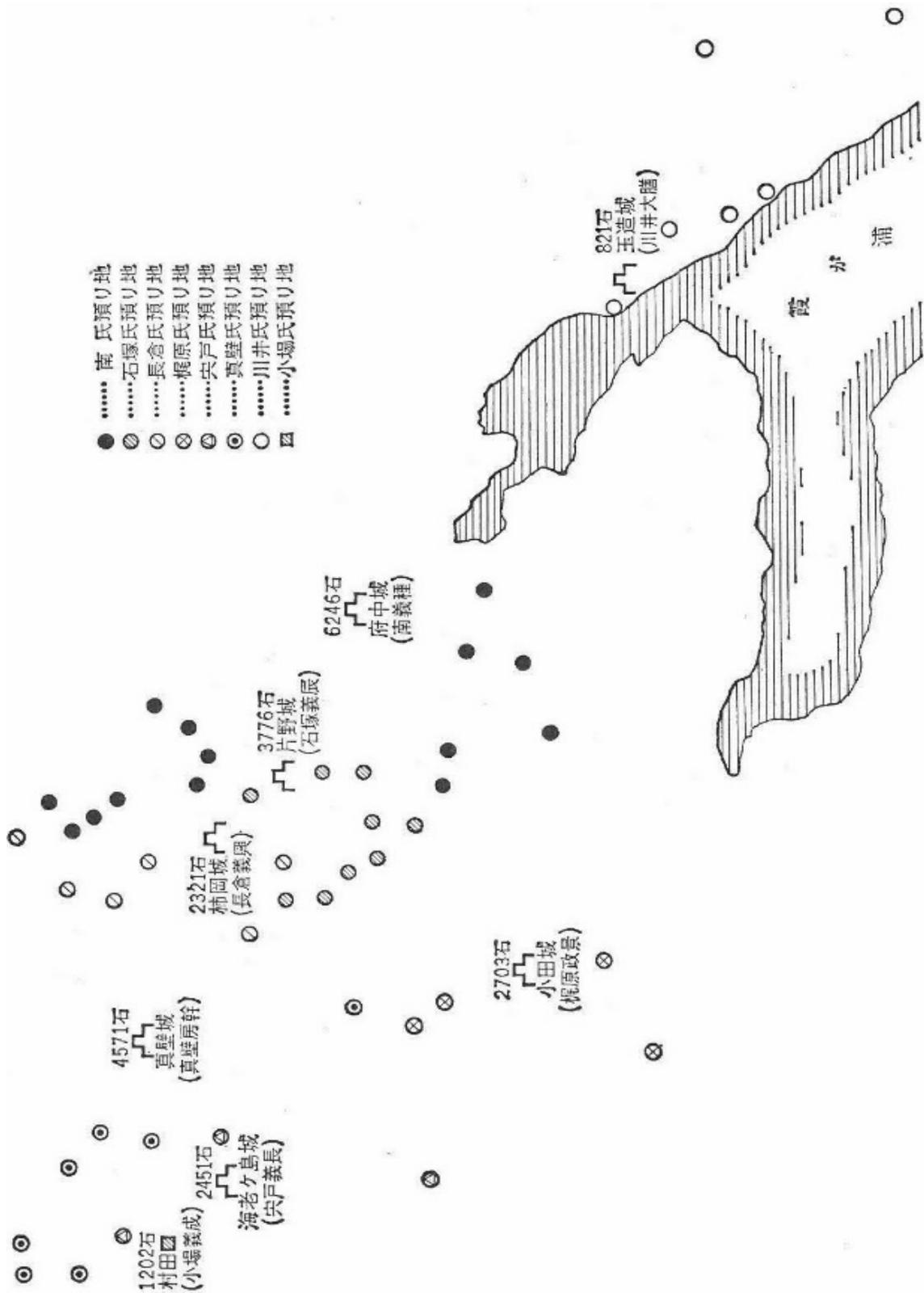
しかし、これら佐竹一門の性格について、注意を要するのは、かれらのほとんどがすでに本領から引離されて、新番城に移っている点である。たとえば片野城将の石塚氏の場合、その本領石塚は東義久の知行地となり、柿岡城将長倉氏の本領長倉は、義宣直轄領となって中田駿河が在城し、戸村義国の本領戸村も同様小貫伊賀の番城となっている。つまり、佐竹一門の新しい支城配置に際して、かなり大規模な知行割替えが実施され、義宣の権力組織の再編強化が計られたのであった。

第 25 表 佐竹領内の支城と城将（文禄五年御蔵江納帳等による）

城 館	城 将	城 領 (石)	村 数	旧 城 主	備 考
府 中 城	佐竹(南)義種	6246	15	大 掾 氏	
片 野 城	石塚 義辰	3776	9	太 田 氏	
柿 岡 城	長倉 義興	2321	6	柿 岡 氏	
小 田 城	梶原 政景	2703	6	小 田 氏	
海老ヶ島城	宍戸 義長	2451	5		
真 壁 城	真壁 房幹	4571	10	真 壁 氏	知行高 2017 石 (筑波郡)
玉 造 城	川井 大膳	821	6	玉 造 氏	
島 崎 城	小貫 頼久	1261	4	島 崎 氏	
松 野 城	松野 資通	1417	1	松 野 氏	知行高 706 石 (下野松野)
那 須	太田 景資	1808	3		
那 珂 湊	真崎 宣広	2113	1		
戸 村 城	小貫 伊賀	2770	1	戸 村 氏	
友 部 城	山方 右馬介	953	2	小 野 崎 氏	
長 倉 城	中田 駿河	717	2	長 倉 氏	
滑 津 城	前沢 筑後	799	1		
石 神 城	小野崎千代房		1	小 野 崎 氏	知行高 900 石
小 高 城	大山 義則		9	小 高 氏	知行高 4012 石
鹿 島 城	} 佐竹(東)義久			鹿 島 氏	
宍 倉 城				菅 谷 氏	
石 塚 城				石 塚 氏	
久慈(城館未詳)	佐竹(北)義憲	3020	6		

第 17 図 佐竹領内の支城と蔵入地の配置

(文禄五年御蔵江納帳による)



佐竹一門とならんで、外様の大身が相当数多く支城の城将に任じ、しかも佐竹一門とはかなり対照的な性格を示している。その代表的なものとしては、前表のように、真壁氏（真壁城）、宍戸氏（海老島城）、梶原氏（小田城）、太田氏（那須）、松野氏（松野城）、前沢氏（滑津城）などがあり、他に茂木城の茂木治良、江戸崎城の芦名義広をあげることができる。

このうち、たとえば松野資通は旧来の本城である松野城に在城したままで、千四百十七石余の義宣蔵入地を預かり、他に松野城下七百六石の知行地を与えられている。この蔵入地は、おそらく松野氏の本領内に設定されたもので、それだけ松野氏勢力が削減されたことを意味する。しかし知行高は本領の残りの部分についての支配を、あらためて義宣から保証されたもので、松野氏はなお依然として旧領に在ったわけである。

真壁房幹の場合も同様である。房幹は旧領のうち四千五百七十一石を義宣の蔵入地として取上げられた。ところが、これをそのままあらためて預け置かれ、旧来通り本城真壁城に在城した上、別に近隣の筑波郡内で二千十七石余の知行を給与されている（18）。

なお、太田景資・梶原政景はいずれも、永禄七年、武蔵岩槻城を没落した太田資正（三楽斎道誉）の子で、資正は、永禄末年佐竹義重を頼って常陸に亡命し、片野・柿岡両城を預けられていた。つまり、佐竹氏の客将であり、常陸土着の旧族ではないが、天正十九年九月、資正の死後、文禄四年までの間に番城の再編成が行なわれ、それぞれ那須と小田城に移され、その後佐竹一門が送りこまれたのである（19）。

次に、義宣の旗本家臣団の支城配置状況を見よう。主なものは第二十五表に示した玉造城（川井大膳）・島崎城（小貫頼久）のほか、戸村城（小貫伊賀）・友部城（山方右馬介）・長倉城（中田駿河）や湊（那珂

湊真崎宣広) などである。

ただ、川井・小貫両氏の行方郡玉造・島崎城域での預かり分は、全預かり高(小貫氏は久慈・那珂・茨城・行方四郡に九千四百七十一石余、川井氏は茨城・行方二郡に四千三百五十二石余)の極く一部にすぎず、この両氏が実際ここに在城したかどうかは疑わしい。

従って、これを除けば、常陸南部の新治・真壁・行方・筑波・鹿島の諸郡や下野・陸奥の一部など佐竹氏新領域には、義宣旗本層の在城は認められない。言いかえれば、義宣は領国外縁の新領域をすべて大身の佐竹一門と外様家臣に委ね、水戸城を囲む領国の中心部分に、旗本家臣団を配置したのである。

三、下士層の編成と支城配置

義宣は文禄四年の知行割(奉書による宛行)によって、旗下に属する多数の下層家臣団を、旗本家臣団とは別に組織化した。かれらは各支城の城将のもとにまとめて配属され、その地域で新たに知行を与えられた。その知行高は四十石前後の少額に限られ、しかもそれはいくつかの村の分を合算したり、一村を細分したり、均等割りするなどかなり機械的に操作された宛行であった。その結果、かれらは知行所の直接支配などは行なわず、各村から納入される所定の年貢を収めるだけの間接支配にとどまる場合が多くなったと思われる。

なお、さきにも述べたが、かれら奉書形式による知行宛行を受けた下士層は、秋田時代に佐竹領内の各支城に配属された、組下給人の家系と一致する。(第二十表を参照) これをもう少し詳細に見ると、小貫・人見連署奉書は後の大館(小場家)給人、人見奉書は後の湯沢(南家)給人、人見・和田連署奉書は後の湯沢・角館給人(北家)いうように、奉行の相違は陪属家臣団そのものの区別に基づいていることが判明する。伝存する一部の史料の内から一例をあげれば、文禄四年八月十五

日、人見・小貫連署奉書により、青柳右京ら七人の家臣が那珂郡長倉村内にそれぞれ五十石宛の知行を均分された。その後、佐竹氏の秋田移封に際し、そのうち長山・河澄兩名は常陸に土着し、他の五人は秋田大館城を預かる小場家の組下に配属された（20）。

この頃、長倉城将は旗本の中田駿河守であり、小場氏は真壁郡の村田を預けられている。したがって、右の長倉村の七人の給人と小場氏との間には、まだ統属関係は認められず、かれら給人たちが小場氏に配属されたのは秋田移封後と推測される。

以上のように、義宣が旗下の下層家臣団を支城に配置した目的は、まず支城の軍事力を強化することにあつたと思われる。それは一騎打ち戦法から集団戦への戦争形態の変化に対応した、新しい家臣団編成の特徴である。

四、兵制の変化に伴う足軽層の増大

このような兵制の変化をもっともよく現わしているのは、足軽層の役割が増大したことで、佐竹氏の場合、とくに顕著なものは、足軽の鑓、鉄砲隊の編成が急速に整えられている事実である。

たとえば、義宣は文禄三年、旗本の宇垣伊賀守に「鉄砲之者五十人」を預け置き（21）、慶長五年、「やり衆百人」に知行五百石をまとめて与え、同じく旗本の大和田重清に足軽五〇人を「てつはう衆」として預け、その知行分として五百石を一括して給与している（22）。また義久も同じ頃、「鉄砲三百人」を「五十人組」に分けて、町田摂津守ら六人の諸将に配属せしめた。この時、町田氏備下の五〇人組はさらに「二〇丁・町田摂津守（寄）より騎、二〇丁人見越前守より騎、一〇丁・甚兵部右衛門より騎」に分けられている（23）。

つまり、佐竹氏は自ら掌握した足軽を以て、鉄砲を装備した五〇人ぐらい宛の「組」に編成し、これを有力家臣のもとへ「寄騎（よりき）」

として配属し、部将の備えの強化を計ったもので、断片的な史料を見ても、これら足軽鉄砲隊や鑓隊の数は相当多かったことが知られる。なお、右の大和田氏の場合や、町田氏が、

「作屋村之出目

三拾五人 寄騎 預候也」

という黒印状を与えられた例を見ると、寄騎の足軽たちへの知行分は、個別に給与されたのではなく、おそらくは臨時給与として、寄親（よりおや）に一括して預けられたと考えられる（24）。

しかし、寄騎の足軽衆はそれぞれの寄親にまったく隷属せしめられたのではない。時として「五十人組の足軽、誰か寄騎にても候え、此度のことは、頭（かしら）に付け候者の仕置次第に陣取いたすべきものなり」と指示されているように、足軽家臣団は佐竹氏自身の作戦に従う独自の編成を保ったのであった（25）。

なお、家臣団全体の軍事編成は関係史料がないため、不明である。

注 (1) 「佐竹文書」一乾

(2) 「文禄三年常州検地覚書」、「佐竹文書」三坤所収・「佐竹文書」（史料編纂所レクチグラフ）

(3) 「義宣家譜」三

(4) 慶長三年八月一日、甲斐国知行方目録、浅野家文書

(5) ・(10) ～ (13) 「佐竹文書」・「秋田藩採集文書」・「秋田藩家蔵文書」・「佐竹古証文」「水府志料」等から蒐集した。

(6) 「文禄五年御蔵江納帳」

(7) 「家蔵文書」十八佐竹義宣文書

(8) 「採集文書」十三

- (9) 「採集文書」二十八
- (14) 「採集文書」十六
- (15) 「家藏文書」十八佐竹義宣文書
- (16) 「家藏文書」十七佐竹義重文書
- (17) 「続常陸遺文」二
- (18) 「家藏文書」二十四佐竹義宣家臣知行判物
- (19) 「太田氏関係文書集」第二
- (20) 「家藏文書」、「採集文書」、「水府志料」
- (21)・(22) 「採集文書」十八
- (23)・(24)・(25) 「採集文書」十八、「家藏文書」二十七東義久文書